

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 【中間見直し版】

第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画

盛岡市困難な問題を抱える女性支援推進計画

盛岡市女性活躍推進計画

令和2年度～令和11年度

令和2年7月

令和7年4月改訂

盛 岡 市

目次

第1章 計画の概要	- 4 -
1 計画の目的	- 4 -
2 計画策定の経緯と計画見直しの背景	- 4 -
3 計画の名称	- 5 -
4 計画の位置付け	- 5 -
5 計画期間	- 6 -
6 盛岡市における「男女共同参画」の定義	- 6 -
第2章 盛岡市の男女共同参画の現状と課題	- 8 -
1 第2次盛岡市男女共同参画推進計画における成果と課題	- 8 -
2 地域の現状①（市民アンケート・盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査）	- 11 -
3 地域の現状②（人口・就業状況）	- 13 -
4 社会情勢の変化（男女共同参画推進に関連するもの）	- 14 -
5 今後の取組の方向性	- 16 -
第3章 計画の基本的な考え方	- 18 -
1 計画の目指す姿	- 18 -
2 基本理念（盛岡市男女共同参画推進条例第3条より）	- 18 -
3 基本目標と施策の方向性	- 19 -
第4章 施策の展開	- 24 -
1 成果指標・参考指標	- 24 -
2 主な取組・事業の分類	- 24 -
3 取組No.	- 25 -
【基本目標1】	
性別等に関わらず多様な生き方を選択できる 意識の形成	- 26 -
【施策1】 男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進	- 27 -
【施策2】 多様な生き方の選択を可能とする学びの充実	- 28 -
【施策3】 男女共同参画を推進する人材育成	- 29 -
【基本目標2-1】	
人権尊重と安全安心な暮らしの実現 ～多様性の尊重と安心な暮らし	- 30 -
【施策1】 性の多様性の理解と支援	- 31 -
【施策2】 性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援	- 33 -
【施策3】 男女共同参画視点での災害対応	- 35 -
【施策4】 性別等による人権侵害の防止	- 36 -
【基本目標2-2】	
人権尊重と安全安心な暮らしの実現 ～配偶者等からの暴力の根絶 ～困難や不安を抱える方への支援	- 37 -
【施策1】 DV 防止に向けた啓発・教育の推進	- 39 -
【施策2】 困難や不安を抱える女性への支援	- 40 -
【施策3】 相談及び被害者支援体制の充実	- 42 -
【施策4】 被害者の自立支援	- 44 -

【基本目標 3-1】

あらゆる場面における多様な人材の活躍 ～地域社会や家庭における活躍.....	- 46 -
【施策 1】 行政や政治の場における男女共同参画の推進.....	- 47 -
【施策 2】 地域における男女共同参画の推進	- 49 -
【施策 3】 家庭における男女共同参画の推進	- 50 -

【基本目標 3-2】

あらゆる場面における多様な人材の活躍 ～働く場における活躍.....	- 51 -
【施策 1】 働く場における女性の活躍推進	- 53 -
【施策 2】 男性の家庭や地域における活躍推進.....	- 55 -
【施策 3】 ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備	- 56 -

第 5 章 計画の推進に向けて..... - 58 -

1 推進体制の整備.....	- 58 -
2 多様な主体との連携・協働	- 58 -
3 相談・苦情への対応.....	- 59 -

第 6 章 資料編..... - 60 -

1 策定経過.....	- 61 -
2 第 2 次盛岡市男女共同参画推進計画における課題	- 64 -
3 盛岡市における DV 相談等の現状	- 71 -
4 平成 30 年度市民アンケート調査	- 72 -
5 平成 30 年度盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査.....	- 80 -
6 盛岡市の現状（人口・就業状況）	- 85 -
7 社会情勢の変化（主に第 2 次計画策定後の平成 27 年度以降）	- 89 -
8 男女共同参画行政に関する国内外の動き（1975 年～2023 年）	- 95 -
● 男女共同参画社会基本法.....	- 101 -
● 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	- 105 -
● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	- 111 -
● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	- 123 -
● 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律.....	- 131 -
● 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律.....	- 133 -
● 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	- 138 -
● 盛岡市男女共同参画推進条例.....	- 140 -

第1章 計画の概要

1 計画の目的

この計画は、市が市民や事業者、教育関係者とともに取り組むべき施策の方向と内容を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、盛岡市男女共同参画推進条例第9条の規定により策定するものです。

2 計画策定の経緯と計画見直しの背景

(1) 市のこれまでの取組

男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成7年以降、市では男女共同参画推進のための計画を策定し拠点施設を設置運営するなど、課題解決のための取組を着実に実施してきました。

令和元年6月28日には「盛岡市男女共同参画推進条例」が公布、施行されたことにより、令和2年度には、それまでの「第2次盛岡市男女共同参画推進計画」を抜本的に見直し、新たに「第3次盛岡市男女共同参画推進計画」を策定しました。

●計画の策定

- ・新盛岡市女性行動計画～なはんプラン 21～（H7～H12 年補訂版～H16）
- ・盛岡市男女共同参画計画～新なはんプラン～（H17～H18 改訂～H22 改訂～H26）
- ・盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画（H21～H25）
- ・第2次盛岡市男女共同参画推進計画～なはんプラン 2025～（H27～R6）
（うち基本目標5部分「第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画（H27～R6）」）

【現行】第3次盛岡市男女共同参画推進計画（R2～R11）

- （うち基本目標2-2部分「第3次盛岡市配偶者暴力防止推進計画」）
- （うち基本目標3-2部分「盛岡市女性活躍推進計画」）

●拠点施設等の設置・運営

- ・もりおか女性センター（H12～）、盛岡市配偶者暴力相談支援センター（H21～）

(2) 現行計画の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生命や生活に大きな影響を及ぼし、とりわけ女性の割合が高いとされる非正規雇用労働者の経済的困窮や、DV・性暴力の深刻化、ひとり親家庭が抱える問題などが浮き彫りになりました。多様な問題の根底には、ジェンダー不平等や日本社会の構造的な課題などがあげられ、これまで以上に男女共同参画の推進の必要性が高まっています。一方で、コロナ禍でテレワークや在宅ワーク、フレックスタイム勤務などの多様な働き方が市内にも広がり、家庭と仕事の両立が進むきっかけにもなりました。

また、女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化している現状から、新たな女性支援の強化を目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日から施行され、市町村における基本計画策定が求められていることや、盛岡市総合計画（R7～R16）との整合性に配慮して、計画中間年である令和6年度に計画見直しを行います。

(3) 計画見直しのポイント

- 進捗状況に基づく成果指標・目指す方向性を見直し
- 事業分類の見直し
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の理念に基づく女性支援強化の視点を含めた見直し

3 計画の名称

第3次盛岡市男女共同参画推進計画

（うち基本目標2-2部分）**第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画 及び
盛岡市困難な問題を抱える女性支援推進計画**

（うち基本目標3-2部分）**盛岡市女性活躍推進計画**

※第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画・**盛岡市困難な問題を抱える女性支援推進計画**・盛岡市女性活躍推進計画については、第3次盛岡市男女共同参画推進計画と一体のものとして策定することで、関連する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていきます。

4 計画の位置付け

(1) 第3次盛岡市男女共同参画推進計画の位置付け

- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
- 盛岡市男女共同参画推進条例（令和元年条例第8号）第9条に基づく市町村男女共同参画計画

(2) 第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画の位置付け（基本目標2-2部分）

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画

(3) 盛岡市困難な問題を抱える女性支援推進計画の位置付け（基本目標2-2部分）

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）第8条第3項に基づく市町村基本計画

(4) 盛岡市女性活躍推進計画の位置付け（基本目標3-2部分）

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく市町村推進計画

(5) 関連計画との整合性

- 国及び岩手県の男女共同参画に関する計画等を勘案しています。
- 盛岡市総合計画をはじめ、関連する市の他の計画との整合性に配慮しています。

5 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間

※関連する法令や計画等との整合性を図るため、次の年度に計画の見直しを行います。

令和6年度（計画期間中間年度、盛岡市総合計画（2015-2025）の後継計画との整合性に配慮、令和6年4月1日施行の困難女性支援法との整合性に配慮）

令和7年度（令和8年3月31日までの時限立法である女性活躍推進法との整合性に配慮）

（年度）	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
（市）第3次計画（本計画）	策定	→	→	→	見直し	見直し	→	→	→	R12.3.31
（市）盛岡市総合計画	→	→	→	→	見直し	次期計画	→	→	→	→
（国）女性活躍推進法	→	→	→	→	→	~R8.3.31				
（国）男女共同参画基本計画	第5次計画	→	→	→	→	見直し	→	→	→	→
（国）困難女性支援法					施行	→	→	→	→	→

6 盛岡市における「男女共同参画」の定義

令和元年6月に制定した「盛岡市男女共同参画推進条例」においては、国の男女共同参画社会基本法における定義に加え、従前の「男・女」という枠にとどまらず、性的指向や性自認等の多様性をも包含した「性別等」の定義を定め、基本理念や責務、禁止事項、支援措置などに反映させることにより、「性別等に関わらず、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会」の実現を目指しています。

このことから、本計画においても、条例の「男女共同参画」の定義を使用するとともに、条例で定義している他の用語についても、同様に引用しています。

○盛岡市男女共同参画推進条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 誰もが、性別等にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいう。
- （3）事業者 営利を目的とするとしないを問わず、市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- （4）教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人又は法人その他の団体をいう。
- （5）性別等 性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の性別についての認識をいう。）等をいう。
- （6）性別等による人権侵害 ドメスティック・バイオレンス（配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。）、ハラスメント（性別等に係る発言、行動等が、本人の意図に関係なく、相手又は周囲の者に不快感又は不利益を与えることをいう。）その他の性別等による暴力又は差別的取扱いをいう。
- （7）ワーク・ライフ・バランス 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても、多様な生き方を選択することができることにより、仕事と生活の調和が図られることをいう。

（※原文には下線・太字の装飾なし）

第2章 盛岡市の男女共同参画の現状と課題

市の男女共同参画推進の現状と課題について、(1)平成27年に策定した第2次盛岡市男女共同参画推進計画における課題、(2)市民・事業者の男女共同参画や女性活躍推進に関する意識調査、(3)盛岡地域の男女別人口・就業状況、(4)社会情勢の変化などから整理し、今後の取組の方向性を検証します。(図表等詳細は「第6章 資料編 (P60～)」に掲載しています。)

1 第2次盛岡市男女共同参画推進計画における成果と課題

第2次盛岡市男女共同参画推進計画（以下「第2次計画」という。）においては、5つの基本目標を設定し、庁内横断的な推進組織である男女共同参画推進本部会議や男女共同参画行政推進連絡会議、外部有識者による盛岡市男女共同参画推進懇談会（令和元年7月17日付廃止）において、毎年、進捗状況の報告を行い、成果と課題を検証しながら、計画の着実な推進を図ってきました。以下はそれらの検証を踏まえ、第2次計画における課題の整理を行ったものです。

(1) 計画期間

平成27年度～令和6年度（策定当時の設定終期）

(2) 基本理念

「未来の盛岡がさらに輝くために、女性の参画機会を拡大し、活躍しやすいまちづくりを推進します」

(3) スローガン

「女性が輝き 盛岡が輝く」

(4) 主な成果

- ・町内会長における女性割合の増加（H27：5.2%→R1：7.6%）
- ・市審議会等における女性委員登用率の増加（H7：11.6%→R1：30.5%）
- ・市職員の女性管理職割合の増加（H27：4.9%→R1：7.4%）
- ・パパママ教室への夫の参加率の増加（H27：98.6%→H30：100%）
- ・潜在的なDV被害者の相談件数の増加（H12：413人→H30：1,541人）
- ・女性センターの利用者数増（H15：11,749人→H30：25,036人）

(5) 基本目標ごとの課題

基本目標1 政策や方針決定過程への女性の参画促進

- (1) 審議会等における女性委員の登用促進
- (2) 市や関係団体の方針決定過程への女性の参画促進
- (3) 地域団体やNPO等の方針決定過程への女性の参画促進

■主な課題

- ・市の審議会等における女性委員の割合が、近年は約30%と横ばい傾向であることから、改選・新設時に委員の男女数の均衡を図る取組が必要である。
- ・行政、地域社会、政治その他あらゆる場面における活動方針立案や決定の場における男女共同参画は徐々に進んできているが、さらなる推進が必要である。
- ・男女共同参画人材育成講座や防災リーダー講座修了後の活躍の場が少なかったことから、学びの成果を地域へ還元できる具体的な方策の検討が必要である。

基本目標2 市民への男女共同参画の理解の促進

- (1) あらゆる場での教育や学習機会の提供
- (2) 男女共同参画に関する教育のプログラム開発と教員への研修機会の充実
- (3) 発達段階に応じた性と生命の尊重教育の実施
- (4) メディアからの情報の理解や活用能力向上の取組の推進
- (5) 男女共同参画に関する統計や情報収集及び調査研究の推進

■主な課題

- ・社会で男女平等だと思ふ人の割合について、多様な制度が導入されていく状況の一方で、平成30年度市民アンケートにおいて「平等になっていない」と答えた人が男女とも6割以上となり、過去20年間の調査で最高となった。このことは、多くの市民の男女共同参画への関心の高まりや、問題意識への喚起がなされたものとみており、盛岡市男女共同参画推進条例施行を機に、性別等に関わらず人権を尊重する意識の更なる向上や、固定的な役割分担意識の解消などの取組を、今後さらに加速させ重点的に取り組む必要がある。
- ・性別、性的指向、性自認等に関わらず、誰もが互いの人権を尊重するため、性の多様性を理解し合い、差別や偏見の解消を目指した啓発活動のさらなる拡充が必要である。

基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの実現

- (1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透
- (2) 男性の家事・育児・介護への参加促進
- (3) 多様なニーズに対応した保育や子育て支援の充実
- (4) 多様なニーズに対応した介護サービスの充実
- (5) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業への啓発
- (6) 女性の意思決定過程への参画促進に向けた企業への啓発
- (7) 雇用の分野における男女の均等待遇の啓発

■主な課題

- ・子育てや女性が活躍しやすい環境づくりに取り組む企業に対する国や県の認定制度（くるみん・えるぼし等）を活用する市内企業が徐々に増え始めているが、取組は発展途上であり、さらなる啓発活動と支援が必要である。

- ・ 性別等に関わらず誰もが活躍しやすい職場環境づくりには、仕事と生活が両立できる取組が欠かせないことから、意識醸成のための講演会やセミナーの開催、先進的取組事例の紹介などを通じ、企業の取組への支援を行っていく必要がある。
- ・ 年度末に向けて発生している待機児童の解消や、保育士の確保、保育定員の拡大、地域包括支援センター等の高齢者介護相談支援など、仕事と育児や介護が両立できる さらなる環境整備が必要である。

基本目標４ 男女のあらゆる分野への参画機会の拡充

- (1) 女性に対する再就職の支援
- (2) 起業や自営業の女性が自立するための支援
- (3) 女性の能力の向上やリーダー育成のための支援
- (4) ひとり親家庭等の自立に向けた支援
- (5) 女性の生涯にわたる健康支援
- (6) 男女共同参画に係る視点での相談事業の充実

■主な課題

- ・ 女性健康診査受診者数が年々、減少傾向にあり、就労女性の増加により勤務先で検査を受診していることが減少の要因と考えられるが、対象者で未受診の人への受診勧奨が必要である。
- ・ 災害対応において、避難所における授乳室や性別等によるニーズの違いに配慮したトイレ等の設置、多様な視点を反映させた避難所運営の適切な役割分担など、災害対応の各場面において男女共同参画の視点を踏まえた取組が求められている。

基本目標５ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【第２次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画】

- (1) 暴力を許さない意識づくりと暴力の発生を防ぐ地域づくり
- (2) 相談及び被害者保護の取組の充実
- (3) 被害者の自立支援
- (4) 関係機関や支援する民間団体との連携強化によるDV防止対策推進体制の整備

■主な課題

- ・ DV相談内容に児童虐待や精神障害等が絡み、複雑化する状況にあることから、早期問題解決が困難な事案が多いことを踏まえ、各相談機関や医療機関、教育機関等が密に情報共有をしながら、被害者とその子どもの安全を最優先に、連携して取り組む必要がある。
- ・ 相談者のうち、約１割が盛岡市以外の盛岡広域７市町の住民であり、広域対応できる相談体制の充実や、ニーズに合わせた具体的な事業内容及び費用負担の検討が必要である。
- ・ DV相談のほか、性犯罪・性暴力、若年層を対象にした性的な暴力、デートDV、セクシュアル・ハラスメント等の予防啓発と相談支援の取組の強化も求められている。

2 地域の現状①（市民アンケート・盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査）

市民や事業者の「男女共同参画や女性活躍推進」に関する意識や現状、課題を把握するため、平成30年度に、「市民アンケート」「女性活躍推進に関する事業所調査」の2つの調査を実施しました。

調査1 「平成30年度市民アンケート調査」

1 調査のテーマ

「男女共同参画及び女性活躍推進に関する意識について」

2 調査対象

満18歳以上の市民2,000人（回収数842人、有効回収率42.1%）

3 調査結果（概要）

（1）男女平等感について

- ・「男女の地位は平等になっていない」と答えた人の割合が、男女とも6割以上となり、過去20年間の調査の中で最も高くなった（男性63.2%、女性67.0%）。

（2）性別役割分担に関する意識について

- ・性別により役割を分担する意識について、男女とも6割を超える人が、性別による役割分担意識に、「反対（どちらかといえば反対を含む）」と回答している。（男性60.5%、女性68.3%）

（3）男女共同参画に関する行政への要望について

- ・働き方に関することを7割以上の人が求めており、「育児や介護中であっても仕事が継続できたり、いったん離職しても再就職できるような支援をする（87.3%）」、「男女共に働き方の見直しを進める（73.2%）」という要望が多かった。
- ・また「男女の平等と相互の理解や協力についての学習機会や啓発を充実する（50.5%）」「審議会等委員や管理職など政策決定の場に女性を積極的に登用する（48.8%）」「男女共同参画に関する法令等や制度を充実する（46.8%）」についても高い割合を示した。

（4）女性の職業生活について

- ・「職業を一生もち続ける方がよい」が男女とも5割以上となり、次に「子どもができたら職業を辞め、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が約3割となった。

（5）女性の就業継続に必要なことについて

- ・「子どもを預けられる環境の整備と充実、介護サービスや施設の充実」の割合が9割、「職場における仕事と育児・介護等との両立支援制度の充実」が8割となった。

（6）男性の家庭・地域活動への参加について

- ・「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」について男女とも7割以上の人を選択し、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」の項目を上回り、最も多い回答となった。

調査2 「平成30年度盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査」

1 調査の目的

盛岡市内の事業所における女性活躍推進に関する現状や課題及びニーズを把握し、今後の施策の基礎資料とする。（岩手県立大学地域協働研究事業として実施）

2 調査対象

盛岡商工会議所会員のうち、従業員数20名以上である635事業所
（回収数100件、回収率15.7%）

※従業員については、非正規従業員も含めるものとする。

3 調査結果（概要）

(1) 回答事業所の属性について

- ・回答事業所は「建設業」が最も多く、次いで「卸売・小売業」「製造業」の順となった。（盛岡市統計書（平成28年版）における産業大分類別事業所数では「卸売・小売業」「宿泊業・飲食サービス業」「不動産・物品賃貸業」の順に多い。）
- ・平均勤続年数について、男性では「15年以上（34.8%）」、女性では「3年以上10年未満（48.3%）」が最も多かった。
- ・時間外労働時間数については、多い順に「0時間から10時間（40.4%）」「11時間から20時間（31.5%）」「21時間から30時間（18.0%）」という状況であり、業種別では「運輸・郵便業」「教育・学習支援業」に時間外労働時間数が長くなる傾向がみられた。

(2) 女性活躍推進の状況について

- ・調査回答の40.4%（36事業所）が「女性活躍推進について経営指針等において現在は明示していないが今後検討したい」とし、取組意欲のある事業所に向けた働きかけが重要である。
- ・仕事と生活を両立できる働きやすい職場の認定取得に向けて取り組む事業所（認定済・申請中）が13.5%、「申請予定なし」が57.3%となっており、取組の奨励が今後の課題である。

(3) 女性活躍推進の課題やニーズ

- ・事業所における女性活躍推進の課題として最も多かった順に「管理職の認識・意識の向上（多様な人材の活用・マネジメントスキル向上）」「女性従業員の理解・行動・意識改革」「女性社員のキャリア形成支援」となり、管理職や女性従業員の人材育成の必要性が浮き彫りとなった。
- ・市に求める取組や支援について、「保育施設や介護支援等のサービスの充実」の次に「先進的取組事例の紹介」「スキルアップセミナー等の実施」が挙げられた。

3 地域の現状②（人口・就業状況）

盛岡地域の現状について、各種統計から人口・就業の男女別状況を把握します。

(1) 人口推移（総人口の推移）（平成 27 年国勢調査等）

- ・総人口については、平成 12 年の 302,857 人をピークに、減少に転じている。
- ・生産年齢人口については、令和 12 年には 159,886 人となることが見込まれ、平成 27 年の 182,979 人から、約 13%減少する。また、老年人口について、令和 12 年には 88,546 人となることが見込まれ、平成 27 年の 73,729 人から約 20%増加するなど、人口減少・少子高齢化が今後も進行する見通しとなっている。

(2) 男女別人口の推移（平成 27 年国勢調査等）

- ・男女別人口では、女性の人口が男性の人口を約 1 割程度上回り、今後も続く見通し。

(3) 年齢三区分別人口（男女別）（平成 27 年国勢調査）

- ・年齢三区分別人口では、年少人口を除き、女性の人口が男性の人口を上回っている。

(4) 労働力人口（平成 27 年国勢調査）

- ・本市の女性労働力率は約 50%で、全国平均の約 50%とほぼ同じ傾向である。

(5) 女性の年齢階級別の労働力率（平成 27 年国勢調査）

- ・女性の年齢階級別の労働力率では、30 代から 40 代前半までの労働力率が、その前後の年代と比較して低い傾向がみられることから、多くの人が出産・子育て期を迎える時期の「仕事と育児等の両立」が進んでいないことが考えられる。

(6) 女性の管理的職業従事者割合（平成 27 年国勢調査）

- ・本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は約 17.6%で、全国平均の約 15%と比較して高い傾向にあるが、国が目指す「30%目標（指導的地位に女性が占める割合を 30%程度とすること）」には達していない状況である。

(7) 産業別就業人口（平成 27 年国勢調査）

- ・第 3 次産業従事者数が 8 割を超える本市において、男女別の産業別就業人口の内訳は、多い順から、女性は「医療・福祉」「卸売業・小売業」「宿泊業・飲食サービス業」となっており、男性は「卸売業・小売業」「建設業・鉱業等」「運輸業・郵便業」となっている。

注 1) 各種統計については、計画策定時の最新値。見直し時点の最新値は第 6 章 資料編を参照。

4 社会情勢の変化（男女共同参画推進に関連するもの）

主に第2次計画策定後（平成27年度以降）における、男女共同参画推進に関わりのある社会の動きについて、今後の施策の方向性に影響を与えるものを中心に整理します。

（1）国の動き（主なもの）

- （H27）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布・施行
- （H30）「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」公布・施行（H31～）
- （H30）「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行
- （R1）「女性活躍推進法」等の一部を改正する法律の公布・施行（R2～）（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化、ハラスメント対策の強化等の措置）
- （R1）「配偶者暴力防止法」の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布・施行（R2～）
- （R2）「第5次男女共同参画基本計画」の策定
- （R3）「育児・介護休業法」の改正（子の出生直後の柔軟な育児休業の枠組みの創設、雇用環境の整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の義務付け等）
- （R4）「困難女性支援法」の公布（R6～）
- （R5）「配偶者暴力防止法」の一部を改正する法律の公布（R6～）（被害者の保護命令制度の拡充・保護命令違反に対する厳罰化等）
- （R5）「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の公布・施行

（2）県の動き（主なもの）

- （H27）「いわて男女共同参画プラン」改訂、「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定
- （H28）知事によるイクボス宣言、いわて女性の活躍促進連携会議に5部会設置、LGBT相談窓口開設
- （H29）「いわて女性活躍推進企業等認定制度」の創設、性犯罪・性暴力被害者支援「はまなすサポート」開設
- （H30）「いわて女性活躍推進員」を配置、「平成30年度岩手県男女が共に支える社会に関する意識調査」の実施
- （R3）「性別による固定的な役割分担意識をなくそういわて宣言」を実施
- （R3）「いわて男女共同参画プラン」策定
- （R3）「令和3年度男女が共に支える社会に関する意識調査」の実施
- （R5）「岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」策定・施行
- （R6）「いわて困難な問題を抱える女性への支援等推進計画」策定（2024～2028）
- （R6）パートナーシップ制度の自治体間連携開始

(3) 国際的な動き（主なもの）

(H27)「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと持続可能な開発目標（SDGs）」採択
SDGs の達成に向けた世界的な潮流。（目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」）

(H28～)「ジェンダーギャップ指数（男女格差指数）」日本の順位低迷（G7 最下位）

(H27 : 101 位/145 国中、H28 : 111 位/144 国中、H29 : 114 位/144 国中、
H30 : 110 位/149 国中、R2 : 121 位/153 国中、R3 : 120 位/156 国中、
R4 : 116 位/146 国中、R5 : 125 位/146 国中、R6 : 118 位/146 国中)

【備考】R1（2019）公表分は R2（2020）として公表されたため、年の数字が連続していない

(4) 社会の動き（主なもの）

- 少子・高齢化と未婚・単身世帯の増加や、共働き世帯の増（専業主婦世帯の 2 倍（H30））
- 男性の育児休業加速化の兆し（男性国家公務員の原則 1 か月以上取得等（R2））
- 人生 100 年時代の到来（性別等に関わらず誰もが、健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられ、多様な生き方の選択が可能となる環境の整備に取り組む必要など）
- 頻発する大規模災害
- 「性犯罪・性暴力」「性別等に関するハラスメント」「配偶者からの暴力や児童虐待との関連」などの深刻な社会問題化と、予防や根絶への機運の高まり
- 性の多様性に関する理解と支援への社会的機運の高まり
- 新型コロナウイルス感染症拡大により浮彫になった課題（配偶者等からの暴力や経済的困窮等）とテレワークなどの新たな働き方の広まり

（参考資料：内閣府男女共同参画局「第 5 次男女共同参画基本計画の策定に向けたコンセプト」（R2.1.21）他）

5 今後の取組の方向性

(1) 現状と課題の整理

前述した現状と課題を、盛岡市男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえ、3つに分類しました。

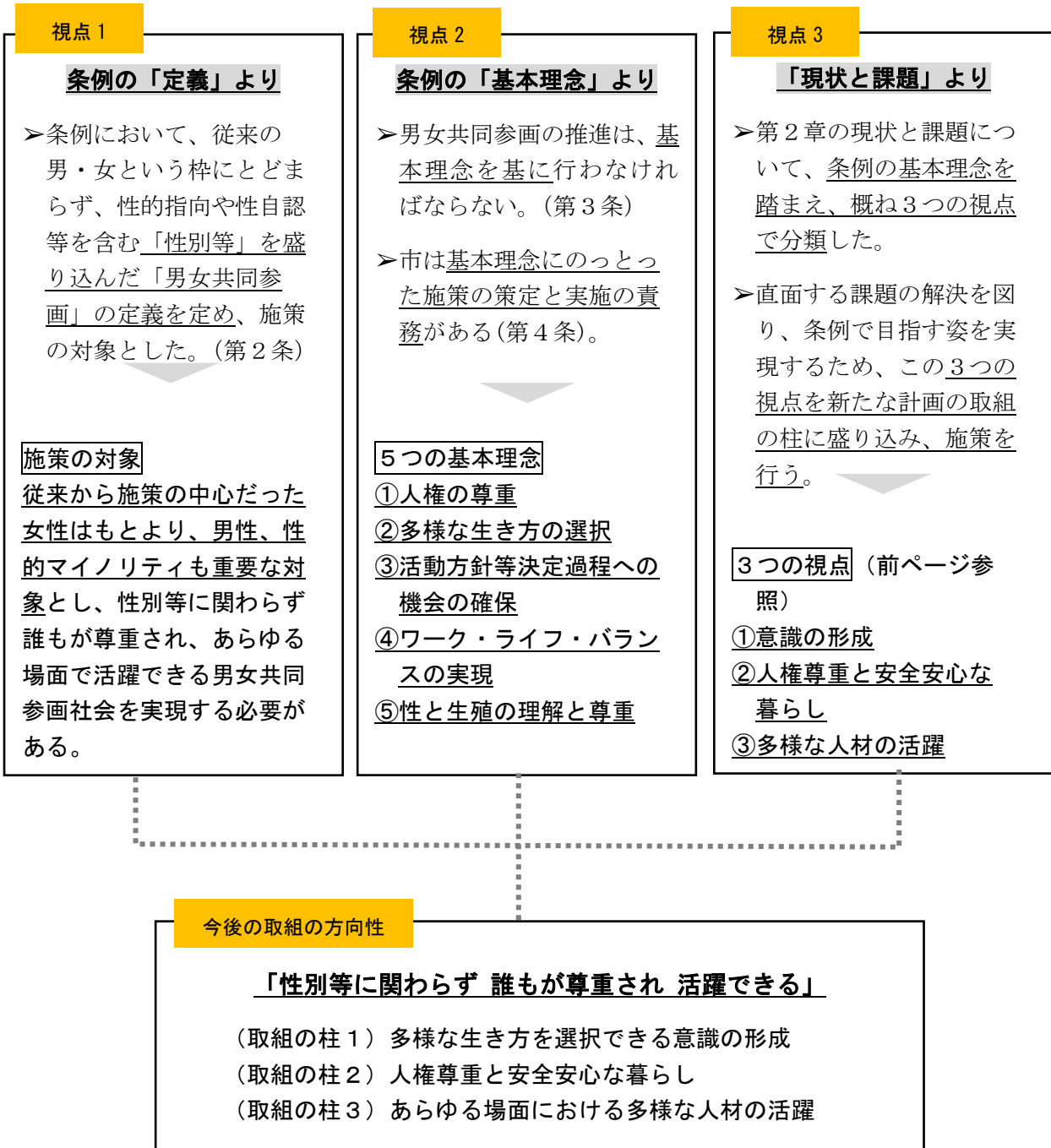
「意識の形成（●）」「人権尊重と安全安心な暮らし（★）」「多様な人材の活躍（◆）」

第2次計画における課題	地域の現状（調査・統計）	社会情勢の変化
● 固定的な役割分担意識の解消と多様な生き方を選択できる意識形成の取組が必要 ● 幼少期からの男女共同参画教育が重要 ● 教育が果たす役割の重要性の認識が必要 ● 人材育成講座修了後の活躍の場の仕組みづくりが必要 ★ 性別等に関わらず、誰もが互いの人権を尊重するため、性の多様性を理解しあい差別や偏見の解消を目指した啓発活動のさらなる拡充が必要 ★ 女性健康診査受診者が減少傾向。未受診の方の受診勧奨が必要 ★ 災害対応における多様な視点での取組が必要。（性別等によるニーズの違いの視点に配慮した取組等） ★ DV相談内容の複雑化（児童虐待・精神障害等）への対応と関係機関との連携、盛岡広域圏対応が必要 ★ 性別等による人権侵害の予防啓発と相談支援の取組強化が必要 ◆ 市の審議会等女性委員登用率が数年横ばい（約30%）、改選・新設時に委員の男女数の均衡を図る取組が必要 ◆ あらゆる場面における多様な人材の活躍に資する取組が必要（行政、町内会、その他地域における男女共同参画の推進） ◆ 女性活躍推進等認定企業が少なく企業への啓発と取組支援が必要 ◆ 仕事と育児や介護が両立できる環境の整備が必要	● 「社会で男女の地位は平等になっていない」が男女とも6割以上で過去調査最高。（市民アンケート（以下「市民ア」）） ● 男女とも6割超が、性別による役割分担意識に、「反対（どちらかといえば反対含）」と回答（市民ア） ● 行政が力を入れるべきこと「男女共同参画の理解の学習や啓発の充実（51%）」（市民ア） ★ 増加傾向にあるDV相談件数に対応できる体制整備が必要。（市では県全体の相談件数の約5割に対応） ★ DV相談者のうち約1割が盛岡広域7市町住民 ◆ 行政が力を入れるべきこと「政策決定の場への女性の積極的登用（49%）」（市民ア） ◆ 「男性の家事育児参画における職場や上司の理解促進」を求める声が7割以上。（市民ア） ◆ 事業所における女性活躍推進の課題上位2つ「多様な人材活用のための管理職の認識・意識向上」「一般女性社員の意識改革」 ◆ 人口減少（労働人口減少） ◆ 女性労働力人口（約50%）が全国平均約50%と同程度 ◆ 女性の年齢階級別労働力率では30-40歳代前半が低い（出産・子育て期における仕事と家庭の両立が進んでいない） ◆ 女性の管理的職業従事者割合（17.6%）は全国平均約15%と比較して高い	● 国際社会共通の持続可能な開発目標（SDGs）「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた国内外の機運の高まり（目標5「ジェンダー平等を実現しよう」）（H27） ● ジェンダーギャップ指数順位が日本低迷（G7で最下位） ● 人生100年時代の到来（多様な生き方の選択が可能となる社会の構築の必要性） ★ 性の多様性の理解と支援の社会的機運の高まり ★ 頻発する大規模災害 ★ 「性犯罪・性暴力」「性別等に関するハラスメント」「配偶者からの暴力や児童虐待との関連」などの予防と根絶の社会的機運の高まり ★ 改正配偶者暴力防止法（R1） ◆ あらゆる人の活躍による持続可能な組織や地域づくりの必要性（SDGs等）（H27） ◆ 女性活躍推進法（H27） ◆ 働き方改革関連法（H30） ◆ 政治分野における男女共同参画推進法（H30） ◆ 女性活躍推進事業所の認定制度の創設（えるぼし・いわて女性活躍認定企業等） ◆ 共働き世帯・未婚単身世帯の増 ◆ 男性育休加速化の兆し

(2) 今後の取組の方向性

(1)の整理及び盛岡市男女共同参画推進条例における定めを基に、新たな計画における今後の取組の方向性を、次のとおり定めます。

「今後の取組の方向性」の前提となる視点とは？



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目指す姿

盛岡市男女共同参画推進条例及び第2章で整理した男女共同参画推進における現状と課題などを踏まえ、この計画の推進により目指す姿を次のとおりとします。

性別等に関わらず誰もが尊重され 活躍できるまち盛岡の実現

- 多様性に富んだ豊かで活力あふれる持続可能な地域の構築を目指し、性別等*に関わらず、誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を決意した、盛岡市男女共同参画推進条例の前文を基に定めるものです。
- また、「その人らしい」個性と能力の十分な発揮という概念を、「活躍」という言葉を用いて表現することとします。

2 基本理念（盛岡市男女共同参画推進条例第3条より）

この「目指す姿」を実現するため、盛岡市男女共同参画推進条例（第3条）で定める5つの「基本理念」を引用し、本計画における基本目標や施策の方向性を定める際の前提とします。

(1) 人権尊重

誰もが、性別等による人権侵害を受けることなく、個人として尊重されること。

(2) 多様な生き方の選択

誰もが、性別等による固定的な役割分担についての意識にとらわれることなく、個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。

(3) 活動方針等決定過程への機会の確保

誰もが、性別等にかかわらず、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(4) ワーク・ライフ・バランスの実現

誰もが、性別等にかかわらず、ワーク・ライフ・バランスを実現することができること。

(5) 性と生殖に関する理解と尊重

誰もが、性別等に関する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができること。

* 性別等…性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）、性自認（自己の性別についての認識）等

3 基本目標と施策の方向性

基本理念や市の男女共同参画の現状と課題等を踏まえ、この計画の基本目標と施策の方向性を次のとおり設定します。

基本目標 1	性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成
------------------------------------	---

（施策1）男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進

（施策2）多様な生き方の選択を可能とする学びの充実

（施策3）男女共同参画を推進する人材育成

計画の目指す姿の実現のためには、人権を尊重する意識の更なる向上と、性別等によって役割分担を固定的に捉える意識の解消を進めながら、一人一人の意識と行動の変革を促すことが必要です。

このことから、本計画の第一に「意識の形成」を掲げ、「性別等に関わらず多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の形成」を目標とします。

基本目標 2-1	人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし
--------------------------------------	--

（施策1）性の多様性の理解と支援

（施策2）性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援

（施策3）男女共同参画視点での災害対応

（施策4）性別等による人権侵害の防止

基本目標 2-2	第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画
	盛岡市困難な問題を抱える女性支援推進計画
	人権尊重と安全安心な暮らしの実現～配偶者等からの暴力の根絶 ～困難や不安を抱える方への支援 （配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画） （困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第8条第3項に基づく市町村基本計画）

- （施策1）DV防止に向けた啓発・教育の推進
- （施策2）困難や不安を抱える女性への支援
- （施策3）相談及び被害者支援体制の充実
- （施策4）被害者の自立支援

性別や性的指向、性自認等に関わりなく、誰もが尊重され、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができる環境づくりは、「目指す姿」を実現するための基盤となる取組であることから、

- 性の多様性の理解と支援、性と生殖に関する理解と尊重、平常時の課題が顕著に現れやすいとされる、災害における男女共同参画視点での取組を行います。
- 個人の人格と尊厳を傷つけ、男女共同参画社会の形成を阻害する、DV（ドメスティック・バイオレンス）や性別等に起因するハラスメントや暴力などの、「性別等による人権侵害」の解消に向けた取組を進めていきます。
- 困難や不安を抱える方が、見落とされることなく、本人の意思が尊重されながら適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携のもと包括的な支援に取り組んでいきます。

基本目標 3-1	あらゆる場面における多様な人材の活躍～地域社会や家庭における活躍
-----------------	----------------------------------

- （施策1）行政や政治の場における男女共同参画の推進
- （施策2）地域活動における男女共同参画の推進
- （施策3）家庭における男女共同参画の推進

基本目標 3-2	盛岡市女性活躍推進計画
	あらゆる場面における多様な人材の活躍～働く場における活躍 （女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条第 2 項に基づく推進計画）

（施策 1）働く場における女性の活躍推進

（施策 2）男性の家庭や地域における活躍推進

（施策 3）ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備

社会のあらゆる場面における多様な人材の活躍は、一人一人の豊かで多様な生き方の選択を可能とするだけでなく、市民ニーズの多様化、その他の社会情勢の変化に対応するため必要であるほか、性別等に関わりなく実質的な機会の平等を担保することや、人口減少・少子高齢化が加速する将来においても、豊かで活力あふれる持続可能な社会をつくるために必要な取組です。

このことから、一人一人が個性と能力を発揮し活躍できる環境づくりを促進するため、

- 市民生活に密着した行政や政治、地域活動や家庭における男女共同参画の推進
- 働く場面における女性の活躍推進、男性の家庭地域活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進の取組を進めます。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画 体系図

＜計画の位置付け＞ 1 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項及び盛岡市男女共同参画推進条例（令和元年条例第8号）第9条に基づき市町村男女共同参画計画、盛岡市総合計画
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づき市町村基本計画（●基本目標2-2）
3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第8条第3項に基づき市町村基本計画（◆基本目標2-2）
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づき市町村推進計画（■基本目標3-2）

＜計画期間＞ 令和2年度から令和11年度（10年間）＞計画の見直し：令和6年度（計画期間中間年・総合計画との整合性）、令和7年度（10年間の時限立法である女性活躍推進法終了年度）

＜凡例＞
●…配偶者暴力防止法に基づき市基本計画
◆…困難な女性支援法に基づき市基本計画
■…女性の職業生活における活躍推進法に基づき市推進計画
※…教育関係者、事業者向け支援事業

性別等に関わらず誰もが尊重され活躍できるまち盛岡の実現

目指す姿

基本理念（※原則より）

性別・性的指向・性的自認等（以下「性別等」）に関わりなく実現すべき5つの基本理念（盛岡市男女共同参画推進条例第3条）

①人権尊重 ②多様な生き方の選択 ③活動方針等決定過程への機会の確保 ④ワーク・ライフ・バランスの実現 ⑤性と生殖に関する理解と尊重

基本目標1

性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成

【成果指標】
市まちづくり計画アンケート「男女共同参画社会の推進や人権問題への取組について」の「重要度」
（現状）R5：76.4% → R11：85%
（現状）R5：76.4% → R11：85%

基本目標2

人権尊重と安全安心な暮らしの実現

2-1 多様な性の尊重と安心な暮らし
【成果指標】
人権相談件数（女性相談、児童虐待相談）
（現状）R5：12,055件 → R11：13,425件
2-2（●◆）
配偶者等からの暴力の根絶
困難や不安を抱える方への支援
【成果指標】
DV相談相談件数
（現状）R5：156件 → R11：204件

基本目標3

あらゆる場面に於ける多様な人材の活躍

3-1 地域社会や家庭における活躍
【成果指標】
市議会等女性参事率（男女数の均衡）
（現状）R5：29.3% → R11：40%
3-2（■）
働く場における活躍
【成果指標】
市内の女性活躍推進等認定（※認定）事業所
（現状）R5：20事業所 → R11：44事業所

施策の方向性

- 1 男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進
- 2 多様な生き方の選択を可能とする学びの充実
- 3 男女共同参画を推進する人材育成

- 1 性の多様性の理解と支援
- 2 性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援
- 3 男女共同参画視点での災害対応
- 4 性別等による人権侵害の防止

- 1 DV防止に向けた啓発・教育の推進
- 2 困難や不安を抱える女性への支援
- 3 相談及び被害者支援体制の充実
- 4 被害者の自立支援

- 1 行政や政治の場における男女共同参画の推進
- 2 地域における男女共同参画の推進
- 3 家庭における男女共同参画の推進

- 1 働く場における女性の活躍推進
- 2 男性の家庭や地域における活躍推進
- 3 ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備

主な事業（「A」強化する取組「B」検討事業「C」継続事業」に区分）

※…特に教育関係者、事業者向け支援事業（条例の責務実現に向けた取組）

A' 児童生徒向け男女共同参画出前講座
B 男女共同参画拠点施設の機能充実
B 教育関係者向け男女共同参画推進研修
B 進路選択のための保護者等向け事業
C 男女共同参画推進に関する広報と情報提供
C 男女共同参画推進形成のための教育・学習の推進（学校教育等）
C 男女共同参画に関する講座・講演会等
C 学習機会の充実（むらさき女性センター、社会教育施設等）
C キリア教育の推進
C 性別にない性別の導入と普及
C 男女共同参画人材育成講座
C 男女共同参画団体の育成
C 男女共同参画人材育成講座受講後の活躍機会の創出
C 推進目標における重点的啓発活動
C 男女共同参画関係資料の収集と提供

外 全15事業

A' 生活上の不便の解消に向けた環境づくり
A' 性と生殖に関する理解の促進に向けた啓発活動
A' 啓発活動の充実
A' 啓発活動の充実
A' 産後ケア事業の拡充
A' 男女共同参画視点での防災訓練や啓発活動
A' 性別等による人権侵害に関する相談体制の充実
B LGBTフレンドリー企業（登録制度創設）
B 自主防災組織と防犯カメラの連携充実
B 妊婦健康診査や保健指導、妊産婦医療
B 妊婦健康診査や保健指導、妊産婦医療
C 性的多様性の理解に向けた啓発（講座、イベント、啓発冊子の作成等）
C パートナーシップ・アソシエーション制度の充実
C 人権尊重の理念に基づいた教育の推進
C 性別等による人権侵害の禁止に関する意識啓発

外 全24事業

A' 支援体制の充実と周知啓発
A' 支援対象者の早期把握
A' 居場所の提供
A' 母子生活支援施設での自立支援
A' アフターケア
A' 民間団体等との連携・協働
A' メール相談・男性相談の実施
A' 相談体制の充実
A' 関係機関との連携の強化
B 生活の場を共にすることによる支援
B 外国人DV被害者の支援
B 男性被害者の支援
B フォトグラフィックの構築
B 生活支援センターの育成
B 加害者更生を含む加害者対応に対する取組
C 盛岡市配属者職員相談センターの運営
C 被害者を支援する体制づくり
C 若年層向け人権出前講座の実施

外 全26事業

A' 政治分野の男女共同参画推進啓発（議員や必要性の確保や啓発活動等）
A' 市議会等の男女の委員数均衡の取組
A' 子ども・子育て支援の充実
A' ひびく家庭の自立促進に向けた支援
B 市の審議会等におけるワーク・ライフ・バランスの調査・研究
C 女性人材リストの整備と活用
C 市議員における男女共同参画の推進に配慮した研修
C 市議員における性別等に関わらない採用・能力開発・役職への登用
C 地域における男女共同参画学習機会の提供
C 町内会・自治会、PTA等の地域活動における男女共同参画の推進
C 家庭における男女共同参画意識醸成の取組

外 全13事業

A* 女性の参画が少い分野の活躍推進
A* 関係機関との連携
A* 男性の育児休業等取得促進のための機運醸成
C 女性の起業支援
C 女性の就労・再就職支援
C 働く女性向けの人材育成（キャリアアップ・同立支援）
C 事業所への啓発と取組支援
C 男性の家事・子育て・介護参画に関するスキルアップ講座等の開催
C 男性の家庭・地域参画のための啓発活動
C 誰もが活躍できる職場づくりの推進に向けた事業者への啓発と支援
C 無意識の偏見の解消や性別等によるハラスメント防止の意識啓発
C 経営者・管理職向けの多様な人材を活かすマネジメント支援

外 全19事業

盛岡市男女共同参画推進条例と第3次盛岡市男女共同参画推進計画の対応表

第3次盛岡市男女共同参画推進計画																
(凡例) ●…特に関連がある取組 ○…関連がある取組	基本目標1 性別等に関わらず 多様な生き方を選択できる意識の形成				基本目標2 人権尊重と安全・安心な暮らしの実現				基本目標3 あらゆる場面における多様な人材の活躍					計画 推進 体制 (5年)		
	2-1 多様性の尊重と安心な暮らし				2-2 配偶者等からの暴力の根絶 （第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画） （盛岡市児童相談所における女性支援推進計画）				3-1 地域や家庭における活躍						3-2 働く場における活躍 （盛岡市女性活躍推進計画）	
	【施策1】 男女共同参画の 関心と理解を深 める啓発活動の 推進	【施策2】 性との多様性の 理解と支援 ある啓発活動の 推進	【施策3】 男女共同参画を 推進する人材育 成	【施策4】 性別等による 人権侵害の防止 と啓発・教育の 推進	【施策1】 DV防止に向け た啓発・教育の 推進	【施策2】 困難や不安を抱 える女性への支 援	【施策3】 相談及び被害者 支援体制の充実	【施策4】 被害者の 自立支援	【施策1】 行政や政治の場 における男女共 同参画の推進	【施策2】 地域活動におけ る男女共同参画 の推進	【施策3】 家庭における男 女共同参画の推 進	【施策1】 働く場における女 性の活躍推進	【施策2】 男性の家庭や地 域における活躍 の推進			【施策3】 ワーク・ライフ・バラン スの実現による雇 用環境の整備
盛岡市男女共同参画推進条例																
第1章 総則																
第1条 目的																
第2条 定義																
第3条 基本理念																
(1) 人権の尊重																
(2) 多様な生き方の選択																
(3) 活動方針立案等への参画機会の確保																
(4) ワーク・ライフ・バランスの実現																
(5) 性と生殖に関する理解と尊重																
第4条 市の責務																
第5条 市民の責務																
第6条 事業者の責務																
第7条 教育関係者の責務																
第8条 禁止事項等																
第2章 男女共同参画の推進に関する基本体制																
第9条 推進計画																
第10条 実施状況の公表																
第11条 推進体制の整備																
第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等																
第12条 情報の収集及び提供																
第13条 施策の策定等に当たっての配慮																
第14条 拠点施設																
第15条 啓発活動																
第16条 教育及び学習の振興等																
第17条 市民等の自発的な活動を推進するための措置																
第18条 構造的改善措置																
第19条 災害対応																
第20条 支援措置																
第21条 相談申出への対応																
第22条 苦情申出への対応																
第4章 審議会（第23条～第30条）																
第5章 雑則（第31条）																

第4章 施策の展開

第3章で示した計画の体系に基づき、基本目標ごとに次ページ以降に掲げる内容を中心とした施策の展開を図っていきます。

また、本章における共通の記載事項を次のとおりとします。

1 成果指標・参考指標

本計画の進捗管理に用いる指標は次のとおりとします。

(1) 成果指標

計画期間中に達成を目指す数値目標として「成果指標」を設定します。

計画期間の見直し年度である令和6年度に達成度を検証し、社会情勢の変化や、困難を抱える方を支援につなぐことの重要性等を勘案し、目標値や方向性を見直しました。

(2) 参考指標

現状を把握するための指標として「参考指標」を設定します。

2 主な取組・事業の分類

本計画に掲載する取組は、令和6年度の間見直しに伴い、これまでの分類を見直し、新たに3つの分類を設定することで、より効果的で実効性がある施策展開を図ります。

なお、当初計画策定時に設定した「**A 新たに実施する取組・事業**」については令和2年度から令和6年度までの推進期間内に概ね計画通り実施されたことから、中間見直しにより、「**A' 強化する取組・事業**」または「**C 継続する取組・事業**」に分類しています。

A 新たに実施する取組・事業 ⇒ 該当なし

A' 強化する取組・事業

本市の男女共同参画推進に一定の効果を創出し、継続が必要とされる取組のうち、近年の社会の関心の高まりや市民のニーズから、今後特に強化していく取組。

B 今後検討する取組・事業

高い事業効果が認められるものの、現時点では課題が多く、実施に向けて、調査や多様な実施主体との協議が必要な取組であり、計画期間中の実施を目指して検討を進める取組。

C 継続する取組・事業

本市の男女共同参画推進に一定の効果を創出し、継続が必要とされる取組。

3 取組No.

取組の進捗管理のため、次のように番号（No.）を割り振ります。

（例）基本目標 1、施策 1、新たに実施する事業、1 番目の取組

<u>A</u> '	<u>1</u>	<u>O</u>	<u>1</u>	<u>O</u>	<u>1</u>
A'…強化する取組 B…今後検討する取組 C…継続する取組	基本目標の 番号（二 桁）	施策 番号	通し 番号		

※計画見直しに伴い取組No.が変更されている場合は、新番号の下部に見直し以前の旧番号を記載しています。

基本目標 1	性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成
-----------------------------	----------------------------------

- 目指す姿である「性別等に関わらず、誰もが尊重され活躍できるまち盛岡の実現」のためには、人権を尊重する意識の更なる向上と、性別等によって役割分担を固定的に捉える意識の解消を進め、一人一人の意識と行動の変革を促す必要があります。
- このことから、本計画における目標の第一に、「性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成」を掲げ、依然として残る、性別等に関する固定的な役割分担意識や、価値観、慣習、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）等の解消、男女共同参画に関する教育・学習機会の充実、取組を牽引する人材の育成を進め、意識と行動の変革を図っていきます。

■施策の方向性

【施策１】男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進

【施策２】多様な生き方の選択を可能とする学びの充実

【施策３】男女共同参画を推進する人材育成

■成果指標

項目	計画策定時 (H30)	現状値 (R 5)	目標値 (R11)	目指す 方向
男女共同参画社会の推進や人権問題への取組 についての重要度 (市まちづくり評価アンケート)	51%	76.4%	85%	↑

■参考指標

項目	計画策定時 (H30)	現状値 (R 5)	単位	目指す 方向	把握方法
社会で男女平等と思う人の割合	7.2	7.2*	%	↑	市民意識調査等
推進月間における事業への参加者数	290	490	人	↑	庁内調査
男女共同参画に関連した講座・イベントへの受講人数	4,600	4,991	人	↑	庁内調査
市民団体支援事業への申請団体数	3	4	団体	↑	庁内調査
市民団体支援事業への参加者数	107	100	人	↑	庁内調査
男女共同参画サポーター認定者数(累計)	130	222	人	↑	庁内調査

*H30 数値

【施策1】 男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進

人々の意識の中に形成された、性別等に基づく固定的な役割分担意識や偏見等を解消し、多様な生き方を選択できる意識を形成するためには、男女共同参画に関する意義や重要性に対する関心と理解を深めることが重要です。

このため、毎年、市が定める推進月間などにおける男女共同参画に関する啓発事業や、情報の収集と発信など、意識醸成のための啓発活動を積極的に展開します。

■ 強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A' 10101 B 10102	児童生徒向け男女共同参画出前講座の開催 小・中学校などにおける男女共同参画に関連した出前講座を実施します。	市民部 教育委員会

■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 10101	男女共同参画拠点施設（もりおか女性センター）の機能充実 男女共同参画推進における課題の多様化・増大化に対応するため、施設名の変更などを含め、拠点施設としての機能の充実の方策を検討します。	市民部

■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 10101	推進月間における重点的な啓発活動 「男女共同参画社会基本法」の公布、施行日である平成11年6月23日にあわせ、毎年6月に開催される国の「男女共同参画週間」と連動した啓発イベントを実施します。	市民部
C 10102	男女共同参画に関する広報と情報提供 男女共同参画情報紙の発行やホームページなど多様な媒体により、市民へ男女共同参画意識形成に有益な取組の情報提供を行います。	市民部
C 10103	男女共同参画関連資料の収集と提供 男女共同参画意識の形成に資する図書等の収集と貸出を行うとともに、地域の状況を客観的に把握するため、性別等に関する統計資料の作成と公表や提供を行います。	市民部

【施策 2】 多様な生き方の選択を可能とする学びの充実

性別等に関わらず誰もが互いを尊重し合うことや、人生 100 年時代において、誰もがいくつになっても、性別等の慣習や固定観念、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）等にとらわれずに、自らの生き方について多様な選択を可能とするためには、男女共同参画に関する教育・学習の充実が必要です。

このため、市民や事業者、教育関係者向けの教育、講座や講演会など、男女共同参画に関する学習機会を提供し、多くの方に参加を呼びかけます。また、若年層における教育が男女共同参画意識形成において重要な役割を果たすことから、発達段階に応じた男女共同参画教育を推進します。

■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 10201	教育関係者向け男女共同参画推進研修の開催 児童生徒等が、性別等による固定的な役割分担意識にとらわれずに、自分自身の働き方や暮らし方を考えられるよう、指導的立場にある教員に向けた研修の開催を検討します。	市民部 教育委員会
B 10202	進路選択のための保護者等向け事業への取組 児童・生徒の保護者が、性別等による固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な職業について知るための取組を検討します。	市民部 教育委員会 商工労働部

■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 10201	男女共同参画意識を形成するための教育・学習の推進 学校教育において男女共同参画意識の形成に資する取組を行います。 また、あらゆる教育の場において、男女共同参画に関連した出前講座を実施するなど、理解の促進と意識の形成を図ります。	市民部 教育委員会
C 10202	男女共同参画に関する講座・講演会等の学習機会の充実 男女共同参画拠点施設「もりおか女性センター」を中心に、市民のニーズや社会情勢の変化等を踏まえた講座や講演会等を実施します。 また、社会教育施設等において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、多様な生き方の選択に資する講座等を実施します。	市民部 教育委員会
C 10203	キャリア教育の推進 次世代を担う若者が、固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に多様な進路を選択することができるよう、学校現場等において適切な指導を行います。	商工労働部 教育委員会
C 10204	性別で分けない名簿の導入と普及 出席簿・学級名簿など主に学校などで使用される名簿について、「性別で分けない名簿」の導入や普及を進めます。	市民部 教育委員会

【施策3】 男女共同参画を推進する人材育成

家庭や地域、学校、職場などのあらゆる場面において男女共同参画を推進するためには、男女共同参画に興味や関心を持ち、その意義や重要性を理解するとともに、周囲を巻き込みながら課題解決のために率先して取り組む人材をより多く育成することが肝要です。

このため、人材育成のための講座や講演会の実施や、県で実施する人材育成事業との連携、市民の自発的な活動を促進するための情報提供や活動場所の提供などを通じ、様々な分野で男女共同参画の取組を牽引できる人材の育成を促進します。

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 10301	男女共同参画人材育成講座等の実施 もりおか女性センターを核とし、様々な分野で男女共同参画を推進できる人材を育成するための講座や講演会等を実施します。	市民部
C 10302	県男女共同参画サポーター養成講座等との連携 県が実施する男女共同参画サポーター養成講座等への事業協力と、サポーター認定後の活動のための情報提供などを実施します。	市民部
C 10303	男女共同参画団体の育成 市民等の自発的な活動を促進するため、男女共同参画団体の育成を行い、もりおか女性センターにおける活動場所の提供や助言、情報提供、市民団体支援事業等による事業費助成等の支援を行います。	市民部
C 10304 A 10301	男女共同参画人材育成講座受講後の活躍機会の創出 人材育成講座等修了後の活躍支援のため、活動機会の情報提供や、自主グループ立ち上げの支援など、学びの成果を地域での活動に還元できる機会の創出に取り組みます。	市民部 教育委員会

基本目標 2-1	人権尊重と安全安心な暮らしの実現 ～多様性の尊重と安心な暮らし
-------------------------------	--

- 性別や性的指向、性自認等に関わらず誰もが尊重され、人権が守られる社会を目指すことや、身体的な違いを十分に配慮しあい、妊娠や出産など性と生殖に関する健康と権利について個人の意思が尊重され、生涯を通じ心と体の健康を享受できるようにすることは、性別等に関わらず誰もが尊重され、活躍できる男女共同参画社会の実現にあたり、基盤となる理念です。
- また災害時においては、平常時におけるこれらの課題が顕著になることが指摘されており、性別等により災害から受ける影響に違いが生じることに配慮した防災の取組や、災害時の困難を最小限にする取組が求められています。
- このことから、性の多様性の理解と支援、性と生殖に関する理解の促進と生涯に渡る健康支援、男女共同参画視点での災害対応、性別等による人権侵害の防止の取組を実施します。

■施策の方向性

【施策１】性の多様性の理解と支援

【施策２】性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援

【施策３】男女共同参画視点での災害対応

【施策４】性別等による人権侵害の防止

■成果指標

項目	計画策定時 (H30)	現状値 (R 5)	目標値 (R11)	目指す 方向
人権相談件数（女性センター女性相談、こども家庭センター児童家庭相談・女性相談）	8,950 件	12,055 件	13,425 件	↑*

*対象者の掘り起こし強化のため、R 6 見直しに伴い「→」から「↑」に変更

■参考指標

項目	計画策定時 (H30)	現状値 (R 5)	単位	目指す 方向	把握方法
性の多様性に関する啓発事業への参加人数	80	829	人	↑	庁内調査
性の多様性に関する職員研修への参加人数	0	85	人	↑	庁内調査
妊婦健康診査受診率	99.1	98.8	%	↑	庁内調査
特定健診・成人検診受診者数	104,406	99,717	人	↑	庁内調査
男女共同参画視点の防災講座の修了者数（累計）	58	135	人	↑	庁内調査

【施策1】 性の多様性の理解と支援

近年、社会全体で多様性を尊重し、性的マイノリティ（LGBTの人々）への理解と支援の動きが加速している一方で、多様な性のあり方への無理解などから、性的指向や性自認等を理由とした差別や偏見により、当事者は生きづらさを抱え、社会生活で困難な状況に置かれている場合が多いといわれています。特に自殺未遂などの割合が高いことなども指摘されており、人権尊重の観点から、性的マイノリティの人々が直面しがちな困難や支援のニーズを知り、社会全体で解決すべき問題として、各自が取り組み、支えあうことへの意識の醸成が大切です。

このことから、性の多様性についての関心と理解を深め、偏見や差別等を解消するための啓発や講座等を通して、理解と支援に向けた意識を醸成するとともに、当事者が直面している生活上の困難や、不便の解消に向けた環境づくりを進めていきます。

※本計画では、「LGBT」を「LGBTを含む性的マイノリティの総称」として使用します。

■ 強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A' 21101 A 21103	生活上の不便の解消に向けた環境づくり 性的マイノリティの人々が抱える困難やニーズを把握しながら、多目的トイレ等の誰もが利用しやすい設備の普及啓発や、市申請書等の不要な性別記載欄の削除、利用できる公共サービスの拡充・周知など、生活上の不便を解消するための取組を行います。	市民部 (全庁)

■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 21101 B 21103	「LGBTフレンドリー企業」登録制度の創設 性的マイノリティの人々に対する理解と支援の取組を行っている企業を、「LGBTフレンドリー企業」として登録し、ホームページなどで公開する制度の創設を検討します。	市民部

■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 21101	人権尊重の理念に基づいた教育の推進 性的マイノリティの人々に対する偏見や差別解消を含め、性別等に関わらず個人として尊重されるよう、学校教育や家庭教育、公民館等の社会教育の場を通じ、人権を尊重する意識の醸成に向けた教育を行います。	市民部 教育委員会
C 21102 A 21101	性の多様性の理解に向けた啓発・講座等の実施 各種講座やイベント、パネル展の開催、啓発冊子の作成及び学校等への配布を通して、性の多様性の理解促進に向けた啓発を行います。 また、市民や地域活動団体等向けの出前講座を実施します。	市民部 教育委員会
C 21103 A 21102	市職員・教育関係者・事業者等に向けた研修の実施 行政や教育現場、職場における性の多様性の理解と支援の促進のため、市職員や教育関係者、事業者等を対象にした研修を実施します。	総務部 市民部 教育委員会
C 21104 B 21101	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の充実 同性カップルや事実婚カップル等に対し、婚姻関係に相当することを公的に証明するパートナーシップ・ファミリーシップ制度の周知とサービスの充実を図ります。	市民部
C 21105 B 21102	L G B T相談の実施 性的マイノリティの人々が抱える悩みや不安、問題等について、当事者やその家族、友人からの相談体制を整備します。	市民部

【施策2】 性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援

女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期とライフステージごとに大きく変化するほか、男性と比較して平均寿命と健康寿命の差が大きく、相対的に介護を必要とする人が多い傾向があります。また、男性においては、肥満者の割合や喫煙・飲酒する割合が高いほか、悩みや困りごとを相談しにくいなど、精神面で孤立しやすい傾向があるといわれており、経済・生活問題や勤務問題などを背景に、盛岡市では自殺死亡者の7割が男性であるなどの問題があります。

こうした実態を改善し、性別等に関わらず、誰もが生涯にわたって安全かつ健康な生活を送るため、妊娠・出産時の健康支援や、身体的な違いに応じた健康支援、ライフステージに応じた健康づくりに取り組みます。

■強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A' 21201 C 21201	性と生殖に関する理解の促進に向けた啓発活動 性別による身体的な違いに関することや、生涯を通じて異なる健康上の課題に直面することなどについて理解を深め、妊娠や出産等の性と生殖に関する個人の意思を尊重しあうことの啓発や理解促進のための取組を行います。	市民部 子ども未来部
A' 21202 C 21202	思春期保健教育の充実 若年層に向けて、幼児とのふれあい体験の実施のほか、望まない妊娠や性感染症、SNSを通じた性暴力被害やデートDVなどを予防する学習などを通じ、性と生命を尊重する学びの機会を提供します。学校においては、思春期における体の成熟や性的な発達、それに伴う適切な行動などについての教育を行います。	市民部 保健福祉部 子ども未来部 教育委員会
A' 21203 B 21201	産後ケア事業の拡充 産後ケアを必要とする産婦等に対して、助産師が医療機関（デイサービス型）や自宅（訪問型）において、保健指導、授乳指導、心理的ケアや育児に関する指導や支援を行うとともに、産後ケアの充実のためにデイサービス型の受け入れ体制の拡充や宿泊型の実施に向けて関係機関等と協議を重ねていきます。	子ども未来部

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 21201 C 21203	妊産婦健康診査や保健指導、妊産婦医療費給付等の母子保健の充実 妊娠・出産・産後における健康診査を通して、身体的・精神的状況を把握し、母体や乳幼児の発育、妊娠・出産期の健康管理の支援を行うとともに、妊産婦に対する医療費給付等を行います。	市民部 子ども未来部
C 21202 C 21204	妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実 こども家庭センター（妊婦子育て担当）において、保健師等の専門職が、妊娠・出産・子育てに関する相談や支援を行います。	子ども未来部
C 21203 C 21205	特定健診・成人検診等の実施 生活習慣病等の発症や重症化の予防、健康寿命の延伸のため、特定健診（メタボリックシンドロームの改善）や成人検診（女性健康診査・がん検診等）の実施など、ライフステージに合わせた検診を実施します。	市民部 保健福祉部
C 21204 C 21206	健康増進に向けた自己管理の啓発 運動、食事、禁煙など、健康を維持・増進するための自己管理について、各種健康教室や健康相談、イベント等を通して周知・啓発します。	保健福祉部
C 21205 C 21207	こころの健康に関する周知啓発と相談や支援体制の充実 性別等や対象に応じた相談窓口の周知と、必要な支援・見守りのためのゲートキーパー・心のサポーターの養成により、包括的な相談支援を行います。	保健福祉部

【施策3】 男女共同参画視点での災害対応

災害時においては、平常時における社会の課題が顕著になりやすいことが指摘されているため、避難生活を少しでも安全・安心なものにする取組や、災害から受ける不安や困難が性別等により違いがあることへの配慮など、災害対応（予防、応急、復旧・復興）の各場面において、男女共同参画の視点を踏まえた取組が求められています。

このことから、講座や発行物により、男女共同参画視点での災害対応についての意識啓発を行うほか、男女共同参画視点を持ちながら地域防災で活躍できる人材の育成に取り組み、災害に直面しても、性別等に関わらず誰もが災害時の困難を最小限にするための取組を実施します。

■ 強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A' 21301 C 21301	男女共同参画視点の防災講座や意識啓発の実施 地域に向けた、男女共同参画視点での防災出前講座やパンフレットの配布等を通じ、実際に行う防災訓練や避難所運営訓練で、女性や性的マイノリティなどの視点を取り入れた訓練ができるよう、啓発活動や情報提供を実施します。	総務部 市民部

■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 21301	自主防災組織と防災リーダーの連携の充実 男女共同参画視点を持ちながら災害対応に取り組む防災リーダー等が、地域の自主防災組織等と連携し、広く活動できる方策（活動できる機会の創出等）を検討します。	総務部 市民部

■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 21301 C 21302	男女共同参画視点で災害対応に取り組む人材の育成 自主防災組織や町内会などの地域コミュニティにおいて、男女共同参画視点で災害対応ができる防災リーダーやサポーター等を養成します。	総務部 市民部
C 21302 C 21303	災害対応における意思決定過程の場への女性の参画拡大に向けた意識啓発 地域における多様な生活者の視点を反映した防災対策の実施により、災害時の困難を最小限にし、地域の防災力の向上を図るため、防災会議や避難所等運営における男女の構成比を配慮するなど、災害対応における意思決定過程の場において、女性の参画が拡大するよう、意識を啓発します。	総務部 市民部

【施策４】 性別等による人権侵害の防止

セクシュアル・ハラスメントなどの性別等に関連するハラスメントや、DVなどの暴力、性別等を理由とした差別的取扱などの「性別等による人権侵害」は、個人の人格と尊厳を傷つけるほか、男女共同参画社会の実現を阻害するものであることから、社会全体でその解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。また、被害・加害は性別等に関わりなく起こりうることに留意する必要があります。

そのため、日常生活において、どのような行為が性別等による人権侵害にあたるのかについて、市民や事業所等に向けた啓発活動や、子どもの頃からの人権教育を行うほか、性別等による人権侵害に対する相談について、関係機関と連携しながら適切に対応していきます。

■強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A' 21401	性別等による人権侵害に関する相談体制の充実	総務部
C 21403	性別等による人権侵害に対する相談窓口の周知や啓発を行うほか、配偶者暴力相談支援センター、こども家庭センター、性犯罪・性暴力被害者支援はまなすサポートセンター、国の人権擁護機関や総合労働相談などの関係機関と連携しながら、相談者の問題解決に向けた支援を行います。	市民部 子ども未来部 商工労働部

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 21401	性別等による人権侵害防止のための出前講座の実施 市民や事業者向けに、性別等による人権侵害の防止に向けた出前講座を行います。	市民部
C 21402	情報モラル教育・出前講座等の実施 スマートフォン等の普及によるいじめや犯罪、青少年を取り巻く有害環境浄化に向けて、情報モラル教育や出前講座を実施します。	子ども未来部 教育委員会
C 21403 A 21401	性別等による人権侵害の禁止に関する意識啓発 市民や事業者向けに、どのような行為が性別等による人権侵害にあたるのか、などの具体事例の啓発や相談先についての情報提供などを行います。	市民部
C 21404 A 21402	発行物をはじめとする情報発信に際する表現への配慮の周知啓発 性別等による人権侵害にあたる表現または固定的な役割分担を反映させた表現等を行わないよう、具体的な事例をあげながら広く周知啓発を行います。	市民部

基本目標	第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画
2-2	盛岡市困難な問題を抱える女性支援推進計画
	人権尊重と安全安心な暮らしの実現 ～配偶者等からの暴力の根絶 ～困難や不安を抱える方への支援

（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画）

（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第8条第3項に基づく市町村基本計画）

- 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、重大な人権侵害であり、これまでも本市においては、配偶者暴力相談支援センターを中心に、県内におけるDV相談の約5割を占める年間900件近い相談対応や支援を実施してきました。
- 近年では、全国・県・市とも相談件数が高めに推移しているほか、福祉・警察・司法など複数の相談・支援機関が集中する本市には、盛岡市以外の盛岡広域7市町などに在住する人からも、広く相談が寄せられる傾向があります。
- また、コロナ禍において、生活困窮、性被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化した問題が顕在化したことから、新たな女性支援強化が喫緊の課題となり、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性^{（*1）}への支援に関する法律」が制定されました。今後は、法の理念に則り、一人一人の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供していきます。
- DV被害や性被害を始め、これらの問題は女性に限定されたものではなく、男性や性的マイノリティ等、性別等に関わらず被害者にも加害者にもなり得るものです。困難や不安を抱えるすべての方が相談しやすい体制の整備と、暴力の根絶や人権尊重のための教育や予防啓発活動の拡充に取り組みます。

（*1）法律において、「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と定義されています。

■施策の方向性

【施策１】DV 防止に向けた啓発・教育の推進

【施策２】困難や不安を抱える女性への支援

【施策３】相談及び被害者支援体制の充実

【施策４】被害者の自立支援

■成果指標

項目	計画策定時 (H30)	現状値 (R 5)	目標値 (R11)	目指す 方向
D V 新規相談件数女性センター・こども家庭センター) (庁内調査)	204 件	156 件	204 件	↑*

*対象者の掘り起こし強化のため、R 6 見直しに伴い「→」から「↑」に変更

■参考指標

項目	計画策定時 (H30)	現状値 (R 5)	単位	目指す 方向	把握方法
人権出前講座受講者数	1,053	781	人	↑	庁内調査
「女性に対する暴力をなくす運動」への参加人数	1,701	1,805	人	↑	庁内調査
市職員DV研修受講者数	99	53	人	↑	庁内調査
D V 相談件数（女性センター・こども家庭センター）	1,821	1,145	件	↑**	庁内調査
D V 予防啓発のための学生リーダー数	19	10	人	↑	庁内調査
盛岡広域7市町居住者からの相談件数	138	108	件	→	庁内調査
まるごとよりそいネットワークもりおか相談件数***	—	335	件	↑	庁内調査

**対象者の掘り起こし強化のため、R 6 見直しに伴い「→」から「↑」に変更

***R 6 見直しに伴い追加

【施策1】DV防止に向けた啓発・教育の推進

自分の経験がDV被害であったことへの気付きや、加害者や被害者を生まないための予防、子どもの前で配偶者等に暴力を振るうことは児童虐待にあたることの認識など、暴力の予防と根絶のためには、教育や啓発活動の拡充が必要です。

このため、DVの理解促進や相談窓口の周知を図る中で、児童虐待の取組と併せ、集中取組期間を中心に啓発活動を推進するほか、人権出前講座などの教育・学習機会を積極的に提供します。

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 22101	国の「女性に対する暴力をなくす運動」に呼応した啓発活動の実施 11月に実施する国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、児童虐待防止との取組も併せ、市内各所で啓発活動やイベントを実施するなど、広く市民の意識啓発のための活動を実施します。	市民部 子ども未来部
C 22102	広報誌、情報紙、ホームページ等を活用した啓発 DVに関する情報発信を定期的に行い、関心と理解を深め、暴力を容認しない社会づくりのため、継続して意識の醸成を図ります。	市民部 子ども未来部
C 22103	地域へ向けた学習機会の提供 DVの加害者、被害者及び傍観者にならない意識づくりのため、DV予防啓発のための出前講座等を実施します。	市民部
C 22104	若年層向け人権出前講座の実施 中学校・高校・大学等において、デートDVを含む人権教育に関する出前講座を実施します。	市民部 教育委員会
C 22105	学生リーダーの養成 若年層に向け、よりよい人間関係の築き方などの人権意識を醸成するとともに、同年代向けに効果的な啓発活動を行うため、大学生や専門学校生等の学生リーダーを養成します。	市民部
C 22106 A 22101	子育て世代へ向けた周知啓発 子育て教室や子どもの定期健診時に啓発活動を行います。	市民部 子ども未来部

【施策 2】 困難や不安を抱える女性への支援

令和 4 年に公布され、令和 6 年 4 月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び令和 5 年 3 月公示の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（厚生労働省告示第 111 号。以下「困難女性支援基本方針」という。）では、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等が前提とされています。支援を必要とする女性^(※1)が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じ、適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立^(※2)して暮らせる社会の実現に寄与することが求められています。

このことから、支援を必要とする対象者の早期把握から生活再建後のアフターケアまで、中長期的に必要な支援の周知・情報提供を行うとともに、行政や民間団体等が連携を図り、互いの得意分野を生かし補完し合いながら、対象者一人一人の意思に配慮した、きめ細やかな、寄り添いつながり続ける支援を実施します。

(※1) 年齢、障害の有無、国籍等を問わず、また、現に困難を抱えている女性のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある女性を含みます。また、性的マイノリティの方についても、そのことに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、可能な支援を検討していきます。

(※2) 自立とは、経済的な自立のみを指すものではなく、対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを含みます。

■強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A' 22201	支援体制の充実と周知啓発 包括的な支援体制の充実を図り、相談窓口や活用できる取組の周知を行います。また、市民に対し、困難の背景や女性支援施策など、女性の人権意識の醸成のための教育・啓発、広報等を行います。	全庁
A' 22202	支援対象者の早期把握 アウトリーチや巡回声かけ、子ども食堂等を通じた見守り、出前相談、SNS等の手段を活用し、支援を必要としながらも相談に繋がりにくい対象者を見つけ出し、適切な支援に繋がります。	市民部 保健福祉部 子ども未来部 教育委員会
A' 22203	居場所の提供 気軽に立ち寄り、他の利用者や支援者と安心して話したり交流したりすることができる場を提供することで、困難を抱えた方が相談につながりやすい環境を創出します。	市民部 保健福祉部 子ども未来部
A' 22204	母子生活支援施設での自立支援 様々な事情を抱える母子家庭又はそれに準ずる家庭の母子を母子生活支援施設「盛岡市立かつら荘」において保護し、自立の促進のためにその生活を支援するとともに、退所した方について相談その他の援助を行います。	子ども未来部
A' 22205	アフターケア 相談支援を経て自立生活に移行した後も、地域や社会から孤立したり、支援が途切れたりすることなく、必要なケアを受けられるよう、定期的な声かけや関係機関との情報交換を継続します。	市民部 保健福祉部 子ども未来部
A' 22206	民間団体等との連携・協働 行政と異なる知見や経験、支援技術を持つ民間団体等と協働し、互いの強みを生かし補完し合いながら、支援調整会議等を活用し、一人一人に寄り添った包括的な支援を実施します。	全庁

■今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 22201	生活の場を共にすることによる支援 一時保護等の後に、シェアハウスなど、安全かつ安心できる環境下で、被害から心身の健康を回復し、その人らしい日常生活を取り戻せるまで継続してサポートを受けられるような、中長期的な伴走型支援体制の構築を検討します。	市民部 保健福祉部 子ども未来部

【施策３】 相談及び被害者支援体制の充実

D Vや性犯罪等の被害者は女性だけに限らず、近年、男性や性的マイノリティの被害者等も認識されつつあります。性別や国籍等を問わず、様々な困難や不安を抱える方のニーズをしっかりと把握し、一人一人に寄り添った適切な支援が求められます。

そのため、関係機関や地域、民間団体等と連携して、切れ目ない支援を実施するとともに、相談先等の周知の徹底や、職員や相談員の人材育成を図り、充実した相談体制の構築に取り組みます。

■ 強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A' 22301 A 22202	メール相談・男性相談の実施 様々な状況に置かれた相談者の利便性の向上を図り、相談につながりやすくするため、メール・SNS等を活用した相談を実施します。また、家庭の問題や仕事での人間関係など、男性が抱える様々な悩みに対する相談を実施します。	市民部
A' 22302 C 22201	相談体制の充実 相談者のニーズや困難に対応した相談窓口の設置と周知を行います。また、相談業務従事者に対する研修等を通じ、人材の育成や資質の向上を図ります。	市民部 保健福祉部 子ども未来部
A' 22303 C 22204	関係機関との連携の強化 警察署や教育・医療・司法などの関係機関との連携を深め、包括的かつ切れ目ない支援を実施するとともに、被害者の早期発見に向けて、地域や民間団体等と一体となって、相談支援窓口の情報提供に関する理解と協力を働きかけていきます。	市民部 保健福祉部 子ども未来部

■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 22301	外国人DV被害者の支援 今後、ニーズが高まることが予測される外国人居住者に対する支援について、多言語による適切な相談対応や啓発資料の作成等について、国際交流担当部署と連携し検討します。	市民部 交流推進部
B 22302	男性被害者の支援 男性が抱える困難やニーズを把握し、必要かつ適切な支援が行き渡るよう、相談窓口の情報提供や相談員の人材育成など、支援体制の構築を検討します。	市民部

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 22301 C 22202	盛岡市配偶者暴力相談支援センターの運営 相談対応やDV証明書の発行、緊急宿泊支援、県で実施する一時保護との連携、関係機関への同行支援、法律相談会の開設など、DV被害者に対する支援の拠点として、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援を行います。	市民部 子ども未来部
C 22302 C 22203	配偶者暴力相談支援センター広域連携事業の実施 盛岡広域市町と連携し、広域市町居住者からのDV相談に対応するほか、DV予防啓発のための冊子配布などの啓発事業を実施します。	市民部
C 22303 C 22205	被害者を支援する体制づくり 住民基本台帳事務DV被害者等支援措置（住民票等の閲覧・交付制限）や、市の各種証明書の交付や文書送付制限などの被害者情報の保護に取り組むとともに、職員研修やDV施策担当者会議等を実施し、被害者支援にむけた市職員の認識と意識の向上を図ります。	市民部 （全庁）
C 22304 A 22201	性犯罪・性暴力、若年層を対象にした性的な暴力等の予防啓発と支援 県の性犯罪・性暴力被害者支援「はまなすサポート」と連携し、性暴力被害者に対し適切な支援を実施します。また、デートDVやストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、若年女性を対象とした性的な暴力（AV（アダルトビデオ）出演強要問題、「JKビジネス*」問題等）に対し、予防啓発活動や相談窓口の周知、また被害に遭った場合の適切な相談対応を行います。	市民部 保健福祉部 子ども未来部

*女性高校生（JK）を雇い、表向きには健全な営業を装いながら、実際には性的なサービスを客に提供させる営業

【施策４】 被害者の自立支援

D V被害者が安心して生活を再建するためには、あらゆる支援制度を活用して、住宅の確保や経済的自立、子どもに対する支援等の生活基盤を確立する必要があります。

このため、庁内各部署及び相談機関が連携して、被害者の就職支援や生活困窮者支援、生活保護、児童扶養手当の給付を行います。また、子どもの安全を確保した上で学校生活を送れるよう、指定校の変更や区域外就学の手続を行うなど、あらゆる面から被害者の生活再建のための支援を行います。

■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 22401 B 22301	ワンストップサービスの構築 D V被害者に対するワンストップ窓口（窓口の一元化）の導入に向けて検討します。	市民部 窓口関係課
B 22402 B 22302	生活支援サポーターの育成 D V被害者の生活を継続的に支援する市民サポーターの育成を検討します。	市民部 子ども未来部
B 22403 B 22303	加害者更生を含む加害者対応に対する取組 D V被害者支援の一環として、国の動向を見極めながら、加害者更生プログラムの実施などの加害者対応の取組について検討します。	市民部 子ども未来部

■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 22401 C 22301	D V被害者の自立支援 D V被害者が安心して地域で生活を再建するため、庁内関係課が連携し、様々な分野での自立に向けた支援を行います。	
	●住まいの支援 市営住宅に関する相談の受付や、優遇入居の措置	建設部
	●福祉に関する支援 生活困窮者の自立支援や生活保護の相談 医療費助成等に関する支援	保健福祉部 市民部
	●保険・年金に関する支援 国民健康保険への加入や保険証の再発行、年金の手続等の支援	市民部

No.	主な取組・事業	所管
(C 22401 C 22301)	●健康に関する支援 成人健康診査や予防接種等の支援 ●教育に関する支援 指定校の変更及び区域外就学、就学援助等の支援 ●ひとり親家庭等に対する就労支援 就業相談や就業情報の提供、就職につながる実践的な支援講座などの就業支援及び養育費の相談などの生活支援 ●要保護児童対策に関する支援 母子生活支援施設への入所に関する支援、児童手当・児童扶養手当等の給付、保育施設の入園相談等の子育てに関する支援	保健福祉部 教育委員会 子ども未来部 子ども未来部

基本目標 3-1	あらゆる場面における多様な人材の活躍 ～地域社会や家庭における活躍
-------------------------------	--

- 地域社会、行政、政治その他あらゆる場面における多様な人材の活躍は、市民ニーズの多様化等の変化に的確に対応するため、また、性別等に関わりなく実質的な機会の平等を担保するため、そして、人口減少・少子高齢化が加速する将来においても、豊かで活力あふれる持続可能な地域社会を形成するためにも必要であり、社会全体で取り組むべき重要な課題であるといえます。
- このことから、市審議会等における男女の委員数の均衡や、男女共同参画の視点に立った市職員の研修等の取組を進めるとともに、多様で幅広い層の政治参画を促進するための関心と理解を深める取組など、地域活動や家庭において男女共同参画視点で活動が促進されるような環境づくりを行っていきます。

■ 施策の方向性

【施策１】行政や政治の場における男女共同参画の推進

【施策２】地域における男女共同参画の推進

【施策３】家庭における男女共同参画の推進

■ 成果指標

項目	計画策定時 (H30)	現状値 (R 5)	目標値 (R11)	目指す 方向
市の審議会等の委員に占める女性の割合 (庁内調査)	30.6%	29.3%	40%	↑

■ 参考指標

項目	計画策定時 (H30)	現状値 (R 5)	単位	目指す 方向	把握方法
女性委員のいない市審議会等の数	5	6	-	↓	庁内調査
女性人材リスト登録者数	150	152	人	↑	庁内調査
市職員における女性管理職割合	8.39	13.46	%	↑	内閣府調査
市議会における女性議員割合	15.8	21.0	%	↑	庁内調査
小中学校ＰＴＡ会長に占める女性割合	16.9	20.3	%	↑	庁内調査
自治会・町内会長に占める女性割合	6.5	6.5	%	↑	庁内調査
市内の小中学校における女性校長割合	11.1	8.0	%	↑	庁内調査
こども家庭センター相談実件数	463	812	件	→	庁内調査

【施策1】 行政や政治の場における男女共同参画の推進

市民生活に密着した行政分野において、市には、子育て、教育、介護、医療、まちづくり等、市民ニーズのきめ細やかな把握と、より柔軟で新しい発想と創意工夫が求められていることから、性別等に関わりなく多様な人材が、個性と能力を発揮し活躍できる環境づくりを行うことで、行政サービスの質の向上につなげていく必要があります。また、政治分野においても、多様な意見が政策に反映されるためには、性別等に関わりなく多様な人材が政治に参画することが極めて重要です。

市の審議会等における女性委員の割合は約30%で、ここ数年横ばい傾向にあることから、条例で定める委員の男女数の均衡を図ります。また、市職員に対する男女共同参画の意識啓発のための研修実施や、性別等に関わらない採用や能力開発、能力と適性を重視した登用などを通じ、多様な人材が活躍できる環境づくりを行います。また、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨にのっとり、市民の関心と理解を深めるための取組を推進します。

■ 強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A' 31101 A 31101	政治分野における男女共同参画の推進に向けた啓発 多様な人材が政治に参画する意義や必要性について、市民の関心と理解を深めるための講座や啓発活動を行います。	市民部
A' 31102 C 31101	市審議会等の男女の委員数の均衡の取組 市の審議会等委員の女性就任率を調査し、男女数の均衡が図られるよう、担当部署への働き掛け及び意識を啓発します。	市民部 全庁

■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 31101	市の審議会等におけるクォータ制の調査・研究 市の審議会等における男女の比率に偏りがある状況に鑑み、制度として人数や比率を割り当てるクォータ (quota) 制について調査・研究し、国や他の自治体の動向を踏まえてその具体化について検討します。	市民部

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 31101 C 31102	女性人材リストの整備と活用 あらゆる分野で活躍している女性人材のリストを作成し、市や公的機関の各種委員や、地域での学習会の講師選定等に活用します。	市民部
C 31102 C 31103	市職員における男女共同参画の推進に配慮した研修 様々な職階において、男女共同参画の意識啓発につながる職員研修などを実施します。	総務部 市民部
C 31103 C 31104	市職員における性別等に関わらない採用・能力開発・役職への登用 性別等に関わらず、能力と適性に応じた職員採用や能力開発、役職への登用を行います。	総務部

【施策2】 地域における男女共同参画の推進

町内会・自治会等の地域活動やPTA活動においては、役職には男性が多く就くなど、従来からの慣習・慣行や性別等による役割分担意識が未だに多く残っています。

地域活動等の活性化に際しては、多様な視点での組織運営や事業展開が不可欠であるため、それらの活動に男女共同参画の視点が反映され、多様な人材が参画しやすい環境づくりが促進されるよう、情報提供や働き掛けを行います。

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 31201	地域における男女共同参画学習機会の提供 町内会・自治会等に向け、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	市民部
C 31202 A 31201	町内会・自治会、PTA等の地域活動における男女共同参画の推進 男女共同参画の視点に立った地域活動が推進されるよう、町内会・PTA等へ活動事例の情報提供や啓発を行います。	市民部 教育委員会

【施策3】 家庭における男女共同参画の推進

家庭における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会を形成する上で根幹となる重要な取組の一つです。

平成 30 年度に実施した市民アンケート調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という性別による役割分担意識に概ね反対と男女とも 3 分の 2 が回答したものの、一般的には、家事・育児・介護などの家庭での役割は、依然として女性が多くを担っている傾向があります。

このため、家族が、性別等に関わらず共に協力して家事・子育て・介護等に取り組むための啓発活動や情報提供を行うとともに、多様なニーズに対応した子ども・子育て支援の充実や、今後、性別等を問わず多くの人が直面するとされる介護に関する支援体制の充実により、家庭における男女共同参画の推進を図ります。

■強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A' 31301 C 31301	子ども子育て支援の充実 子育てに関する情報提供や相談に対応するとともに、さまざまな悩みを抱える子育て家庭に寄り添い、必要な支援を行います。	子ども未来部
A' 31302 C 31303	ひとり親家庭の自立促進に向けた支援 ひとり親家庭の自立に向けて、相談対応から就職支援、生活支援など、ニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。	子ども未来部

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 31301 C 31302	家庭教育活動の推進 家庭教育の重要性と必要性について理解し、各家庭で実践できるよう、子どもの成長の発達段階に応じた情報提供や教育活動を推進します。	教育委員会
C 31302 C 31304	介護支援体制の充実 今後、高齢者が増加する中で、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、相談や各種サービスなどの支援体制の充実に努めます。	保健福祉部
C 31303 A 31301	家庭における男女共同参画意識醸成の取組 家族が、性別等に関わらず、共に協力して家事・子育て・介護等に取り組むための啓発活動、情報提供を行います。	市民部 子ども未来部 教育委員会

基本目標	盛岡市女性活躍推進計画
3-2	あらゆる場面における多様な人材の活躍 ～働く場における活躍

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条第 2 項に基づき市町村推進計画）

- 人口減少や少子高齢化が進行する中、働く場面において、性別等に関わらず多様な人材が仕事と生活を両立させながら、意欲と能力を発揮し、活躍できる環境を整えていく取組が求められています。
- 活躍の場の広がりや、一人一人の豊かで多様な生き方を可能とするのみならず、社会の支え手を増やし、現場に多様な視点や創意工夫をもたらすとともに、将来にわたっても、豊かで活力あふれる持続可能な地域を構築するために必要不可欠な取組です。
- このため、「働く場における女性の活躍推進」と「男性の家庭や地域での活躍推進」、また、これらの前提となる「ワーク・ライフ・バランスの推進」を三位一体のものとして取り組むことで、働く場面における多様な人材の活躍を実現していきます。

■ 施策の方向性

【施策 1】働く場における女性の活躍推進

【施策 2】男性の家庭や地域における活躍推進

【施策 3】ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備

■ 成果指標

項目	計画策定時 (H30)	現状値 (R 5)	目標値 (R11)	目指す 方向
女性活躍推進法に基づく市内の認定企業 (えるぼし認定) (庁内調査)	6	20	44	↑

■参考指標

項目	計画策 定時 (H30)	現状値 (R 5)	単 位	目指す 方向	把握方法
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策 定企業数（市内）（累計）	58	222	社	↑	庁内調査
「いわて女性活躍認定企業等」の市内認定企業 （累計）	28	164	社	↑	庁内調査
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策 定届企業数（市内）（累計）	269	387	社	↑	庁内調査
女性の管理的地位職業従事者割合（盛岡市）	17.6*	17.4**	%	↑	国勢調査
女性の就業率（盛岡市）	48.2*	50.0**	%	↑	国勢調査
講座参加者で起業や就労に結びついた件数（累 計）	30	57	件	↑	庁内調査
ひとり親家庭等日常生活支援事業登録者数	40	71	人	↑	庁内調査
家族経営協定締結件数（累計）	94	98	件	↑	庁内調査
育児休業取得率（男性・女性）（県内）	男性 2.7 女性 84.3	男性 19.9*** 女性 83.5***	%	↑	庁内調査
パパママ教室への男性の参加割合	100%	99.7	%	→	庁内調査
保育所待機児童数（4月1日時点）	0	1	人	→	庁内調査
保育所待機児童数（10月1日時点）	87	0	人	↓	庁内調査
地域包括支援センター相談件数	17,070	25,813	人	↑	庁内調査
ワーク・ライフ・バランス推進事業参加企業数	約 200	約 120	社	↑	庁内調査

*H27 数値

**R 3 数値

***R 4 数値

【施策 1】働く場における女性の活躍推進

働く場面において最大の潜在力である「女性の力」の活用が社会全体で求められている中、平成 30 年度に実施した女性活躍推進に関する事業所調査の結果や、女性活躍推進の取組を積極的に進める事業所の認定数などから、市内における取組が発展途上の段階であることが明らかになりました。

また、同調査において、事業所における女性活躍推進の課題として、「管理職の認識と意識の向上」「女性従業員の理解や行動、意識改革、キャリア形成への支援」が挙げられたほか、市に求める取組として、スキルアップセミナー等の開催や先進事例紹介などが挙げられたことから、働くことを希望する女性が、自信と働きがいをもって活躍できるような支援と、事業者に対する意識啓発や環境整備のための取組支援などを、関係機関と連携しながら行っています。

■強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A' 32101 A 32104	女性の参画が少ない分野における女性の活躍推進 理工分野や農林・建設分野など、女性の少ない分野における活躍を促進するため、仕事内容や働き方、やりがい、魅力などを伝える講座や情報発信を行います。	市民部 関係部
A' 32102	関係機関との連携 女性活躍推進の取組の効果的かつ円滑な実施のため、国や県の担当部署や団体等と連携し、一体となって、事業所に対する意識啓発や女性が働きやすい環境の整備を推進します。	市民部

継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 32101	女性の起業支援 起業など多様な働き方を支援するための講座や情報提供を実施します。	市民部 商工労働部
C 32102	女性の就職・再就職支援 非正規雇用で働く独身の方や、ひとり親、子育てや介護などで一旦、離職した方などを対象に、社会的かつ経済的自立を支援し、就職を目指す方の講座や情報提供を実施します。	市民部 子ども未来部 商工労働部
C 32103 C 32104	家族経営協定の普及 女性農業者が対等なパートナーとして経営などに参画できるよう、家族経営協定の締結数の拡大と継続的な有効活用を図ります。	農林部
C 32104 A 32101	働く女性向けの人材育成（キャリアアップ・両立支援） 人材育成セミナーや、ロールモデルなどの情報提供、両立不安を解消するための事例紹介や講座などを実施し、働く女性のキャリアアップ支援や両立支援を行います。	市民部 商工労働部

No.	主な取組・事業	所管
C 32105 A 32102	女性活躍推進団体間におけるネットワークの形成 女性活躍推進に関連した事業を展開する地域の教育機関や地域経済団体、NPO等が連携してネットワークを形成し、スキルアップ講座の共同開催や情報提供支援などを行い、地域全体で機運の醸成を図ります。	市民部 商工労働部
C 32106 A 32103	事業所への啓発と取組支援 事業所において女性活躍推進の取組が進むよう、意義や必要性などの啓発を進めるとともに、先進取組事例の紹介や女性活躍推進に関する企業認定制度などの情報提供を行います。	市民部 商工労働部

【施策2】 男性の家庭や地域における活躍推進

男性の家事や子育て、介護、地域活動等の多様な経験は、職務における視野の広がりや生産性への意識の高まりなど、男性自身の豊かなキャリア形成や多様な生き方の選択にも好影響をもたらすとともに、女性の活躍推進や少子化対策にも大きな影響を与えることから、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

先に実施した市民アンケートにおいて、「男性が家事や育児に参画するために必要なこと」として、「上司や職場の理解を進めること」が最も多く、7割以上の人を選択したことなどから、男性が家庭生活における責任を果たしながら、職場においても貢献していくことができる環境の実現に向け、女性だけでなく男性も仕事と家庭を両立できる働き方の見直しや、経営者と管理職を含めた意識改革が促進されるよう、意識啓発を行いながら機運の醸成を図ります。

■強化する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
A' 32201 A 32202	男性の育児休業等取得促進のための機運醸成 事業所における男性の育児休業や配偶者出産休暇等の利用が促進されるよう、講座や啓発資料の配布、関連イベントの開催等を通じ、機運の醸成を図ります。	市民部 関係部

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 32201	男性の家事・子育て・介護参画に関するスキルアップ講座等の開催 働く男性の家事・育児・介護参画が進むよう、パートナーと参加できる講座や、スキルアップにつながる講座等を実施します。	市民部 子ども未来部
C 32202 A 32201	男性の家庭・地域参画のための啓発活動の実施 働く男性の家庭・地域参画に対する、市民や事業所等の理解が深まるようなイベントや講座等での啓発活動を行うとともに、働く父親のロールモデルや好事例の情報を提供します。	市民部 商工労働部

【施策3】 ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備

性別等に関わりなく誰もが活躍できる職場環境をつくるためには、仕事と子育て・介護などの家庭責任との両立や、自己研鑽、趣味、地域活動、病気治療等などの様々な活動との両立をかなえ、仕事と生活の相互に相乗効果を生み出す「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現する取組が欠かせません。

そのため、子育て・介護との両立に関する支援体制の整備と充実を図るほか、事業者向けにワーク・ライフ・バランス実現のための具体的な取組や職場風土づくりのための啓発や支援を行うほか、性別等による固定的な役割分担意識の解消やハラスメントの防止等にも併せて取り組み、誰もが活躍できる職場環境の整備を進めます。

■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 32301	仕事と子育ての両立支援体制の整備と充実 仕事と子育ての両立環境の整備のため、保育士の確保や保育所の整備、放課後児童クラブの設置、延長保育・病児保育など、多様なニーズに応じた子育て支援環境の整備を行います。	子ども未来部
C 32302	仕事と介護の両立支援体制の整備と充実 今後、増加が危惧されている介護離職を防止し、仕事と介護が両立できる環境づくりを進めるため、地域の高齢者介護の相談支援の拠点である「地域包括支援センター」の充実をはじめとする介護支援環境を整備し、家族の介護負担の軽減を進めます。	保健福祉部
C 32303	ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む事業者の支援 事業所において、ワーク・ライフ・バランスの取組が実現するよう、必要性やメリットなどの啓発を行うとともに、職場風土づくり等、環境整備のための取組支援を行います。	市民部 商工労働部
C 32304 C 32305	特定事業主行動計画の着実な推進と一般事業主行動計画の策定勧奨 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく事業主行動計画について、市など公務部門（特定事業主）は企業等（一般事業主）に対し率先して垂範することが求められていることから、「盛岡市特定事業主行動計画」に基づく取組を着実に推進し、その実施状況を毎年、公表します。また、一般事業主に対し、事業主行動計画策定の啓発と支援を行います。	総務部 市民部
C 32305 A 32301	誰もが活躍できる職場づくりの推進に向けた事業者への啓発と支援 誰もが活躍できる職場づくり（ダイバーシティ経営推進）のための意義の啓発や先進事例の紹介、推進事業所の認定制度（くるみん・えるぼし等）に関する情報の提供などを通じ、事業所の具体的な取組の後押しを行います。	市民部 子ども未来部 商工労働部

No.	主な取組・事業	所管
C 32306 A 32302	経営者・管理職向けの多様な人材を活かすマネジメント支援 イクボスなど多様な人材を活かすマネジメントの実践を普及するため、経営者や管理職向けの講座や情報提供を行います。	市民部 商工労働部
C 32307 A 32303	無意識の偏見の解消や性別等によるハラスメント防止の意識啓発 無意識に性別等で役割を固定する見方や考え方である「無意識の偏見（アンコンシャスバイアス）」への気づきを促すとともに、働く場における性別等に関連したハラスメントの防止に向けた講座や啓発等を行います。	市民部 商工労働部
C 32308 B 32301	多様で柔軟な働き方の推進・非正規雇用労働者の待遇差解消の啓発 時間外労働の上限規制や年次休暇の取得促進、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消などが盛り込まれた「働き方改革関連法」に基づき、事業所の取組が推進されるよう、国や県などの関係機関と連携し、事業所における改善の取組を促進するための要望活動を行うとともに、待遇改善を行う事業所が活用できる支援制度の周知を図ります。	商工労働部

第5章 計画の推進に向けて

本計画を着実に推進するため、市における推進体制を整備し、適切な進行管理を行うとともに、市民や事業者、教育関係者と連携を図りながら、目指す姿である「性別等に関わらず誰もが尊重され活躍できるまち盛岡」を実現していきます。

1 推進体制の整備

(1) 盛岡市男女共同参画審議会の開催

市長の附属機関として設置している「盛岡市男女共同参画審議会」を開催し、知識経験を有する者や男女共同参画関係団体、市民などから構成される外部有識者12名以内の委員が、市長の諮問に応じ、計画の推進状況など、市の男女共同参画の推進に関する重要事項について、専門性を生かした客観的な立場から調査・審議し、市長へ意見を述べます。（盛岡市男女共同参画推進条例第23条関係）

(2) 拠点施設の設置と運営

「もりおか女性センター」及び「盛岡市配偶者暴力相談支援センター」を男女共同参画推進のための拠点施設と位置付け、その機能の充実と活用の促進を図ります。（盛岡市男女共同参画推進条例第14条関係）

(3) 庁内体制の整備（男女共同参画推進本部・男女共同参画行政推進連絡会議）

男女共同参画の推進に関する施策について、全庁横断的に推進するとともに、総合調整を行う組織として、市長を本部長、特別職や部長等を本部員とした「男女共同参画推進本部」を設置しており、引き続き、庁内一体となって計画の推進を図ります。

また、実効性を確保するため、施策関係課等の長で構成する「男女共同参画行政推進連絡会議」についても、引き続き、各部局が実施する施策等の進捗状況等の情報共有と連携を図っていきます。（盛岡市男女共同参画推進条例第11条関係）

(4) 実施状況の公表

本計画における成果指標の達成状況や、施策の成果と課題などの実施状況について、市公式ホームページにおいて毎年、公表します。（盛岡市男女共同参画推進条例第10条関係）

2 多様な主体との連携・協働

(1) 国・県との連携

国の男女共同参画社会基本法（第9条）において、「地方公共団体は、国の施策に準じた施策や地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務がある」ことから、国や県の動向を的確に把握し、連携しながら、市の施策を進めていきます。（盛岡市男女共同参画推進条例第4条第2項関係）

(2) 市民や事業者、教育関係者との連携

男女共同参画の実現には、市のみならず、市民や事業者、教育関係者が一体となって目指す社会を形成することが重要であることから、情報共有や意見交換、協働などの必要な連携を図りながら施策を推進していきます。また、特に事業者や教育関係者が条例で定める責務を実現することができるよう、必要に応じて適切な支援を行っていきます。（盛岡市男女共同参画推進条例第4条第2項関係）

3 相談・苦情への対応

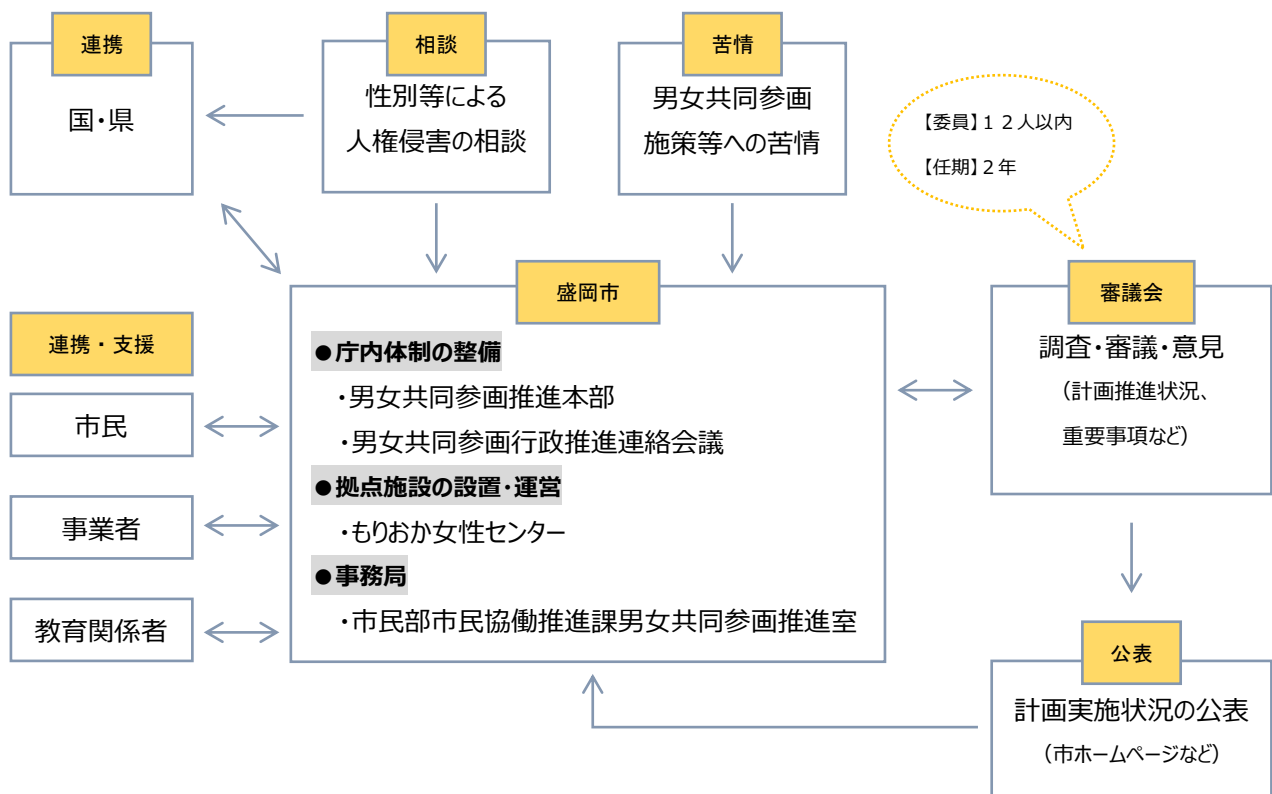
(1) 性別等に関する人権侵害に関する相談の対応

DVやセクシュアル・ハラスメントなど、性別等に関する人権侵害に関する相談が市民や事業者、教育関係者からあったときは、「もりおか女性センター」や「こども家庭センター」及び国や県の関係機関と連携し、相談者の問題解決に向け、公平かつ適切な支援を行います。（盛岡市男女共同参画推進条例第21条関係）

(2) 施策に対する苦情への対応

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策について、市民や事業者、教育関係者から苦情を受け付けるとともに、公平かつ適切に対応し、適切な措置を図ります。また、対応にあたり特に必要があると認められるときは、「盛岡市男女共同参画審議会」の意見を聴きます。（盛岡市男女共同参画推進条例第22条関係）

イメージ図



第6章 資料編

- 1 策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 - 2 第2次盛岡市男女共同参画推進計画における課題・・・・・・・・
 - 3 盛岡市におけるDV相談等の現状・・・・・・・・
 - 4 平成30年度市民アンケート調査・・・・・・・・
 - 5 平成30年度盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査・・・・・
 - 6 盛岡市の現状（人口・就業状況）・・・・・・・・
 - 7 社会情勢の変化（主に第2次計画策定後の平成27年度以降）・・・・・
 - 8 男女共同参画行政に関する国内外の動き（1975年～2024年）・・・・・
-
- 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・
 - 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律・・・・・
 - 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律・・・・・・・・
 - 盛岡市男女共同参画推進条例・・・・・・・・

1 策定経過

<凡例>

●…審議会への意見聴取（盛岡市男女共同参画推進条例第9条第3項及び第23条関係）

★…市民・事業者・教育関係者との意見交換等（盛岡市男女共同参画推進条例第9条第3項関係）

	開催年月日	経過	内容
1	令和元年8月21日	男女共同参画行政推進連絡会議	計画骨子（案）協議
2	令和元年8月21日	意見交換会 （もりおか女性センター）	計画骨子（案）に関する 意見交換
3	令和元年9月3日	男女共同参画推進本部会議	計画骨子（案）協議
4	令和元年9月4日	●令和元年度第1回盛岡市男女共同参画審議会	新たに策定する第3次盛岡市男女共同参画推進計画について（諮問） 計画骨子（案）協議
5	令和元年9月3日～ 9月13日	全庁意見照会（1件）	計画骨子（案）に関する 意見等
6	令和元年9月27日	★意見交換会 （男女共同参画関係団体 7団体）	計画骨子（案）に関する 意見交換
7	令和元年11月20日	意見交換会 （もりおか女性センター）	計画掲載事業（案）に関する 意見交換
8	令和元年11月23日	★意見交換会 （性的マイノリティ支援団体 1団体）	計画掲載事業（案）に関する 意見交換
9	令和元年11月26日	★意見交換会 （一般女性社員 8事業所）	計画掲載事業（案）に関する 意見交換
10	令和元年11月27・29日	★意見交換会 （男女共同参画関係団体 5団体）	計画掲載事業（案）に関する 意見交換
11	令和元年12月4日～ 令和2年1月24日	庁内施策関係課・女性センター意見照会（2回）	計画掲載事業（案）に関する 確認・修正・提案等
12	令和元年12月23日～ 令和2年1月16日	★アンケート調査 （一般女性社員 20事業所）	女性活躍推進（人材育成） に関する意見等
13	令和元年12月23日～ 令和2年1月16日	★アンケート調査 （管理職 19事業所）	女性活躍推進（人材育成） に関する意見等
14	令和2年1月14日	★意見交換会 （性的マイノリティ支援団体 1団体）	計画掲載事業（案）に関する 意見交換
15	令和2年1月30日	男女共同参画行政推進連絡会議	計画掲載事業（案）に関する 協議

	開催年月日	経過	内容
16	令和2年2月3日	男女共同参画推進本部会議	計画掲載事業（案）に関する協議
17	令和2年2月3日～ 2月10日	全庁意見照会（3件）	計画掲載事業（案）に関する意見等
18	令和2年2月7日	★意見交換会 （教育関係者 1団体）	計画掲載事業（案）に関する意見交換
19	令和2年2月14日	●令和元年度第2回盛岡市男女共同参画審議会	計画掲載事業（案）に関する協議
20	令和2年3月5日	★意見交換会 （教育関係者 1団体）	計画掲載事業（案）に関する意見交換
21	令和2年3月24日	★意見交換会 （教育関係者 1団体）	計画掲載事業（案）に関する意見交換
22	令和2年4月15日	男女共同参画行政推進連絡会議 （新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催）	計画（案）協議
23	令和2年4月27日	男女共同参画推進本部会議	計画（案）協議
24	令和2年4月27日～ 5月13日	全庁意見照会（1件） もりおか女性センター意見照会	計画（案）に関する意見等
25	令和2年4月27日～ 5月13日	●盛岡市男女共同参画審議会委員 への意見聴取 （新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催）	計画（案）に関する意見等
26	令和2年5月21日	盛岡市議会総務常任委員会	計画（案）に関する報告等
27	令和2年5月29日	盛岡市議会全員協議会	計画（案）に関する報告等
28	令和2年5月30日～ 6月18日	★パブリックコメント	計画（案）に関するパブリックコメントの実施
29	令和2年6月16日～ 6月17日	令和2年6月盛岡市議会定例会 （一般質問）	計画（案）に関する意見等
30	令和2年6月29日	男女共同参画推進本部会議	パブリックコメント後の 計画（案）協議
31	令和2年6月30日	●令和2年度第1回盛岡市男女共同参画審議会	パブリックコメント後の 計画（案）協議
32	令和2年7月27日	盛岡市男女共同参画審議会会長から市長へ答申	第3次盛岡市男女共同参画推進計画の策定について（答申）
33	令和2年7月31日	市長決裁・策定	

〔中間見直しの策定経過〕

	開催年月日	経過	内容
1	令和6年6月7日～ 7月5日	見直し修正素案作成、全庁意見照会	見直し修正素案に対する 意見等
2	令和6年7月19日	男女共同参画行政推進連絡会議	見直しの方向性について 協議
3	令和6年8月5日	男女共同推進本部会議	見直し（案）について協議
4	令和6年8月20日	●令和6年度第一回盛岡市男女共 同参画審議会	見直し（案）について協議
5	令和6年10月22日	男女共同参画行政推進連絡会議	見直し（案）について協議
6	令和6年11月5日	男女共同推進本部会議	見直し（案）について協議
7	令和6年11月22日	盛岡市議会全員協議会	見直し（案）について協議
8	令和7年1月8日～ 1月31日	★パブリックコメント	見直し（案）に関するパブ リックコメントの実施
9	令和7年2月14日	●令和6年度第二回盛岡市男女共 同参画審議会	パブリックコメント後の計 画見直し（案）協議
10	令和7年3月24日	盛岡市男女共同参画審議会会長か ら市長へ答申	第3次盛岡市男女共同参 画推進計画の見直しにつ いて（答申）
11	令和7年4月7日	市長決裁	

2 第2次盛岡市男女共同参画推進計画における課題

1 第2次計画の期間

平成27年度～令和6年度（H27策定当時の設定終期）

2 第2次計画の基本理念

「未来の盛岡がさらに輝くために、女性の参画機会を拡大し、活躍しやすいまちづくりを推進します」

3 スローガン

「女性が輝き 盛岡が輝く」

4 計画の体系

	基本目標	施策の方向性
1	政策や方針決定過程への女性の参画促進	(1) 審議会等における女性委員の登用促進 (2) 市や関係団体の方針決定過程への女性の参画促進 (3) 地域団体やNPO等の方針決定過程への女性の参画促進
2	市民への男女共同参画の理解の促進	(1) あらゆる場での教育や学習機会の提供 (2) 男女共同参画に関する教育のプログラム開発と教員への研修機会の充実 (3) 発達段階に応じた性と生命の尊重教育の実施 (4) メディアからの情報の理解や活用能力向上の取組の推進 (5) 男女共同参画に関する統計や情報収集及び調査研究の推進
3	男女のワーク・ライフ・バランスの実現	(1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透 (2) 男性の家事・育児・介護への参加促進 (3) 多様なニーズに対応した保育や子育て支援の充実 (4) 多様なニーズに対応した介護サービスの充実 (5) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業への啓発 (6) 女性の意思決定過程への参画促進に向けた企業への啓発 (7) 雇用の分野における男女の均等待遇の啓発
4	男女のあらゆる分野への参画機会の拡充	(1) 女性に対する再就職の支援 (2) 起業や自営業の女性が自立するための支援 (3) 女性の能力の向上やリーダー育成のための支援 (4) ひとり親家庭等の自立に向けた支援 (5) 女性の生涯にわたる健康支援 (6) 男女共同参画に係る視点での相談事業の充実
5	女性に対するあらゆる暴力の根絶 （第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画）	(1) 暴力を許さない意識づくりと暴力の発生を防ぐ地域づくり (2) 相談及び被害者保護の取組の充実 (3) 被害者の自立支援 (4) 関係機関や支援する民間団体との連携強化によるDV防止対策推進体制の整備

基本目標1 政策や方針決定過程への女性の参画促進**■施策の方向性**

- (1) 審議会等における女性委員の登用促進
- (2) 市や関係団体の方針決定過程への女性の参画促進
- (3) 地域団体やNPO等の方針決定過程への女性の参画促進

■主な課題

- ・市の審議会等における女性委員の割合が、近年は約30%と横ばい傾向である。改選・新設時に委員の男女数の均衡を図る取組が必要である。
- ・行政、地域社会、政治その他あらゆる場面における活動方針立案や決定の場における男女共同参画は徐々に進んでいるが、さらなる推進が必要である。
- ・男女共同参画人材育成講座や防災リーダー講座終了後の活躍の場が少なかったことから、学びの成果を地域へ還元できる具体的な方策の検討が必要である。

■今後特に取り組むべき視点

- ・あらゆる場面における多様な人材の活躍に資する取組（市審議会等における男女共同参画の委員数均衡のための取組、行政、町内会、その他地域における男女共同参画の推進、人材育成講座終了後の活躍の場のしくみづくり）

〔成果指標〕 ◇1～3は各年4月1日現在、4～6は各年度末現在。

	指標	H27	H28	H29	H30	R1	R6目標
1	市の審議会等における女性委員の割合（%）	32.4	32.1	31.3	30.6	30.5	40.0
2	市職員における一般職の女性管理職割合（%）	4.9	5.1	4.4	5.3	7.4	20.0
3	女性委員のいない審議会等の数	3	4	7	5	4	0
4	男女共同参画サポーター認定者数（人）	111	117	125	130	136	171
5	女性防災リーダー登録者数（人）（累計）	11	15	17	19	21	100
6	女性人材リスト登録者数（人）	165	160	144	150	141	180

〔参考指標〕 ◇1～2は各年4月1日現在、3～4は各年5月1日現在。

	指標	H27	H28	H29	H30	R1
1	市議会における女性議員割合（%）	15.8	15.8	15.8	15.8	15.8
2	町内会長に占める女性割合（%）	5.2	5.0	6.3	6.5	7.6
3	市内の小中学校における女性校長割合（%）	19.2	11.1	9.9	11.1	12.5
4	小中学校PTA会長に占める女性割合（%）	13.2	9.0	13.8	16.9	26.2

基本目標 2 市民への男女共同参画の理解の促進

■施策の方向性

- (1) あらゆる場での教育や学習機会の提供
- (2) 男女共同参画に関する教育のプログラム開発と教員への研修機会の充実
- (3) 発達段階に応じた性と生命の尊重教育の実施
- (4) メディアからの情報の理解や活用能力向上の取組の推進
- (5) 男女共同参画に関する統計や情報収集及び調査研究の推進

■主な課題

- ・社会で男女平等だと思う人の割合について、平成 30 年度市民アンケートにおいて「平等になっていない」と答えた人が男女とも 6 割以上となり、過去 20 年間の調査で最高となった。多くの市民の男女共同参画への関心への高まりや、問題意識への喚起がなされたものとみており、盛岡市男女共同参画推進条例施行を機に、性別等に関わらず人権を尊重する意識の更なる向上や、固定的な役割分担意識の解消などの取組を、今後さらに加速させ重点的に取り組む必要がある。
- ・性別、性的指向、性自認等に関わらず、誰もが互いの人権を尊重するため、性の多様性を理解しあい、差別や偏見の解消を目指した啓発活動のさらなる拡充が必要である。

■今後特に取り組むべき視点

- ・固定的な役割分担意識の解消と多様な生き方を選択できる意識形成の取組（男女共同参画の関心と理解を深める啓発活動、多様な生き方を選択できる教育・学習活動の充実、男女共同参画の取組を推進する人材育成）
- ・性の多様性の理解と支援の取組

〔成果指標〕

	指標	H27	H28	H29	H30	R 1	R 6 目標
1	社会で男女平等と思う人の割合（％）	－	－	－	7.2	－	20
2	出前講座実施回数（回）	12	12	6	10	12	7
3	教職員対象メディア活用能力向上講座参加者数（人）	90	80	108	102	31	135
4	「数字に見る盛岡市の男女共同参画」配布数（冊）	118	114	113	111	118	130

基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの実現

■施策の方向性

- (1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透
- (2) 男性の家事・育児・介護への参加促進
- (3) 多様なニーズに対応した保育や子育て支援の充実
- (4) 多様なニーズに対応した介護サービスの充実
- (5) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業への啓発
- (6) 女性の意思決定過程への参画促進に向けた企業への啓発
- (7) 雇用の分野における男女の均等待遇の啓発

■主な課題

- ・子育てや女性が活躍しやすい環境づくりに取り組む企業に対する国や県の認定制度（くるみん・えるぼし等）を活用する市内企業も徐々に増え始めているが、取組は発展途上であり、さらなる啓発活動と支援が必要である。
- ・性別等に関わらず誰もが活躍しやすい職場環境づくりには、仕事と生活が両立できる取組が欠かせないことから、意識醸成のための講演会やセミナーの開催、先進的取組事例の紹介などを通じ、企業の取組支援を行っていく必要がある。
- ・仕事と育児や介護が両立できるさらなる環境整備が必要である。（年度末に向けて発生している待機児童の解消、保育士の確保、保育定員の拡大、地域包括支援センター等の高齢者介護相談支援等）

■今後特に取り組むべき視点

- ・働く場における女性の活躍推進と男性の家庭や地域における参画促進のための取組
- ・ワーク・ライフ・バランス実現のための取組
- ・仕事と育児や介護等との両立支援体制の整備と充実のための取組

〔成果指標〕

	指標	H27	H28	H29	H30	R1	R6目標
1	男性のための支援講座実施延回数（回）	2	3	2	2	2	6
2	母親教室への男性の参加割合（％）	98.6	98.3	99.7	100.0	99.7	90.0
3	子育て支援サービス利用者数（人）	76,691	80,233	79,779	80,684	64,478	77,000
4	市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる市民の割合（％）	13.3	15.2	16.0	19.9	18.9	50.0
5	保育所待機児童数（人）（4月1日現在）	9	0	0	0	0	0
	保育所待機児童数（人）（1月1日現在）	285	218	180	84	40	0
6	企業への出前講座回数（累計）（回）	1	2	4	5	11	20
7	地域包括支援センター等への相談件数（人）	14,795	15,277	15,987	17,070	19,806	25,000

〔参考指標〕

	指標	H27	H28	H29	H30	R 1
1	「ワーク・ライフ・バランス」を知っている・聞いたことはあるが内容は知らない人の割合（県内）（％）	33.4	—	—	45.8	—
2	次世代育成支援対策推進法における行動計画策定届出企業数（市内）（社）	200 (H27 末)	219 (H28 末)	236 (H29 末)	269 (H30 末)	302 (R1 末)
3	次世代認定マーク（くるみん）取得企業数（市内）（社）	12 (H27 末)	12 (H28 末)	12 (H29 末)	14 (H30 末)	18 (R1 末)
4	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）企業数（市内）（社）	—	2 (H28 末)	4 (H29 末)	6 (H30 末)	8 (R1 末)
5	県内企業・事業所行動調査における育児休業取得率（県内）（％）	—	男性 2.3 女性 94.9	—	男性 2.7 女性 84.3	—

基本目標4 男女のあらゆる分野への参画機会の拡充**■施策の方向性**

- (1) 女性に対する再就職の支援
- (2) 起業や自営業の女性が自立するための支援
- (3) 女性の能力の向上やリーダー育成のための支援
- (4) ひとり親家庭等の自立に向けた支援
- (5) 女性の生涯にわたる健康支援
- (6) 男女共同参画に係る視点での相談事業の充実

■主な課題

- ・女性健康診査受診者数が年々減少傾向にある。就労女性の増加により勤務先で同様の検査を受診していることが減少の要因と考えられるが、対象者で未受診の方の受診勧奨が必要である。
- ・災害対応において、避難所における授乳室や性別等によるニーズの違いに配慮したトイレ等の設置、多様な視点を反映させた避難所運営の適切な役割分担など、災害対応の各場面において、男女共同参画の視点を踏まえた取組が求められている。

■今後特に取り組むべき視点

- ・性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援の取組
- ・男女共同参画視点での災害対応の取組

〔成果指標〕

	指標	H27	H28	H29	H30	R 1	R 6目標
1	女性の経済的自立支援講座延参加者数（人）	250	409	448	487	214	243
2	講座参加者の中で起業や就労に結びついた件数（累計）（件）	16	21	26	30	33	50
3	女性防災リーダー登録者数【再掲】（累計）（人）	11	15	17	19	21	100
4	母子家庭等就業支援事業等で就業した割合（％）	90.5	100.0	74.3	74.9	83.3	86.0
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業登録者数（人）	75	81	32	40	55	73
6	女性健康診査受診者数（人）	1,641	1,407	1,268	1,216	1,065	2,000
7	女性相談件数（件）	1,794	1,784	1,567	1,541	1,876	1,700

〔参考指標〕

	指標	H27	H28	H29	H30	R 1
1	家族経営協定書締結件数（累計値）（件）	94	94	94	94	94

基本目標５ 女性に対するあらゆる暴力の根絶【第２次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画】

■施策の方向性

- (1) 暴力を許さない意識づくりと暴力の発生を防ぐ地域づくり
- (2) 相談及び被害者保護の取組の充実
- (3) 被害者の自立支援
- (4) 関係機関や支援する民間団体との連携強化によるDV防止対策推進体制の整備

■主な課題

- ・DV相談内容に児童虐待や精神障害等が絡み、複雑化する状況にあることから、早期問題解決が困難な事案が多い。各相談機関や医療機関、教育機関等が密に情報共有をしながら、被害者とその子どもの安全を最優先に、連携して取り組む必要がある。
- ・相談者のうち、約１割が盛岡広域市町の住民であり、広域対応できる相談体制の充実や、ニーズに合わせた具体的な事業内容及び費用負担の検討が必要である。
- ・DV相談のほか、性犯罪・性暴力、若年層を対象にした性的な暴力、デートDV、セクシュアル・ハラスメント等の予防啓発と相談支援の取組の強化も求められている。

■今後特に取り組むべき視点

- ・DV被害者保護対策と児童虐待防止対策との連携協力体制の強化
- ・盛岡広域圏におけるDV相談体制等の充実
- ・性別等による人権侵害の防止に関する取組の強化（DV、性別等に関するハラスメント、性別等による暴力や差別的取り扱い等）

〔成果指標〕

	指標	H27	H28	H29	H30	R1	R6目標
1	デートDV予防啓発講座受講人数（人）	297	185	700	1,053	659	900
2	DV防止週間等のイベント参加者数（人）	1,975	1,713	1,577	1,720	2,240	1,200
3	窓口担当職員研修の受講人数（人）	239	—	—	99	99	20
4	DV相談支援センターの相談件数（件）	975	1,080	914	867	1,111	850
5	DV相談新規人数（人）（女性センター）	201	175	135	159	177	150
	DV相談新規人数（人）（子ども青少年課）	23	31	47	45	31	—

〔参考指標〕

	指標	H27	H28	H29	H30	R1
1	住民基本台帳事務DV被害者等支援措置件数（ストーカー、児童虐待及びその他の被害者を含む）（件）	219	227	257	282	345

3 盛岡市におけるDV相談等の現状

■DV相談の状況

➤盛岡市では、県内配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数の約半数に対応。

単位：件	盛岡市		配偶者暴力 相談支援センター		警察署	
年度	もりおか 女性 センター	子ども 青少年課	岩手県内計	全 国	岩手県	全 国
H26	673	28	1,504	102,963	414	59,072
H27	929	23	2,378	111,630	415	63,141
H28	1,030	31	1,865	106,367	433	69,908
H29	865	47	1,780	106,110	403	72,455
H30	837	984	1,762	114,481	346	77,482
R 1	1,101	757	2,175	119,276	416	82,207
R 2	892	673	1,872	129,491	405	82,643
R 3	1,016	304	1,987	122,478	417	83,042
R 4	806	396	1,967	122,211	328	84,496
R 5	889	256	(集計中)	(集計中)	350	88,619

注1) (デートDV・ストーカー除く) (H26-H29 子ども青少年課分は新規受付人数)

注2) 配偶者暴力相談支援センターの件数はもりおか女性センター件数を再掲

注3) R3-R4 もりおか女性センター分については、「コロナ禍における女性支援事業」として実施した件数を含む。

■もりおか女性センターにおける居住地別相談状況（令和5年度）

➤相談者のうち約1割弱が盛岡広域7市町の住民である。

令和5年度 相談者の居住地別	女性相談計	DV相談等（DV・デートDV・ストーカー）			
		うち DV	うち デートDV	うち ストーカー	DV相談等 小計
① 盛岡広域8市町	1,229	720	9	0	729
うち盛岡市	1,121	663	7	0	670
うち八幡平市	7	6	0	0	6
うち滝沢市	31	15	1	0	16
うち雫石町	1	0	0	0	0
うち葛巻町	3	3	0	0	3
うち岩手町	14	13	0	0	13
うち紫波町	33	9	1	0	10
うち矢巾町	19	11	0	0	11
②県内(盛岡広域圏外)	193	119	12	0	131
③ 県外	41	23	0	0	23
④ 不明	78	27	1	0	28
総件数(①～④計)	1,541	889	22	0	911

4 平成 30 年度市民アンケート調査

1 調査のテーマ

「男女共同参画及び女性活躍推進に関する意識について」

2 調査概要

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 実施方法 | アンケート方式による調査 |
| (2) 調査地域 | 盛岡市全域 |
| (3) 調査対象者 | 満 18 歳以上の市民 |
| (4) 標本数 | 2,000 人 |
| (5) 抽出方法 | 住民票ファイル（平成 30 年 6 月 30 日）から等間隔無作為抽出 |
| (6) 調査方法 | 郵送による配布・回収（インターネット回答を併用） |
| (7) 調査期間 | 平成 30 年 8 月 15 日～平成 30 年 8 月 31 日 |
| (8) 調査主体 | 市長公室広聴広報課 |
| (9) 調査結果の考察 | 市民部市民協働推進課男女共同参画推進室 |

3 調査の回収結果

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 対象者数 | 2,000 人 |
| (2) 有効回収数 | 842 人（男性 405 人、女性 433 人、無回答 4 人） |
| (3) 有効回収率 | 42.1% |

4 調査の設問

- 問 1 男女平等感について
- 問 2 性別役割分担に関する意識について
- 問 3 男女共同参画に関する行政への要望について
- 問 4 女性の職業生活について
- 問 5 女性の就業継続に必要なことについて
- 問 6 男性の家庭・地域活動への参加について

5 調査報告書（全文）URL

盛岡市公式ホームページに掲載しています。

（トップページ＞市政情報＞広聴・広報＞広聴＞市民意識調査・市民アンケート＞平成 30 年度市民アンケート＞平成 30 年度市民アンケート：報告書のダウンロード）

<http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/1021559/1021609/ishikichosa/1025463/1025471.html>

6 調査結果について（抜粋）

(1) 男女平等感について

問1 全ての国民は法の下に平等であるとされていますが、社会全体でみた場合、男女の地位は平等になっていると思いますか。

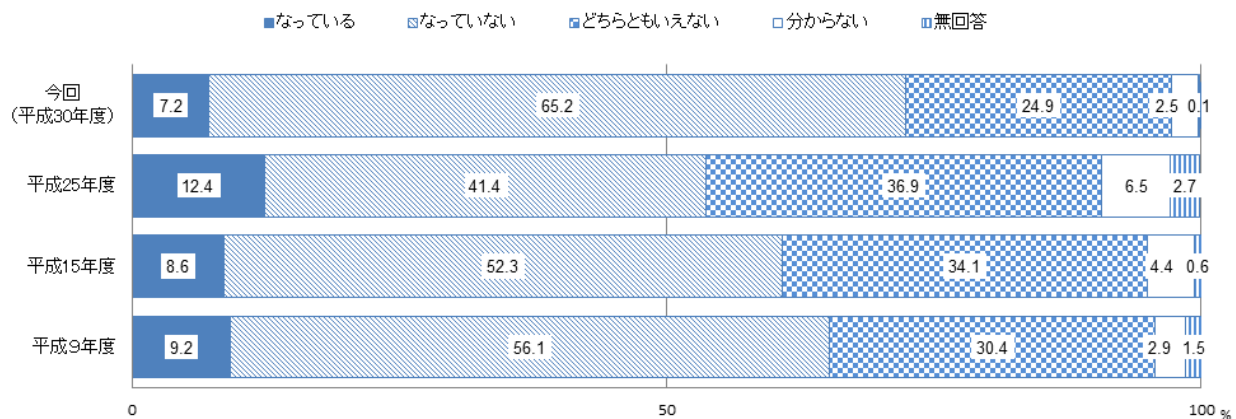
次の中から、最も当てはまるものを1つだけお選びください。

- 1 なっている
- 2 なっていない
- 3 どちらともいえない
- 4 分からない

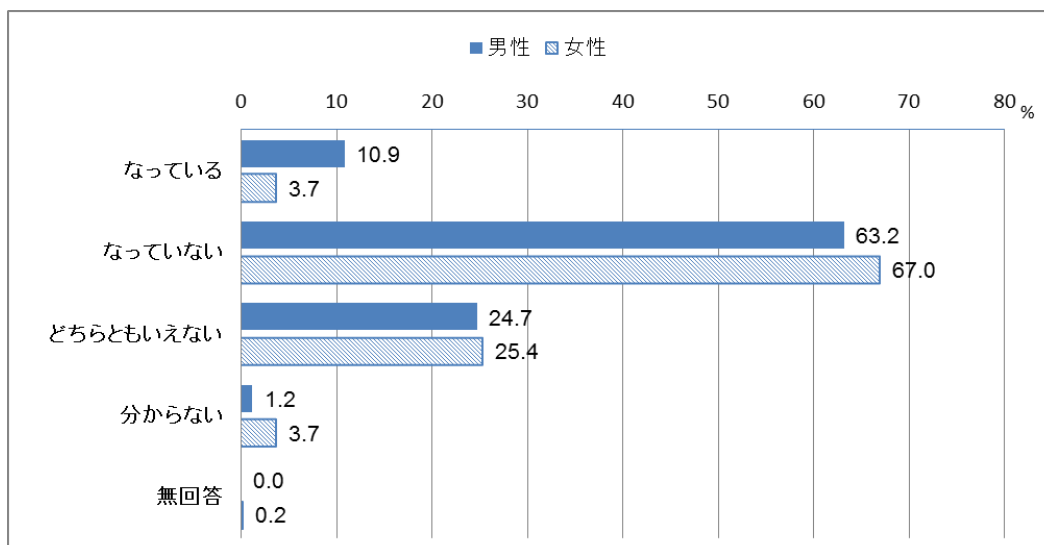
➤「男女の地位は平等になっていない」と答えた方の割合が、男女とも6割以上となり、過去20年間の調査の中で最も高くなった（男性63.2%、女性67.0%）。

➤20年間の調査期間において、各種制度が浸透してきている状況も含め、多くの市民の男女共同参画推進への関心の高まりや問題意識への喚起がなされたものと考えている。

【全体】



【性別】



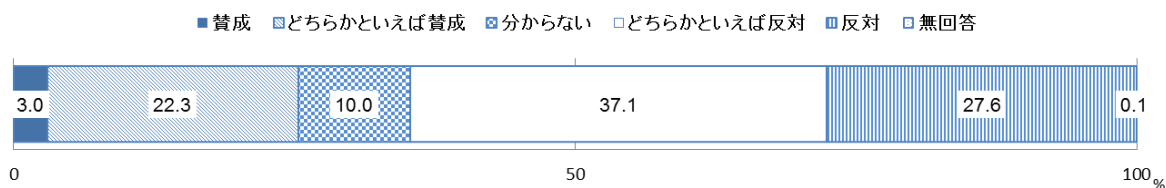
(2) 性別役割分担に関する意識について

問2 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。
次の中から、最も当てはまるものを1つだけお選びください。

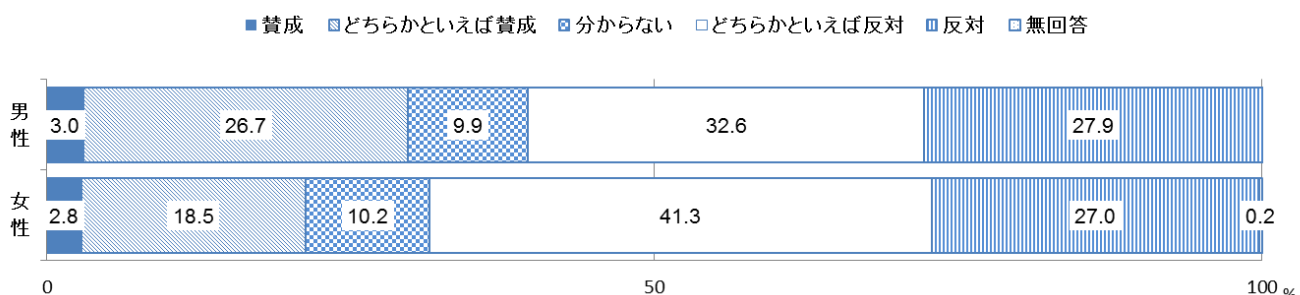
- 1 賛成
- 2 どちらかといえば賛成
- 3 どちらかといえば反対
- 4 反対
- 5 分からない

- 性別により役割を分担する意識について、男女とも6割を超える人が、性別による役割分担意識に、「反対（どちらかといえば反対を含む）」と回答している。（男性 60.5%、女性 68.3%）
- 調査時期は異なるが、令和元年度の国（※1）の調査では、「反対」「どちらかといえば反対」を合わせた割合が 59.8%（男性 55.6%、女性 63.4%）、平成 30 年度の県（※2）の調査では、「同感しない」が 68.6%（男性 64.7%、女性 72.1%）となっている。

【全体】

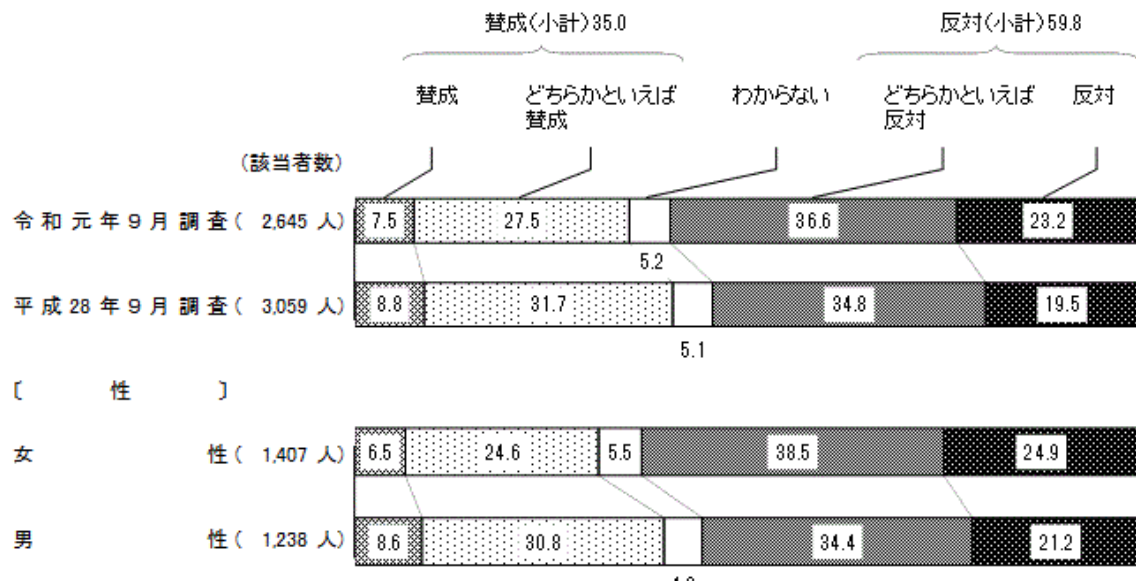


【性別】



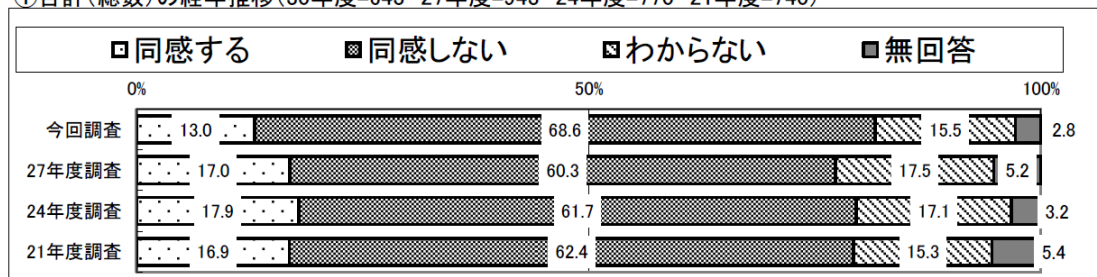
【参考】国・県における同様の質問に対する回答結果

※1 出典：「令和元年9月 男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府）

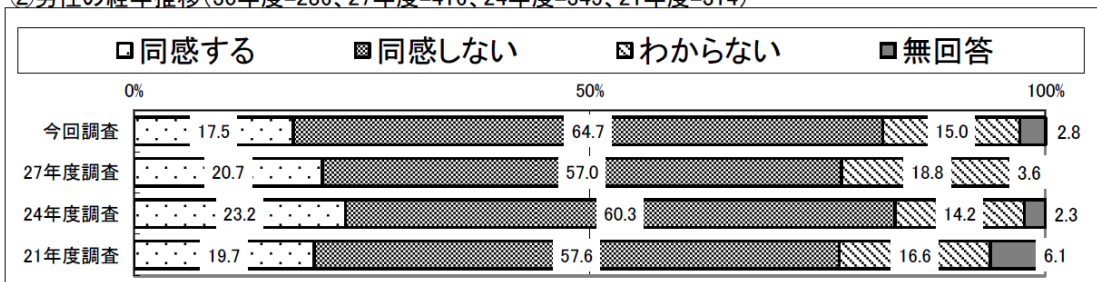


※2 出典：「平成30年度 男女が共に支える社会に関する意識調査」（岩手県）

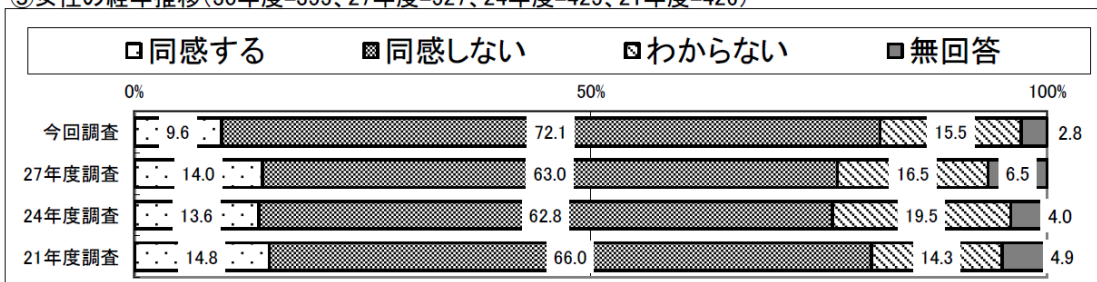
①合計(総数)の経年推移(30年度=643 27年度=943 24年度=770 21年度=740)



②男性の経年推移(30年度=286、27年度=416、24年度=345、21年度=314)



③女性の経年推移(30年度=355、27年度=527、24年度=425、21年度=426)



(3) 男女共同参画に関する行政への要望について

問3 「男女共同参画社会(注)」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次の中から、当てはまるものを全てお選びください。

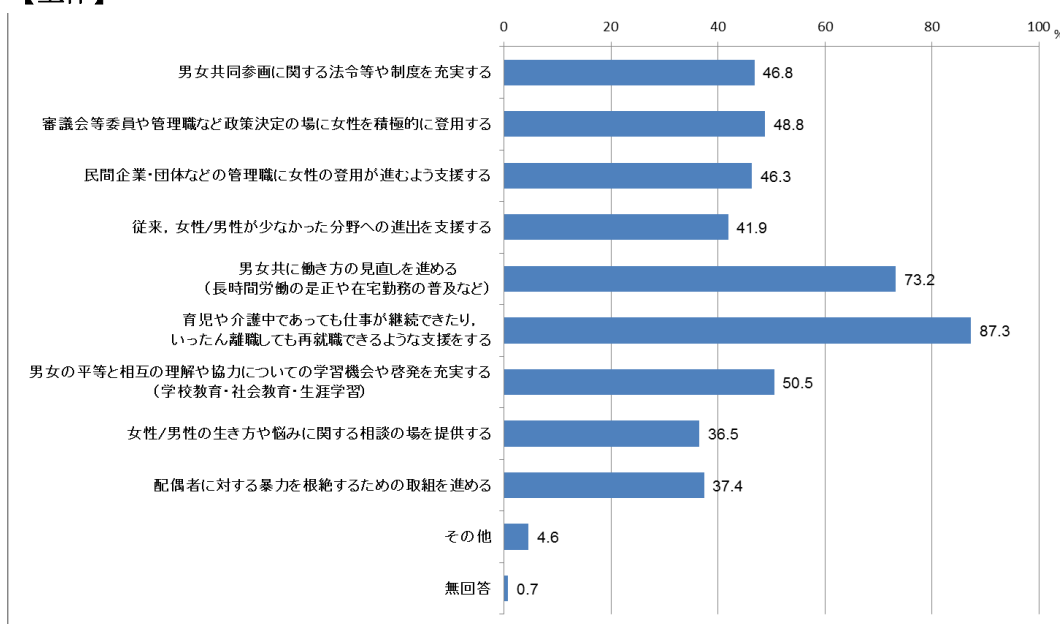
(注) 男女共同参画社会とは：「男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」。

- 1 男女共同参画に関する法令等や制度を充実する
- 2 審議会等委員や管理職など政策決定の場に女性を積極的に登用する
- 3 民間企業・団体などの管理職に女性の登用が進むよう支援する
- 4 従来、女性/男性が少なかった分野への進出を支援する
- 5 男女共に働き方の見直しを進める（長時間労働の是正や在宅勤務の普及など）
- 6 育児や介護中であっても仕事が継続できたり、いったん離職しても再就職できるような支援をする
- 7 男女の平等と相互の理解や協力についての学習機会や啓発を充実する（学校教育・社会教育・生涯学習）
- 8 女性/男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する
- 9 配偶者に対する暴力を根絶するための取組を進める
- 10 その他（ ）

➤ 働き方に関することを7割以上の人が選択し、「育児や介護中であっても仕事が継続できたり、いったん離職しても再就職できるような支援をする（87.3%）」、「男女共に働き方の見直しを進める（73.2%）」となった。

➤ 次いで「男女の平等と相互の理解や協力についての学習機会や啓発を充実する（50.5%）」「審議会等委員や管理職など政策決定の場に女性を積極的に登用する（48.8%）」「男女共同参画に関する法令等や制度を充実する（46.8%）」となった。

【全体】



(4) 女性の職業生活について

問4 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのように思いますか。
次の中から、最も当てはまるものを1つだけお選びください。

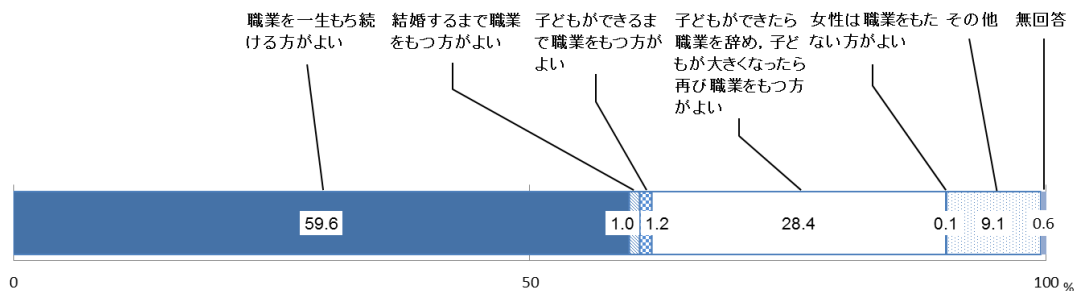
- 1 職業を一生もち続ける方がよい
- 2 結婚するまで職業をもつ方がよい
- 3 子どもができるまで職業をもつ方がよい
- 4 子どもができたなら職業を辞め、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 5 女性は職業をもたない方がよい
- 6 その他（ ）

➤「職業を一生もち続ける方がよい」が男女とも半数以上となり、次に「子どもができたなら職業を辞め、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が約3割と続いた。

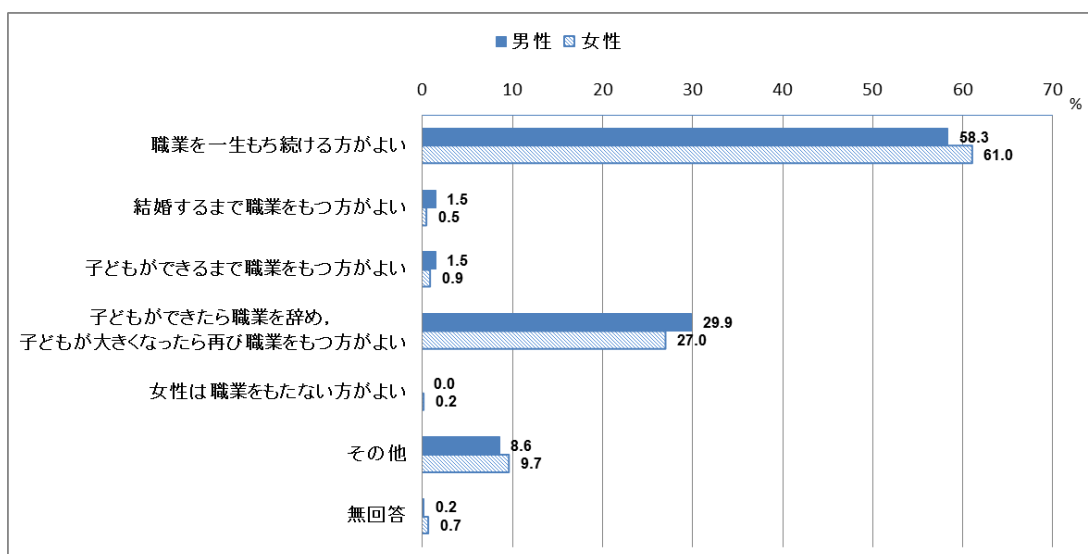
➤その他の意見としては次のようなものがあった。

- ・その時々で柔軟に選択できる
- ・本人の意思を尊重する
- ・本人の希望が叶う環境づくりが必要

【全体】



【性別】



(5) 女性の就業継続に必要なことについて

問5 女性が出産後も離職せず働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思えますか。

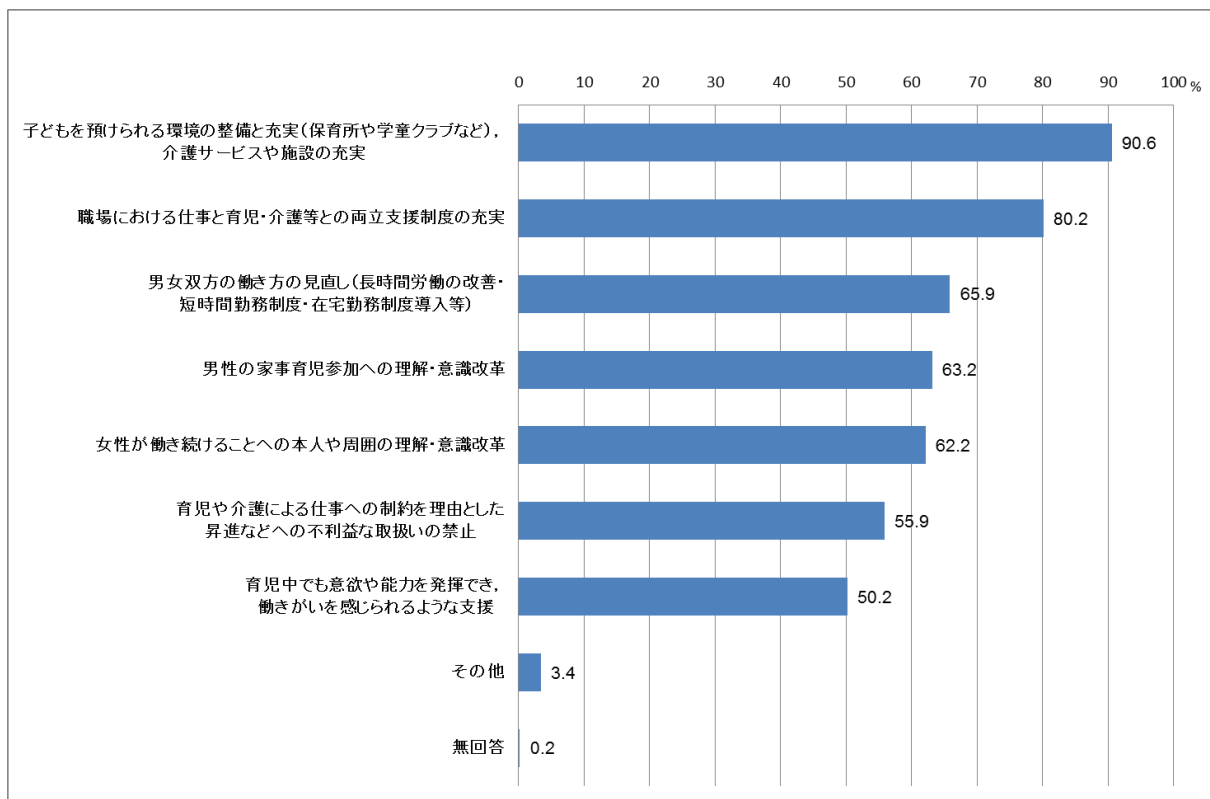
次の中から、当てはまるものを全てお選びください。

- 1 子どもを預けられる環境の整備と充実（保育所や学童クラブなど）、介護サービスや施設の充実
- 2 職場における仕事と育児・介護等との両立支援制度の充実
- 3 男女双方の働き方の見直し（長時間労働の改善・短時間勤務制度・在宅勤務制度導入等）
- 4 男性の家事育児参加への理解・意識改革
- 5 女性が働き続けることへの本人や周囲の理解・意識改革
- 6 育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止
- 7 育児中でも意欲や能力を発揮でき、働きがいを感じられるような支援
- 8 その他（ ）

➤「子どもを預けられる環境の整備と充実、介護サービスや施設の充実」の割合が9割、「職場における仕事と育児・介護等との両立支援制度の充実」が8割となった。

➤家庭だけでなく社会全体で子育て・介護等を行い、仕事と両立させていく仕組みづくりや機運醸成が求められている。

【全体】



(6) 男性の家庭・地域活動への参加について

問6 今後、男性が女性とともに家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。

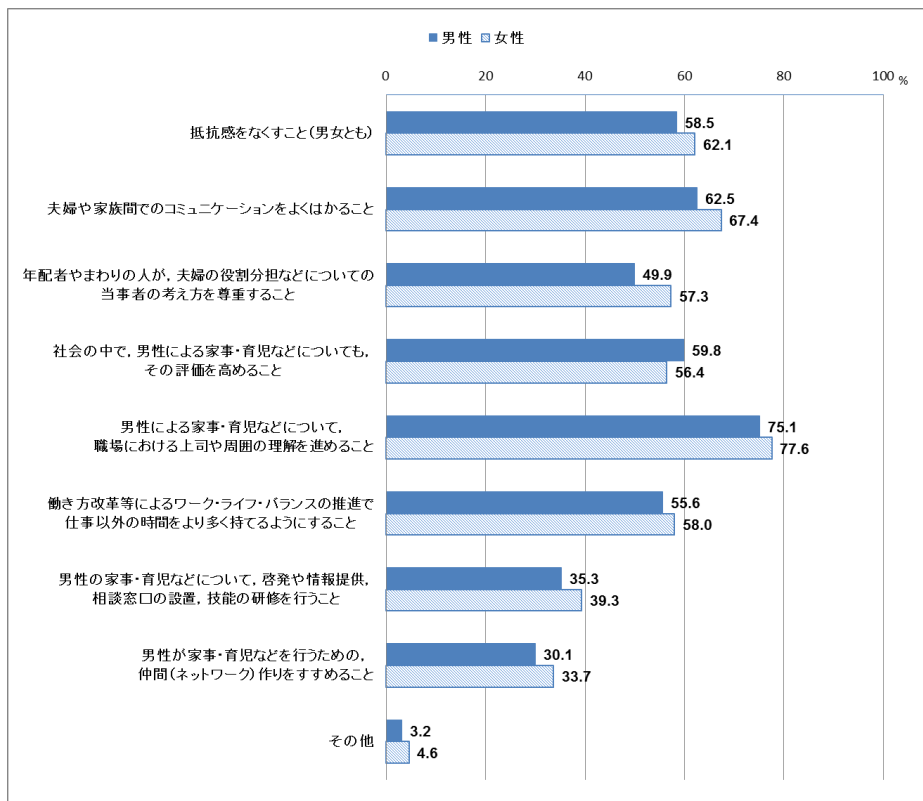
次の中から、当てはまるものを全てお選びください。

- 1 抵抗感をなくすこと（男女とも）
- 2 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- 3 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること
- 4 社会の中で、男性による家事・育児などについても、その評価を高めること
- 5 男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること
- 6 働き方改革等によるワーク・ライフ・バランスの推進で仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 7 男性の家事・育児などについて、啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能の研修を行うこと
- 8 男性が家事・育児などを行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめること
- 9 その他（ ）

➤「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」を男女とも **75%以上**の人が選択し、次の「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」を上回り、最も多い回答となった。

➤男性の家庭地域活動への参画促進は、家庭だけで解決できる問題ではなく、職場の理解が欠かせないことを、多くの人が感じていることが明確となった。

【性別】



5 平成 30 年度盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査

1 調査の趣旨

盛岡市内事業所における女性活躍推進の現状や課題及びニーズを把握し、市女性活躍推進計画策定など、今後の施策の基礎資料とする。

2 調査実施者

本調査は、平成 30 年度岩手県立大学地域政策研究センター地域協働研究（ステージⅠ研究

課題名「女性活躍推進が地域活性化に与える影響について」の一環として、岩手県立大学社会福祉学部吉田仁美研究室及び盛岡市が共同で実施した。

(1) 調査の総括、集計・分析・考察（正）

（研究代表者）岩手県立大学社会福祉学部准教授 吉田仁美、吉田仁美研究室

(2) 調査及び関連事業の実施、集計・分析・考察（副）

（共同研究者）盛岡市市民部市民協働推進課男女共同参画推進室

3 調査の概要

(1) 調査の名称

「平成 30 年度盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査」

(2) 調査の目的

盛岡市内事業所における女性活躍推進に関する現状や課題及びニーズを把握し、今後の施策の基礎資料とする。

(3) 調査対象

盛岡商工会議所会員のうち、従業員数 20 名以上の 635 事業所

※ここでは従業員に非正規従業員も含めるものとする。

(4) 実施方法

質問紙（全 15 問）を郵送で送付し、郵送・FAX・インターネットのいずれかで回答。

回答は、経営者または経営企画・人事部門等を担当されている方に依頼した。

(5) 調査期間

平成 30 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

(6) 回収結果

回収数 100 件（回収率 15.7%）。うち有効回収数 89 件（有効回収率 89.0%）。

4 調査報告書（全文）URL

盛岡市公式ホームページに掲載しています。

（トップページ＞暮らし・届け出＞市民活動＞男女共同参画＞平成 30 年度盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査）

<http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/shiminkatsudo/sankaku/1024008.html>

5 調査結果について（抜粋）

(1) 回答事業所の属性について

- 回答事業所は「建設業」が最も多く、次いで「卸売・小売業」「製造業」の順となった。（盛岡市統計書（平成28年版）における産業大分類別事業所数では「卸売・小売業」「宿泊業・飲食サービス業」「不動産、物品賃貸業」の順に多い。）
- 平均勤続年数について、男性では「15年以上（34.8%）」、女性では「3年以上10年未満（48.3%）」が最も多かった。
- 時間外労働時間数について、「0時間から10時間（40.4%）」「11時間から20時（31.5%）」「21時間から30時間（18.0%）」という状況であった。（図表掲載していないが、業種別では「運輸・郵便業」「教育・学習支援業」に時間外労働時間数が長くなる傾向が見られた。）

表1 回答事業所の主たる業種

業種	事業所数	割合
建設業	20	22.5%
卸売業、小売業	19	21.3%
製造業	11	12.4%
金融業、保険業	7	7.9%
医療、福祉	7	7.9%
サービス業（他に分類されないもの）	5	5.6%
宿泊業、飲食サービス業	4	4.5%
運輸業、郵便業	3	3.4%
不動産業、物品賃貸業	3	3.4%
教育、学習支援業	3	3.4%
学術研究、専門・技術サービス業	2	2.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1.1%
情報通信業	1	1.1%
生活関連サービス業、娯楽業	1	1.1%
分類不能の産業	2	2.2%
合計	89	100.00%

表2 常用雇用者数（うち正規従業員）の規模

正規従業員規模	事業所数	割合
20人未満	10	11.2%
20人以上50人未満	50	56.2%
50人以上100人未満	18	20.2%
100人以上	11	12.4%
合計	89	100.0%

表 3 男性の平均勤続年数

平均勤続年数	事業所数	割合
3 年未満	0	0.0%
3 年以上 10 年未満	29	32.6%
10 年以上 15 年未満	29	32.6%
15 年以上	31	34.8%
合計	89	100.0%

表 4 女性の平均勤続年数

平均勤続年数	事業所数	割合
3 年未満	1	1.1%
3 年以上 10 年未満	43	48.3%
10 年以上 15 年未満	23	25.8%
15 年以上	22	24.7%
合計	89	100.0%

表 5 1 カ月あたりの平均時間外労働時間の状況

1 カ月あたりの平均時間外労働時間（一人当たり）	事業所数	割合
0～10 時間	36	40.4%
11～20 時間	28	31.5%
21～30 時間	16	18.0%
31～45 時間	8	9.0%
45 時間以上	1	1.1%
合計	89	100.0%

(2) 女性活躍推進の状況について

- 調査回答の40.4%（36事業所）が「女性活躍推進について経営指針等において現在では明示していないが今後検討したい」とし、取組意欲のある事業所に向けた働きかけが重要である。
- 仕事と生活を両立できる働きやすい職場の認定取得に向けて取り組む（認定済・申請中）事業所が13.5%、「申請予定なし」が57.3%となっており、取組の奨励が今後の課題である。

表6 女性活躍推進の経営指針・経営計画・事業主行動計画等への明示の状況

経営指針等の明示の状況	事業所数	割合
明示しており对外公表している	15	16.9%
明示しているが对外公表していない	3	3.4%
明示していないが、現在検討中または今後検討したい	36	40.4%
当面明示する予定はない	27	30.3%
その他（ ）	8	9.0%
合計	89	100.0%

表7 女性管理職登用にに関する具体的数値目標の設定状況

女性管理職登用の具体的数値目標の設定	事業所数	割合
設定している	7	7.9%
設定していないが検討したい	24	27.0%
設定は考えてない	49	55.1%
その他	9	10.1%
合 計	89	100.0%

表8 管理職等の登用状況

職位	総数（人）	うち女性（人）	女性割合
係長相当職	589	181	30.7%
課長相当職	555	86	15.5%
部長相当職	311	32	10.2%
役員数	324	48	14.8%

表9 仕事と生活を両立できる働きやすい職場環境推進のための認証制度等の認定状況について（えるぼし・くるみん・いわて女性活躍認定企業等）

認証制度等の認定状況	事業所数	割合
① 認定済	8	9.0%
② 申請中	4	4.5%
③ 申請について検討中	26	29.2%
④ 申請予定なし	51	57.3%
合 計	89	100.0%

(3) 女性活躍推進の課題やニーズ

- 事業所における女性活躍推進の課題として多かった順に「管理職の認識・意識の向上（多様な人材の活用・マネジメントスキル向上）」「女性従業員の理解・行動・意識改革」「女性社員のキャリア形成支援」となり、管理職や女性従業員の人材育成の必要性が浮き彫りとなった。
- 市に求める取組や支援について、「保育施設や介護支援等のサービスの充実」の次に「先進的取組事例の紹介」「スキルアップセミナー等の実施」があげられた。

図1 事業所における女性活躍推進の課題（複数回答）

単位：事業所

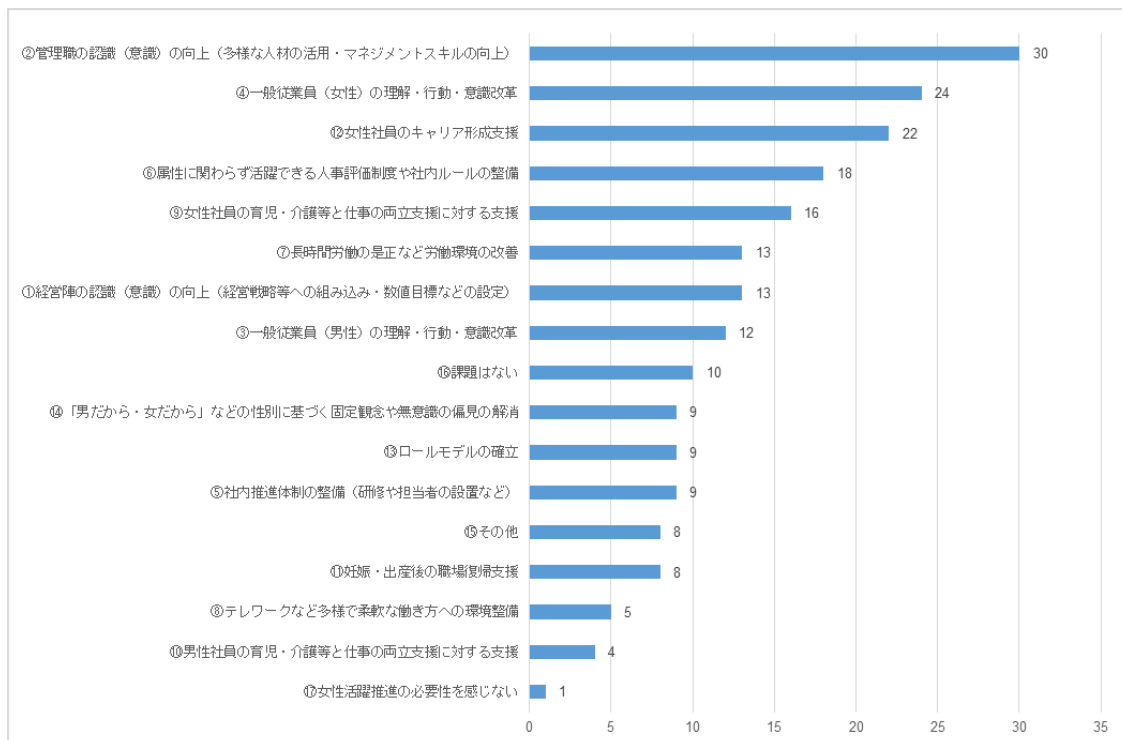
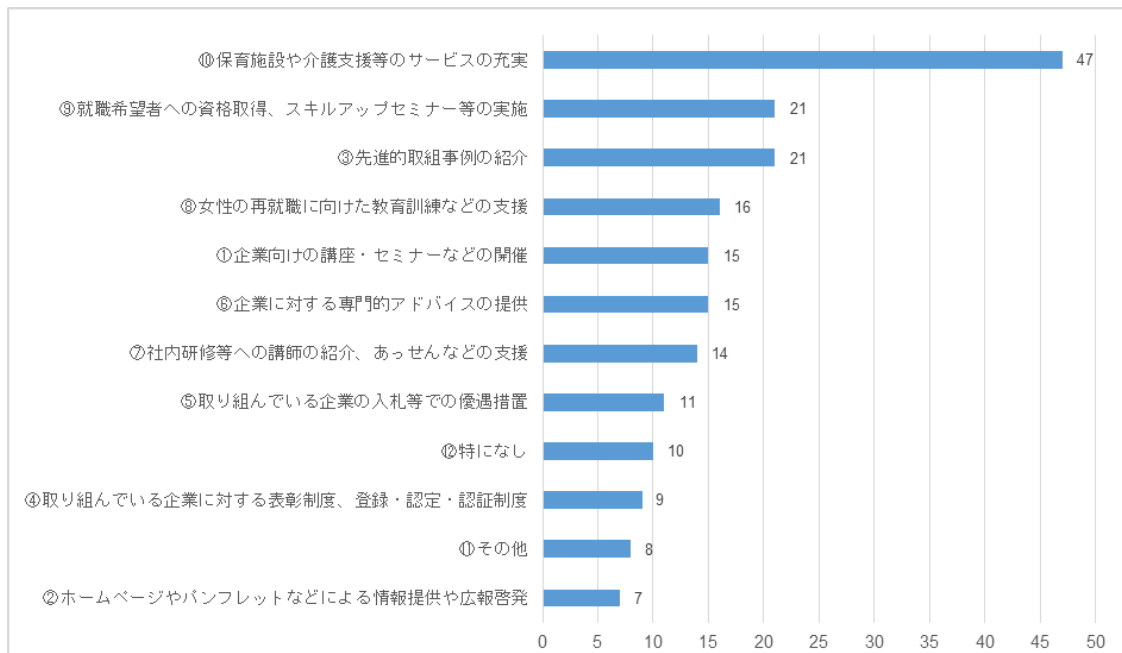


図2 盛岡市へ求める取組や支援（複数回答）

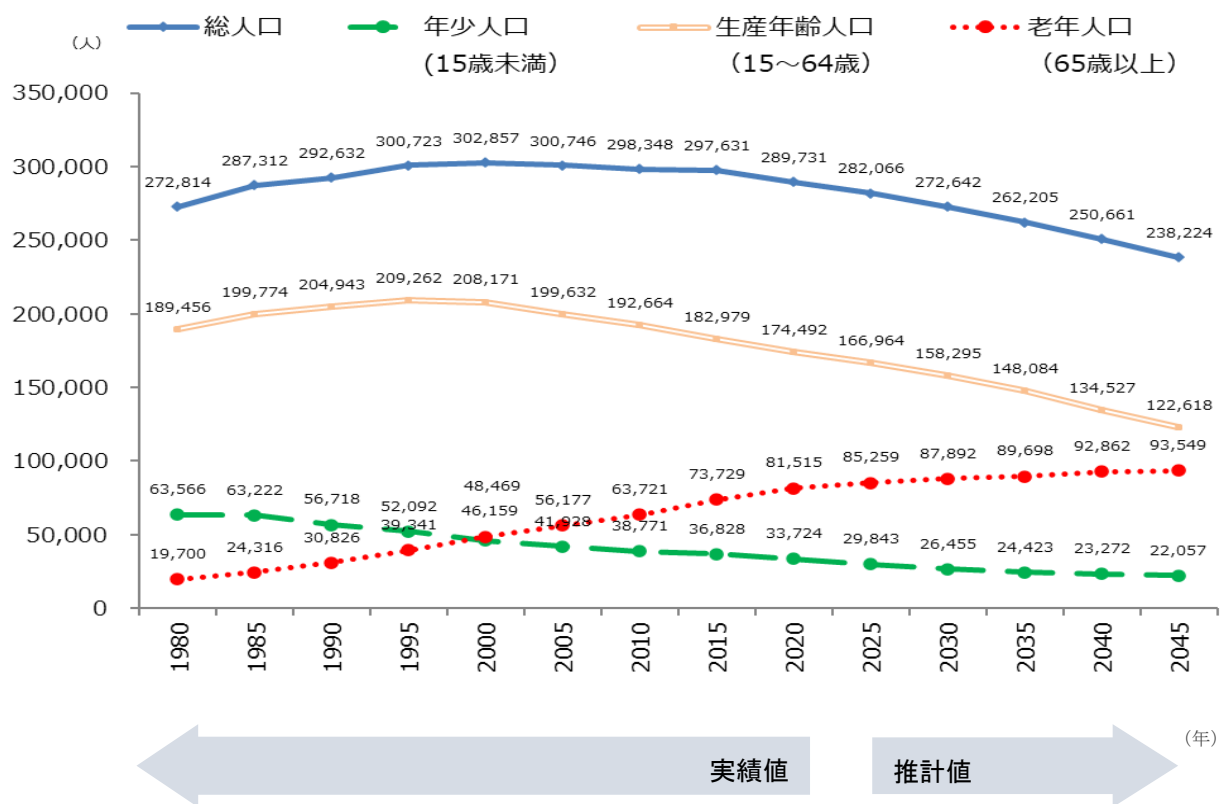
単位：事業所



6 盛岡市の現状（人口・就業状況）

■人口推移（総人口の推移）

- 総人口は、平成12年（2000年）の302,857人をピークに減少に転じている。
- 生産年齢人口は、令和12年（2030年）には159,886人となることが見込まれ、平成27年（2015年）の182,979人から約13%減少する。
- 老年人口は、令和12年（2030年）には88,546人となることが見込まれ、平成27年（2015年）の73,729人から約20%増加するなど、人口減少・少子高齢化が今後も進行する見通しとなっている。



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

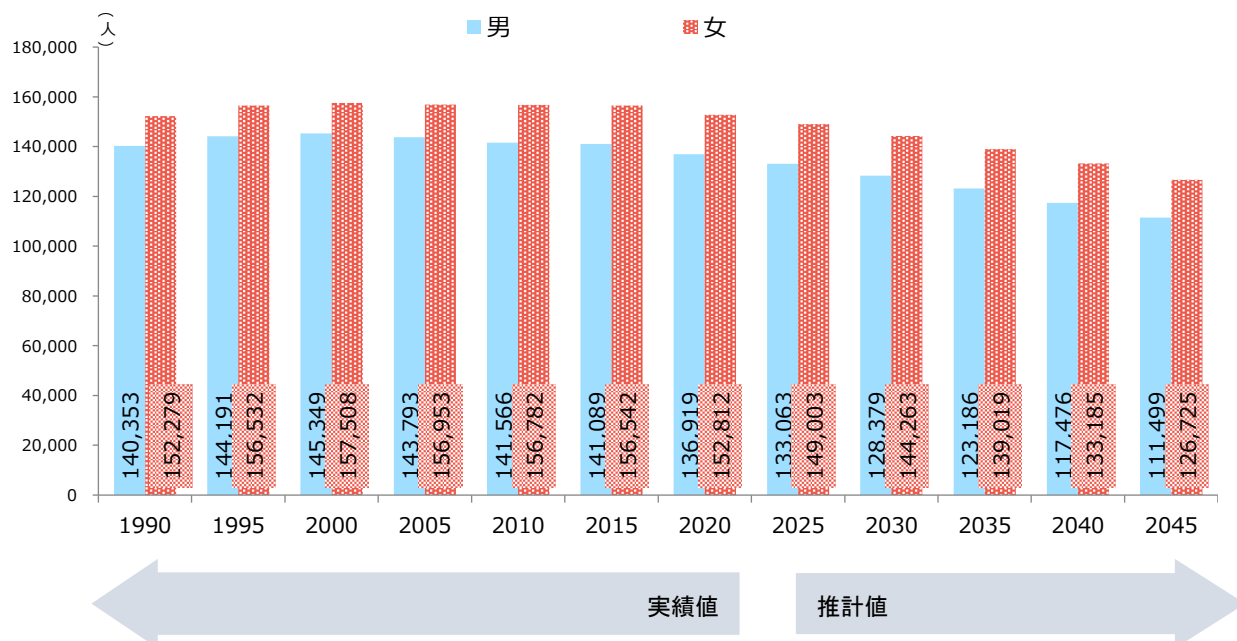
【注記】2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(令和5年12月公表)に基づく推計値

数値は令和2年度末現在の盛岡市の行政区域に基づいて組み替えたものを使用(旧都南村・旧玉山村含)

年齢3区分別人口には年齢不詳人口は含まない(内閣官房 RESAS-地域経済分析システム使用)

■男女別人口の推移

➤男女別人口では、女性の人口が男性の人口を約1割程度上回っている。



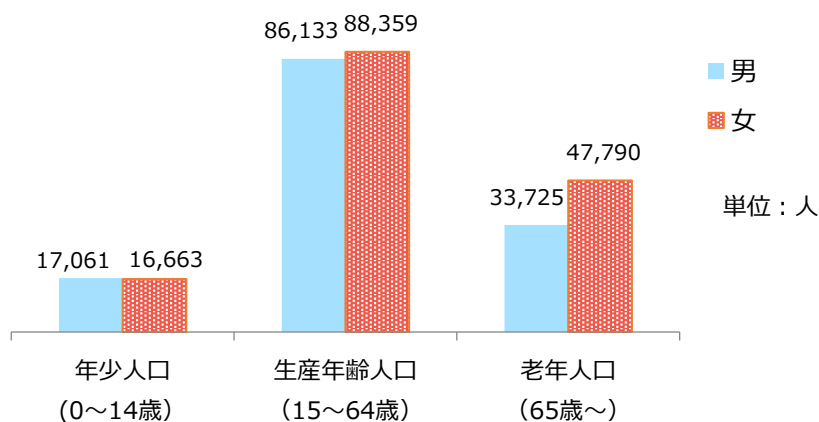
【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(令和5年12月公表)に基づく推計値。

数値は令和2年度末現在の盛岡市の行政区域に基づいて組み替えたものを使用(旧都南村・旧玉山村含)

■年齢三区分別人口（男女別）（令和2年国勢調査）

➤年齢三区分別人口では、年少人口を除き、女性の人口が男性の人口を上回っている。

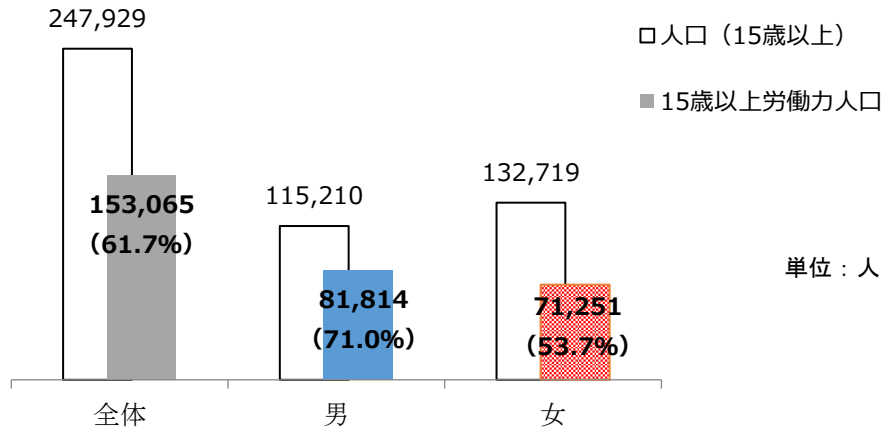


【出典】総務省「国勢調査」

【注記】年齢三区分別人口には年齢不詳人口は含まない

■労働力人口（令和2年国勢調査）

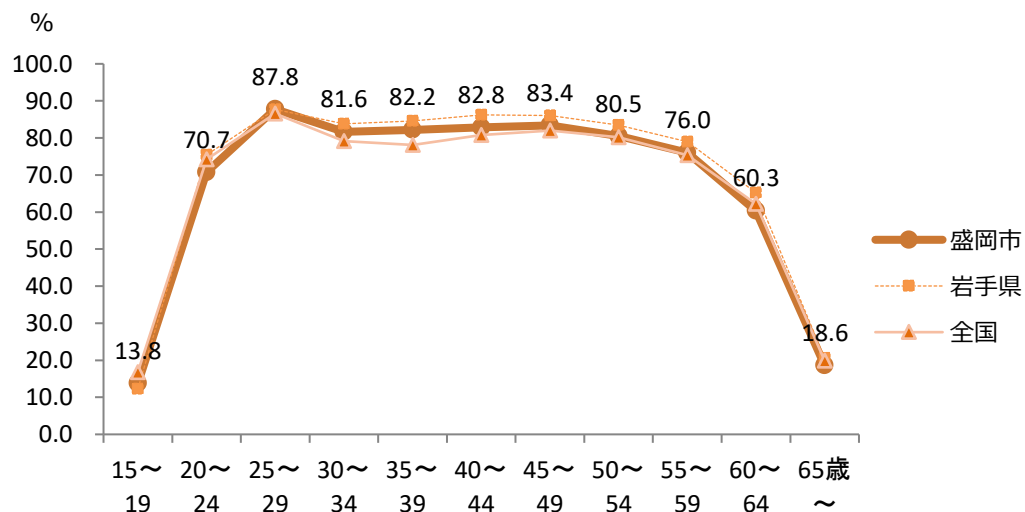
＞本市の女性労働力率は約50%で、全国平均の50%とほぼ同じ傾向である。



【出典】総務省「国勢調査」（労働力人口：就業者と完全失業者を合わせたもの）

■女性の年齢階級別の労働力率（令和2年国勢調査）

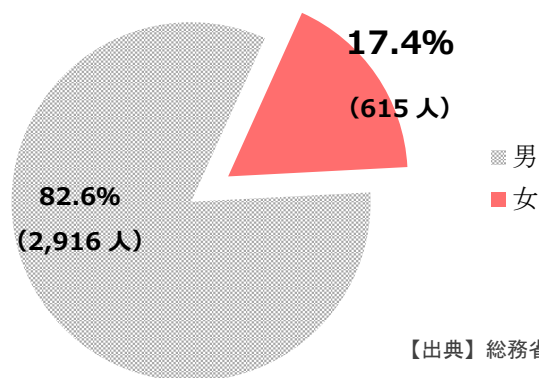
＞女性の年齢階級別の労働力率では、30代から40代前半までの労働力率が、その前後の年代と比較して低い傾向がみられることから、多くの人が出産・子育て期を迎える時期の「仕事と育児等の両立」が進んでいないことが考えられる。



【出典】総務省「国勢調査」（数値記載は盛岡市分）

■女性の管理的職業従事者割合（令和２年国勢調査）

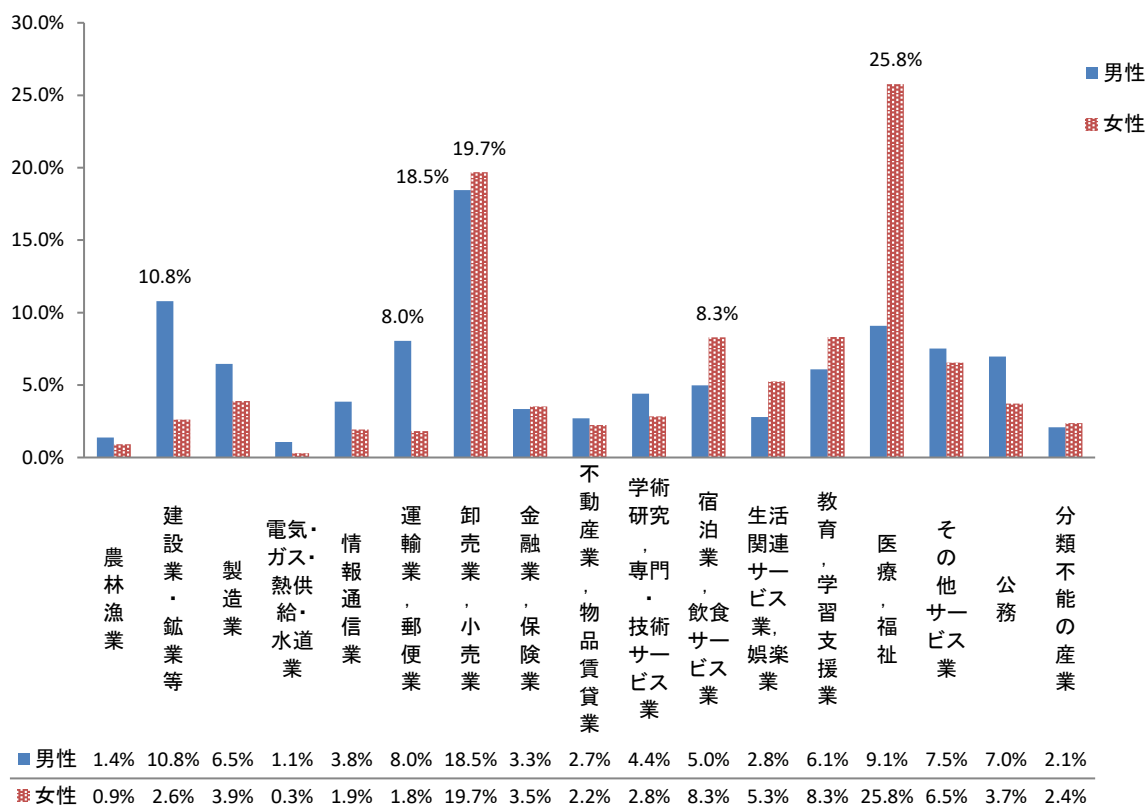
➤本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は約 17.4%で、全国平均の約 15%と比較して高い傾向にあるが、国が目指す「30%目標（指導的地位に女性が占める割合を 30%程度とすること）」には達していない状況である。



【出典】総務省「国勢調査」

■産業別就業人口（令和２年国勢調査）

➤第３次産業従事者数が８割を超える本市において、男女別の産業別就業人口の内訳は、多い順から、女性は「医療・福祉」「卸売業・小売業」「宿泊業・飲食サービス業」となっており、男性は「卸売業・小売業」「建設業・鉱業等」「運輸業・郵便業」となってい



【出典】総務省「国勢調査」

7 社会情勢の変化（主に第2次計画策定後の平成27年度以降）

(1) 国の動き（主なもの）

- (H27)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布・施行
- (H30)「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」公布・施行（H31～）
- (H30)「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行
- (R1)「女性活躍推進法」等の一部を改正する法律の公布・施行（R2～）（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化、ハラスメント対策の強化等の措置）
- (R1)「配偶者暴力防止法」の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布・施行（R2～）
- (R2)「第5次男女共同参画基本計画」の策定
- (R3)「育児・介護休業法」の改正（子の出生直後の柔軟な育児休業の枠組みの創設、雇用環境の整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の義務付け等）
- (R4)「困難女性支援法」の公布（R6～）
- (R5)「配偶者暴力防止法」の一部を改正する法律の公布（R2～）（被害者の保護命令制度の拡充・保護命令違反に対する厳罰化等）
- (R5)「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の公布・施行

➤女性活躍推進法の公布、施行（H27～）

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる、豊かで活力ある社会を実現することを目的に「女性活躍推進法」が成立・施行され、日本における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入った。

（参考）女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定と優良企業認定制度「えるぼし」

○事業主行動計画の策定義務化

女性活躍推進法に基づき、国・地方公共団体（以下「特定事業主」という）と301人以上の大企業※（以下「一般事業主」という）は、次の取組が義務化された。

- (1) 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- (2) その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表
（盛岡市内事業所の届出先等は、厚生労働省岩手労働局雇用環境・均等室）
- (3) 自社の女性の活躍に関する情報の公表

※法施行時は300人以下の中小企業は努力義務だったが、令和元年の法改正により、令和4年4月1日より、対象が101人以上の事業主に拡大される。

○優良企業認定制度「えるぼし」

上記の事業主行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができる。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができる。



出展：厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

➤働き方改革関連法の公布（H30）、施行（H31）

労働者が、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずる「働き方改革関連法」が公布・施行された。

➤政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布、施行（H30）

政治分野における女性の参画拡大について、衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとするなど、を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布、施行された。

➤配偶者暴力防止法の一部改正（R1）、施行（R2）

児童虐待と密接な関係があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として、「児童相談所」を法律上明確化すること等を内容とした、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正が行われた。

➤育児休業、介護休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正（R3）施行（R4）

事業主に対し育児休業の個別の周知・意思確認の義務付け、男性版産休（出生時育児休業）が新設された。R4より段階的に施行。

➤困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の公布（R4）・施行（R6）

女性をめぐる生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など問題の複雑化、多様化、合化し、コロナ禍によりこうした課題が顕在化している中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築するため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が新たに施行された。

（2）県の動き（主なもの）

- （H27）「いわて男女共同参画プラン」改訂、「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定
- （H28）知事によるイクボス宣言、いわて女性の活躍促進連携会議に5部会設置、LGBT相談窓口開設
- （H29）「いわて女性活躍推進企業等認定制度」の創設、性犯罪・性暴力被害者支援「はまなすサポート」開設
- （H30）「いわて女性活躍推進員」を配置、「平成30年度岩手県男女が共に支える社会に関する意識調査」の実施
- （R3）「性別による固定的な役割分担意識をなくそういわて宣言」を実施
- （R3）「いわて男女共同参画プラン」策定
- （R3）「令和3年度男女が共に支える社会に関する意識調査」の実施
- （R5）「岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」策定・施行
- （R6）「いわて困難な問題を抱える女性への支援等推進計画」策定（2024～2028）
- （R6）パートナーシップ制度の自治体間連携開始

➤いわて女性活躍推進企業等認定制度の創設

岩手県では、女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画の策定が努力義務とされている企業等を対象に、女性活躍に積極的に取り組む企業等を認定する制度を平成29年度に創設した。

平成30年度末現在で、いわて女性活躍推進認定企業等の数は77、イクボス宣言団体・企業数は80と、女性活躍推進や働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組む企業等の動きが広がっている。（「平成30年度岩手県男女共同参画年次報告書」より一部抜粋）



【出典】岩手県ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1004931.html>

➤性別による固定的な役割分担意識をなくそういわて宣言の実施

一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現を目指し「住みたい、働きたい、帰りたい」と思える岩手をつくるため、性別による固定的な役割分担意識を岩手からなくしていくことを宣言する取組。

➤いわて困難な問題を抱える女性への支援等推進計画の策定

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第2条に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）を対象とし、支援を推進する計画を策定。

➤岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針

基礎自治体優先の原則を尊重しながらも、県が広域自治体として指針となるべき事項を定めることにより、県内市町村におけるパートナーシップ制度の導入、さらには相互利用の円滑化を促し、誰もが生きやすい地域社会の実現を図るもの。

➤パートナーシップ制度の自治体間連携開始

岩手県内のパートナーシップ制度を導入している自治体で、同様の制度を導入している自治体と連携し、制度利用者の住所異動に伴う手続の簡素化を図る自治体間連携を開始。

(3) 国際的な動き（主なもの）

(H27)「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと持続可能な開発目標（SDGs）」採択
SDGs の達成に向けた世界的な潮流。（目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」）

(H28～)「ジェンダーギャップ指数（男女格差指数）」日本の順位低迷（G7 最下位）

(H27：101 位/145 国中、H28：111 位/144 国中、H29：114 位/144 国中、
H30：110 位/149 国中、R2：121 位/153 国中、R3：120 位/156 国中、
R4：116 位/146 国中、R5：125 位/146 国中、R6：118 位/146 国中)

【備考】R1（2019）公表分は R2（2020）として公表されたため、年の数字が連続していない

➤SDGs と男女共同参画

国際社会においては、「誰一人取り残さない」社会の実現のため「持続可能な開発目標（SDGs）

（2030 年までに達成すべき 17 の目標）」が国連で採択された（平成 27 年）。この実現のために日本で定めた実施指針の 8 つの柱（優先課題）の一番目に「あらゆる人々が活躍する社会の実現」が掲げられ、働き方改革の着実な実施、女性の活躍推進、ダイバーシティ（多様性の尊重）

の推進などがその具体的取組としてあげられている。

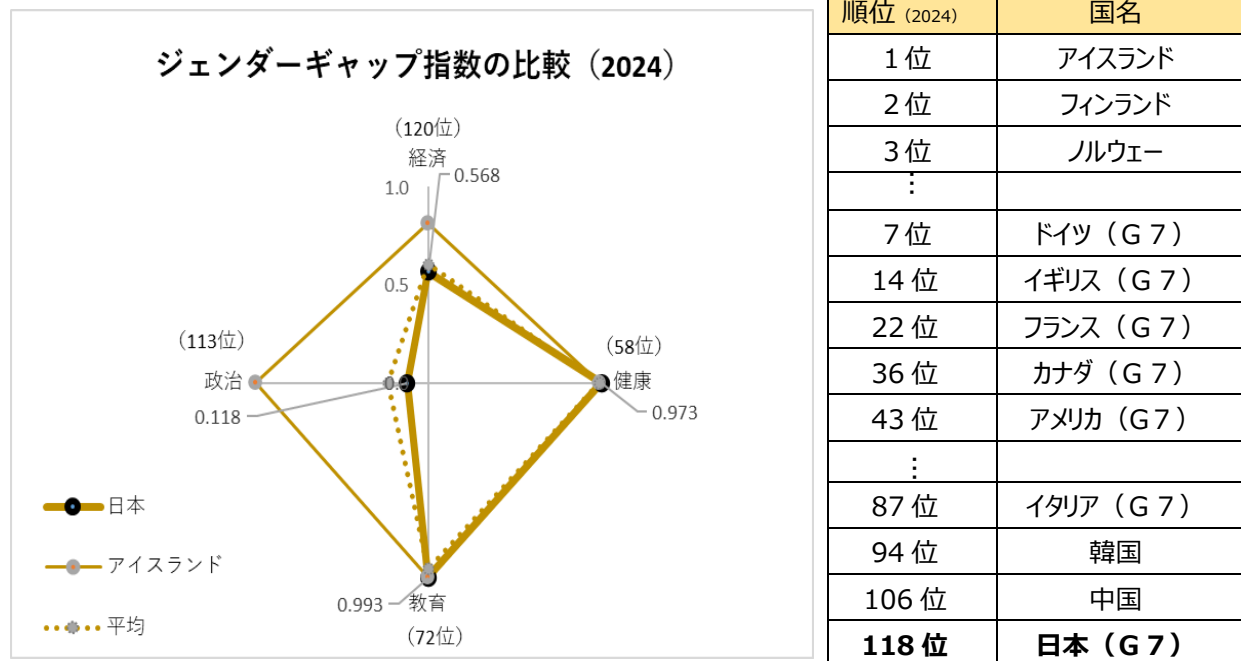
地方自治体においては、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、この実施指針の考え方を最大限反映することが求められており、男女共同参画施策の展開にあたっても、これらの視点を意識した取組がより一層求められていく。



【出典】外務省 ジャパンSDGsアクション・プラットフォーム <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>

➤ジェンダーギャップ指数の日本の順位低迷

「世界経済フォーラム」が、世界各国の男女平等の度合いを「経済・政治・教育・健康」の4分野で指数化し、毎年国別に順位を決めている「ジェンダーギャップ指数」において、日本の順位が低迷している。特に「政治・経済」の分野が順位を大きく下げる要因となっており、主要7カ国（G7）中では最下位である。



【出典】世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2024」 <https://jp.weforum.org/publications/global-gender-gap-report-2024/>

(4) 社会の動き（主なもの）

- 少子・高齢化と未婚・単身世帯の増加、共働き世帯の増（専業主婦世帯の2倍（H30））
- 男性の育児休業加速化の兆し（男性国家公務員の原則1か月以上取得等（R2））
- 人生100年時代の到来（性別等に関わらず誰もが、健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる・多様な生き方の選択が可能となる環境の整備に取り組む必要など）
- 頻発する大規模災害
- 「性犯罪・性暴力」「性別等に関するハラスメント」「配偶者からの暴力や児童虐待との関連」などの深刻な社会問題化と、予防と根絶の機運の高まり
- 「性の多様性」に関する理解と支援の社会的機運の高まり
- 科学技術・学術における男女共同参画の推進 など

（参考資料：内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画説明資料：詳細版」）

8 男女共同参画行政に関する国内外の動き（1975年～2023年）

年	世界の動き（国連等）	国	岩手県	盛岡市
1975 (昭 50)	●「国際婦人年世界会議」 (メキシコシティ) ●「世界行動計画」採択	●「婦人問題企画推進本部」設置		
1977 (昭 52)		●「国内行動計画」策定 ●「国立婦人教育会館（現 国立女性教育会館）」設置	●企画調整部青少年対策 課で婦人問題を所管 ●婦人対策懇談会設置	
1978 (昭 53)			●「婦人の生活実態と意識に 関する調査」実施 ●「岩手の婦人対策の方向」 策定	
1979 (昭 54)	●国連第 34 回総会「女子 差別撤廃条約」採択	●「女子差別撤廃条約」 署名	●企画調整部青少年婦人 課設置	
1980 (昭 55)	●「国連婦人の十年」中間年 世界会議（コペンハーゲン） ●「国連婦人の十年後半期 行動プログラム」採択			
1981 (昭 56)		●「国内行動計画後期重点 目標」策定		
1984 (昭 59)		●女子差別撤廃条約批准に 向けた「国籍法」の改正	●「婦人の生活実態と意識に 関する調査」実施	●福祉事務所に青少年婦人 室設置 ●盛岡市婦人懇談会設置 ●「市民意識調査」実施
1985 (昭 60)	●「国連婦人の十年」ナイロビ 世界会議「婦人の地位向上 のためのナイロビ将来戦略」採 択	●女子差別撤廃条約批准に 向けた「男女雇用機会均等 法」公布、「労働基準法」の 改正、「家庭科教育に関する 検討会議」報告 ●「女子差別撤廃条約」 批准		●盛岡市婦人懇談会が市長 に「婦人問題に関する当面の 課題について」提言
1987 (昭 62)		●「西暦 2000 年に向けての 新国内行動計画」策定		●「盛岡市婦人行動計画」 策定 ●女性情報紙「あの・なはん」 創刊
1988 (昭 63)			●「新岩手の婦人対策の方 向」策定	

年	世界の動き（国連等）	国	岩手県	盛岡市
1990 （平 2）	●国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		●「岩手の女性の意識に関する調査」実施	●青少年婦人室が福祉部へ ●盛岡市女性行政推進連絡会議設置 ●市民意識調査実施
1991 （平 3）		●「育児休業法」公布		●婦人週間もりおか展の開催（以降毎年開催）
1992 （平 4）			●「いわて女性さわやかプラン」策定	●旧都南村合併
1993 （平 5）	●「世界人権会議」（ウィーン） ●女性に対する暴力撤廃宣言	●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）公布	●青少年婦人課を青少年女性課に改称	●青少年婦人室を青少年女性室に改称 ●可能な限り行政用語の「婦人」を「女性」に改称
1994 （平 6）	●「国際人口開発会議」（カイロ）行動計画採択	●「男女共同参画室」「男女共同参画審議会（政令）」「男女共同参画推進本部」設置		●市民意識調査実施
1995 （平 7）	●「第 4 回世界女性会議」- 平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	●「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」へ改正（介護休業制度法制化）		●「新盛岡市女性行動計画（なはんプラン 21）」策定
1996 （平 8）		●「男女共同参画 2000 年プラン」策定		
1997 （平 9）		●男女共同参画審議会設置（法律） ●「介護保険法」公布		●青少年婦人室が企画部へ ●「市民意識調査」実施
1998 （平 10）			●「男女が共に支える社会に関する意識調査」実施	●青少年女性室が青少年女性課へ改称
1999 （平 11）		●「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ●「食料・農業・農村基本法」公布、施行		
2000 （平 12）	●国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク） ●ミレニアム開発目標（MDGs）を設定 ●「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第 1325 号」採択	●「男女共同参画基本計画」閣議決定 ●「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布、施行	●「いわて男女共同参画プラン」策定	●「新盛岡市女性行動計画補訂版」策定 ●もりおか女性センター開設

年	世界の動き（国連等）	国	岩手県	盛岡市
2001 （平 14）		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 ●男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 ●第1回男女共同参画週間（以降毎年実施）		
2002 （平 14）			●「岩手県男女共同参画推進条例」公布、施行 ●岩手県男女共同参画推進審議会設置	
2003 （平 15）		●「少子化社会対策基本法」公布、施行 ●「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	●青少年女性課を青少年・男女共同参画課に改称 ●「男女が共に支える社会に関する意識調査」実施	●「市民意識調査」実施
2004 （平 16）		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2005 （平 17）	●国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	●「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	●「いわて男女共同参画プラン」改訂 ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定	●企画部青少年女性課が市民部男女参画国際課へ ●「盛岡市男女共同参画計画（新なはんプラン）」策定 ●働く婦人の家を女性センターに統合し「女性センター別館」開設
2006 （平 18）		●「男女雇用機会均等法」改正 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	●「男女共同参画センター」開設 ●「男女が共に支える社会に関する意識調査」実施	●旧玉山村合併 ●「盛岡市男女共同参画計画」改訂 ●女性センター指定管理者制に移行
2007 （平 19）		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ●「パートタイム労働法」改正 ●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		

年	世界の動き（国連等）	国	岩手県	盛岡市
2009 （平 21）		●「育児・介護休業法」改正	●「いわて配偶者暴力防止 対策推進計画」一部改正 ●「男女が共に支える社会に 関する意識調査」実施	●「盛岡市配偶者暴力防止 対策推進計画」策定 ●「盛岡市配偶者暴力相談 支援センター」開設（もりお か女性センターを指定）
2010 （平 22）	●「第 54 回国連婦人の地 位委員会（北京+15）記 念会合」（ニューヨーク）	●「第 3 次男女共同参画基 本計画」閣議決定		●「盛岡市男女共同参画計 画（新なはんプラン）」見 直し
2011 （平 23）	●ジェンダー平等と女性のエン パワーメントのための国連機関 （UN Women）発足		●「いわて男女共同参画プラ ン」策定 ●「いわて配偶者暴力防止 対策推進計画」策定	
2012 （平 24）	●第 56 回国連婦人の地位 委員会が「自然災害における ジェンダー平等と女性のエンパ ワーメント」決議案採択		●「男女が共に支える社会に 関する意識調査」実施	
2013 （平 25）		●「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関す る法律」改正 ●「男女共同参画の視点か らの防災・復興の取組指針」 策定 ●日本再興戦略の中核に女 性の活躍推進位置づけ		●「市民意識調査」実施
2014 （平 26）	●第 58 回国連婦人の地位 委員会が「自然災害における ジェンダー平等と女性のエンパ ワーメント」決議案採択	●「パートタイム労働法」改正 ●女性が輝く社会に向けた国 際シンポジウム（WAW！T O K Y O 2014）開催（以 降毎年開催）	●若者女性協働推進室 設置	●「第 2 次盛岡市男女共同 参画推進計画」「第 2 次盛 岡市配偶者暴力防止対策 推進計画」策定
2015 （平 27）	●「第 59 回国連婦人の地 位委員会（北京+20）記 念会合」（ニューヨーク） ●「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(S D G s)」 採択 ●第 3 回国連防災世界会 議（仙台）「仙台防災枠 組」採択	●「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律 （女性活躍推進法）」の公 布・一部施行 ●「女性活躍推進のための重 点方針 2015」（以降毎年 策定） ●「第 4 次男女共同参画基 本計画」閣議決定	●「男女が共に支える社会に 関する意識調査」実施	●女性センター別館廃止 （肴町分庁舎旧館耐震診 断結果による建物使用中 止）

年	世界の動き（国連等）	国	岩手県	盛岡市
2016 （平 28）	● G7 伊勢志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」「女性の理系キャリア促進のためのイニシアチブ」に合意	●「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」等の改正	●「いわて男女共同参画プラン」改訂 ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」策定 ●知事「イクボス宣言」	●女性活躍推進法による「特定事業主行動計画」策定
2017 （平 29）		●刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）	●「いわて女性活躍推進企業等認定制度」の創設 ●「はまなすサポートセンター（性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター）」開設	
2018 （平 30）		●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ●「働き方改革関連法」公布 ●セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策」の制定	●「男女が共に支える社会に関する意識調査」実施	●市長「モリ☆ボス宣言（イクボス宣言）」 ●「盛岡市民アンケート調査」実施 ●「盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査」実施（岩手県立大学地域協働研究）
2019 （令 1）	● W20 日本開催（第 5 回国際女性会議（WAW!）と同時開催） ● G20 首脳宣言	●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正		●「盛岡市男女共同参画推進条例」公布、施行
2020 （令 2）	●国連「北京+25」記念会合（第 64 回国連女性の地位委員会（ニューヨーク））	●「第 5 次男女共同参画基本計画」策定		●「第 3 次男女共同参画推進計画」策定
2021 （令 3）		●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	●「性別による固定的な役割分担意識をなくそう いわて宣言」実施 ●「いわて男女共同参画プラン」策定 ●「男女が共に支える社会に関する意識調査」実施	
2022 （令 4）	●国際女性会議 WAW！ 2022 の開催	●「育児休業法」改正 ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正		

年	世界の動き（国連等）	国	岩手県	盛岡市
		●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 ●「AV 出演被害防止・救済法」施行		
2023 (令 5)	●国際女性会議 WAW ! 2022 の開催	●「LGBT 理解増進法」施行	●「岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」策定・施行	●「盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」開始
2024 (令 6)		●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	●「いわて困難な女性を抱える女性への支援等推進計画」策定 ●パートナーシップ制度の自治体関連連携開始	

（参考）

●内閣府男女共同参画局「ひとりひとりが幸せな社会のために（令和元年度版データ）」

<http://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/pamphlet/>

●岩手県若者女性協働推進室「令和 4 年度岩手県男女共同参画年次報告書」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyouseishounendanjo/danjo/houkoku/1070672.html>

● 男女共同参画社会基本法 〔平成 11 年法律第 78 号〕

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的と

する。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活

動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画

（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及

び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成

の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に

対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平

成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 [略]

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 [略]

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 [平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄]

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

● 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

〔昭和47年法律第103号〕

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等（第五条—第十条）

第二節 事業主の講ずべき措置等（第十一条—第十三条の二）

第三節 事業主に対する国の援助（第十四条）

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助等（第十五条—第十七条）

第二節 調停（第十八条—第二十七条）

第四章 雑則（第二十八条—第三十二条）

第五章 罰則（第三十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸

要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いはしてはならない。

一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練

二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生 の措置であつて厚生労働省令で定めるもの

三 労働者の職種及び雇用形態の変更

四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新（性別以外の事由を要件とする措置）

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてゐる事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び

変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置等

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。

4 厚生労働大臣は、前三項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

5 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務)

第十一条の二 国は、前条第一項に規定する不利益を与える行為又は労働者の就業環境を害する同項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題(以下この条において「性的言動問題」という。)に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するよう努めなければならない

い。

- 3 事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、性的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。
- 4 労働者は、性的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）

第十一条の三 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の相談を行い、又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用する。
- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 4 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）

第十一条の四 国は、労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「妊娠・出産等関係言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 事業主は、妊娠・出産等関係言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

- 3 事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

- 4 労働者は、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（男女雇用機会均等推進者）

第十三条の二 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第八条、第十一条第一項、第十一条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十二条及び前条第一項に定める措置等並びに職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつていゝ事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつていゝ事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助等

(苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項及び第二項（第十一条の三第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当

事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

第二節 調停

(調停の委任)

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

- 2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

- 2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者又は関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者その他の参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

- 2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の完成猶予)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条

第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

（訴訟手続の中止）

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。
- 二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。
- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
- 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（資料提供の要求等）

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

（厚生労働省令への委任）

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

（調査等）

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

- 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（公表）

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項及び第二項（第十一条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（船員に関する特例）

第三十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第五項、第十一条の三第四項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十一条第四項、第十一条の三第三項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第五項、第十一条の三第四項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十一条の三第一項、第十二条、第十三条の二及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十一条の三第一項中「労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第

十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

- 2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。
- 4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。
- 5 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第三十二条 第二章第一節、第十三条の二、同章第三節、前章、第二十九条及び第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節（第十三条の二を除く。）の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
（令和八年三月三十一日までの間の男女雇用機会均等推進者の業務）
- 2 令和八年三月三十一日までの間は、第十三条の二中「並びに」とあるのは、「、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条第一項に規定する一般事業主行動計画に基づく取組及び同法第二十条の規定による情報の公表の推進のための措置並びに」とする。

● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

〔平成13年法律第31号〕

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け
た取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救
済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者
からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的
自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加える
ことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとな
っている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者
を保護するための施策を講ずることが必要である。この
ことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国
際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの
暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制
定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、
配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な
攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをい

う。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響
を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二におい
て「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶
者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が
離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあって
は、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に
対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴
力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をして
いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含
み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上
婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚した
と同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防
止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援
することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣
及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項におい
て「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方
針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において
「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条
第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村
基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策を実施するために必要な国、地方公共団
体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力
の防止及び被害者の保護のための施策に関する重
要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよ
うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協
議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者

からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈して

はならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和二十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を

講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項

を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下

この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

- 第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている

住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第

五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することが

できない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てによ

り、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発し

た裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及	方法又は最高裁判所規	方法

び第二百三十一条の二 第二項	則で定める電子情報処理組織を使用する方法	
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第三項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者

		をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であつた者	特定関係者又は特定関係者であつた者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻を取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

〔平成27年法律第64号〕

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用

形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体

的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活

における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若

しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大

臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効

果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変

更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。一その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対す

る職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施

するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條 第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、

内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三條 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

● 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

〔平成30年法律第28号〕

（目的）

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

（基本原則）

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。
（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（政党その他の政治団体の努力）

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（実態の調査及び情報の収集等）

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）

を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

● 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

〔令和4年法律第52号〕

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）

第四章 雑則（第十六条―第二十二條）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生

活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念のとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本

方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

ない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

- 第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の第三十八項に規定する妊娠婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊娠婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号に

おいて同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女

性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関当該機関の職員又は職員であった者

二 法人当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこ

の法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければ

ならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定公布の日

二 附則第三十四条の規定この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

● 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
〔令和5年法律第68号〕

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティ

ィの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

（知識の着実な普及等）

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理

解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議）

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

（措置の実施等に当たっての留意）

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

● 盛岡市男女共同参画推進条例

〔令和元年6月28日条例第8号〕

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本体制（第9条～第11条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第12条～第22条）

第4章 審議会（第23条～第30条）

第5章 雑則（第31条）

附則

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる環境の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題である。

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題に位置付けており、本市においてもこれまで、その実現を目指し、課題解決のためのあらゆる取組を着実に推進してきた。

人口減少と少子高齢化の急速な進展に加え、人々の価値観の多様化が進む中、これらの社会情勢の変化に対応しうる男女共同参画社会を実現するためには、人権を尊重する意識の更なる向上と、性別等によって役割分担を固定的に捉える意識の解消を進め、多様な生き方を選択でき、あらゆる人が活躍できる環境の促進を図らなければならない。

よってここに、多様性に富んだ豊かで活力あふれる持続可能な地域の構築を目指し、性別等にかかわらず、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 誰もが、性別等にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいう。
- (3) 事業者 営利を目的とするとしないを問わず、市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 性別等 性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の性別についての認識をいう。）等をいう。
- (6) 性別等による人権侵害 ドメスティック・バイオレンス（配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。）、ハラスメント（性別等に係る発言、行動等が、本人の意図に関係なく、相手又は周囲の者に不快感又は不利益を与えることをいう。）その他の性別等による暴力又は差別的取扱いをいう。
- (7) ワーク・ライフ・バランス 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても、多様な生き方を選択することができることにより、仕事と生活の調和が図られることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、相互の協力及び社会の支援の下に、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 誰もが、性別等による人権侵害を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) 誰もが、性別等による固定的な役割分担についての意識にとらわれることなく、個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択で

きること。

(3) 誰もが、性別等にかかわらず、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(4) 誰もが、性別等にかかわらず、ワーク・ライフ・バランスを実現することができること。

(5) 誰もが、性別等に関する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携を図る責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては男女共同参画の推進に努めるとともに、その雇用する労働者が能力を発揮できるよう雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保に努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する労働者がワーク・ライフ・バランスを実現することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進において教育が果たす役割が重要であるとの認識の下に、教育を行うとともに、あらゆる教育の場において男女共同参画についての意識の形成に向けた取組を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（禁止事項等）

第8条 何人も、性別等による人権侵害をしてはならない。

2 何人も、情報を発信するに当たっては、性別等による人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担を反映させた表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本体制
（推進計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画（以下「推進計画」という。）を策定し、公表するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）男女共同参画の推進に関する目標及び施策の方向

（2）前号に掲げる事項に基づき実施すべき男女共同参画の推進に関する施策

（3）前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、盛岡市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。
（実施状況の公表）

第10条 市長は、毎年、推進計画に基づく男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

（推進体制の整備）

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進について全庁横断的に検討するための組織等必要な体制を整備するものとする。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策
等

（情報の収集及び提供）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する情報を収集するとともに、男女共同参画の推進に資するために必要な情報を適切に提供するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮するものとする。

(拠点施設)

第14条 市は、男女共同参画の推進のための拠点施設の機能の充実及び活用の促進に努めるものとする。

(啓発活動)

第15条 市は、市民、事業者及び教育関係者に対し、男女共同参画についての関心及び理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、推進月間を設ける。

3 推進月間の期間は、市長が別に定める。

(教育及び学習の振興等)

第16条 市は、男女共同参画についての意識の形成を図るため、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興、男女共同参画を推進する人材を育成するための教育及び研修の機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第17条 市は、市民、事業者及び教育関係者が自発的に行う男女共同参画の推進に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(積極的改善措置)

第18条 市は、施策の実施に当たり、第2条第1号に規定する機会について、性別等による格差が生じているとみられる場合は、この格差を改善するために必要な範囲において、当該機会を積極的に提供するように努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(災害対応)

第19条 市は、災害の防止、災害への対応及び災害からの復興においては、男女共同参画の視点を踏まえ、施策の推進に努めるものとする。

(支援措置)

第20条 市は、性別等による人権侵害により困難な状況に置かれている人を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別等に対する理解の促進及びその理解の不

足に起因する日常生活の支障を取り除くための支援に努めるものとする。

(相談申出への対応)

第21条 市長は、性別等による人権侵害に関し、市民、事業者又は教育関係者から相談があったときは、関係機関と連携し、公平かつ適切に対応するものとする。

(苦情申出への対応)

第22条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民、事業者又は教育関係者から苦情の申出を受けた場合は、公平かつ適切に対応し、適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要があると認めたときは、当該苦情の内容について、盛岡市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第4章 審議会

(設置)

第23条 推進計画その他の男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、必要があると認めたときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 関係団体に属する者

(3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又

は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第26条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第27条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員の互選とする。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

（審議会の議決の特例）

第28条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（庶務）

第29条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

（委任）

第30条 第23条から前条までに定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に定められている第2次盛岡市男女共同参画推進計画は、第9条第1項の規定に基づき策定された推進計画とみなす。

第3次盛岡市男女共同参画推進計画

【中間見直し版】

第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画
盛岡市困難な問題を抱える女性支援推進計画
盛岡市女性活躍推進計画

令和2年7月
令和7年4月改訂

発行 盛岡市市民部市民協働推進課男女共同参画推進室
住所 〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号
電話 019-626-7525（直通） FAX 019-622-6211
メール djs@city.morioka.iwate.jp

<http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/shiminkatsudo/sankaku/index.html>